

参議院世界貿易機關設立協定等に関する特別委員会會議録第六号

平成六年十二月七日(水曜日)

午前十時五分開会

委員の異動

十二月六日

辞任

和田 教美君

林 紀子君

十二月七日

辞任

栗森 喬君

下村 泰君

補欠選任

風間 昶君

市川 正一君

補欠選任

井上 哲夫君

青島 幸男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

矢田部 理君

上杉 光弘君

野沢 太三君

野間 越君

稲村 稔夫君

梶原 敬義君

北澤 俊美君

山下 栄一君

立木 洋君

井上 吉夫君

大木 浩君

大塚清次郎君

笠原 潤一君

木宮 和彦君

北 修二君

香掛 哲男君

河本 三郎君

吉川 芳男君

吉村剛太郎君

国務大臣

外務大臣

大蔵大臣

文部大臣

厚生大臣

農林水産大臣

通商産業大臣

自治大臣

政府委員

外務大臣官房外務参事官

外務省経済局長

外務省条約局長

大蔵大臣官房審議官

大蔵省主計局次長

会田 長栄君

上山 和人君

清水 澄子君

菅野 久光君

谷本 魏君

堂本 暁子君

三上 隆雄君

村上 牧君

井上 哲夫君

河本 英典君

小島 慶三君

都築 讓君

星川 保松君

風間 昶君

刈田 貞子君

浜四津敏子君

市川 正一君

青島 幸男君

西野 康雄君

河野 洋平君

武村 正義君

与謝野 馨君

井出 正一君

大河原太郎君

橋本龍太郎君

野中 広務君

谷内正太郎君

原口 幸市君

折田 正樹君

薄井 信明君

中島 義雄君

大蔵省関税局長

文化庁次長

厚生省生活衛生局長

農林水産大臣官房長

農林水産省経済局長

農林水産省構造改善局長

農林水産省農蚕園芸局長

農林水産省畜産局長

農林水産省食品流通局長

食糧庁長官

通商産業大臣官房商務流通審議官

通商産業省通商政策局長

通商産業省産業政策局長

通商産業省環境立地局長

通商産業省基礎産業局長

通商産業省生活産業局長

特許庁長官

特許庁特許技監

特許庁総務部長

中小企業庁次長

自治省財政局長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大島 弘輔君

大島 弘輔君

大島 弘輔君

大島 弘輔君

本日の会議に付した案件

○世界貿易機關を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(矢田部理君) ただいまから世界貿易機關設立協定等に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、和田教美君及び林紀子君が委員を辞任され、その補欠として風間昶君及び市川正一君が選任されました。

また、本日、栗森喬君及び下村泰君が委員を辞任され、その補欠として井上哲夫君及び青島幸男君が選任されました。

○委員長(矢田部理君) 世界貿易機關を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著

作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案、特許法等の一部を改正する法律案、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案、農産物価格安定法の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案、以上八案件を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大塚清次郎君 きょうは、自由民主党の皆さんにかわりまして、今度のWTOに関するところにつきまして具体的に質問をいたしたいと思っております。

まず第一の質問はいわゆる新食糧法に関してでございますけれども、今度の新食糧法の内容を一読してみますと、この法律の中には政省令にゆだねられている部分が非常に多い。そういうことでこの全体像について少し不分明さを残しておる、理解の上で。そういうことが出ておりますので、そういう点を踏まえまして、きょうはこの新食糧法によります食糧システムの骨格となる部分について、しかも主たる政省令の内容等につきまして若干の質問をしたいと思います。したがって、かなり事務的なことでございますので、主として食糧庁長官にお伺いをいたしたいと思っております。

まず、今度の新制度の枠組みの前提になります備蓄、生産調整というものが法律に書かれております。新法の第三条第二項、その定義が規定されておりますが、この第二項の中には政令に任せられた部分が二つ、省令が三つ含まれております。これらを踏まえて、生産調整というのは具体的にどのようなものであるか、これを簡単に食糧庁長官に御説明願いたいと思います。

○政府委員(上野博史君) まず、生産調整の関係につきましては、今、先生がお話しございましたように、定義の中に対象になる水田のあれであるとか取り扱いの対応の問題であるとかいうのが書き込まれておりまして、確かに政省令に譲られ

ているわけでございます。

具体的に言いますと、具体的な生産調整の手順につきましては、前年の十一月ぐらいにその年の作況が見えてまいります。それに従いまして翌年の需給事情というのが大体わかるわけでございます。そうしますとどれぐらいの生産調整をしなければならぬのかということもわかってまいります。

そこで、生産者にそれぞれの生産調整をやっていたかどうかということの全体量を示し、その際、御判断いただくべき主要な事項についてあらかじめ数字を発表いたしまして、それをもとに生産者に幾らぐらいの生産調整をするかをお考えいただく。それを三月ぐらいまでの間に順次、各生産者から市町村、市町村から都道府県、都道府県から全国という形で調整をしながら全体としての数量を取りまとめたい。取りまとめたところで各生産者に幾らぐらいずつやっていたかどうかということが逆に決まってしまうというふうな、そういう手順を踏まえておりました。あとは出来秋に向かつて生産調整の確認というふうなことをやっていくというのを具体的にここで手順としては決める。

それから、どういう形状の水田が生産調整の対象になるのか、いかなる取り扱いをしたら生産調整として認められるのかというふうなことが規定をされてくるというふうなことがこの内容になるうかと考えております。

○大塚清次郎君 そこで、今、概要を伺いましたけれども、いわゆるこの新食糧法が新たな制度として発足する、施行が決まってくる。その前に経過段階を踏んでいくわけですから、混乱がないようにひとつ十分今後対応していただきたい。

農林水産大臣にちよつと。

○国務大臣(大河原太一郎君) お話のとおりでございます。新法案の適用実施ということでは平成八年産米から実施いたすわけでございます。旧制度と新制度の移行の手順なりタイミング等については、当然のことでございますが、十分配慮いた

しまして混乱を生じないように努力をいたしたい、さように思っております。

○大塚清次郎君 次に、食糧庁長官にお伺いしますが、米の計画的な流通の確保を図るためこの基本となる生産者からの出荷、これについて新法第五条第一項では、生産者ごとに定められた数量の計画出荷を第一種出荷取扱業者に売り渡すということになっておりますが、この場合、政省令の内容を踏まえられまして計画出荷基準数量の具体的な決定はどうなさるつもりか、それから計画出荷米を売り渡す場合にはその旨を表示しなきゃならぬということでございますが具体的にどのようなことになるのか、簡単に御説明願いたい。

○政府委員(上野博史君) これも具体的な事務手続にわたる事柄でございますので政省令に譲られているところでございます。

まず、生産者が幾らの計画出荷基準数量を受けることになるのかという点について御説明申し上げますと、先ほどの生産調整のお話と一体の話でございます。まずその点から、前年の十一月ぐらいから作業が始まるわけでございます。先ほどの生産調整の場合と同様に、来年の必要な生産量、出荷の指針というふうなものを公表いたしまして、各生産者はそれをもとに、幾ら生産調整をし、幾らの米を生産するかということをお断りいただくというところがまず出発点になるわけでございます。

そこで、生産者が一定の生産をし、一定の生産調整をするということをお断りになられますと、生産された数量のうち一体どれだけのものを計画出荷数量として政府なり自主流通米として出荷するかということをお断りいただくわけでございます。その数量をあらかじめ登録し、計画取扱業者、単協、経済連が主体でございますけれども、そういうところにお断りをしていただきます。そうしますと、その通知を受けた登録計画取扱業者はこれを順次単協から経済連、全農という形で全国段階まで持ち上げて、それぞれの段階で、そのときの需給事情の中で単協なり経済連あるいは全農

が、このお米は売れるかどうか、集まってくると見込まれる米が売れるかどうかということをお断りいただいた上で、これならいいという数量が順次上に上がっていくわけでございます。

そこで、取扱業者の方の対応が決まってそれでいいということになりますと、生産者はこれを市町村に通知していただきます。行政ルートに乗っかって以後、県、国という形で上がって数量がまとまってまいります。そのまとまったところで国は複数の自主流通法人、つまり全農とか全集連とか、現在ではそういうものが当たるわけでございますが、先ほど申し上げました取りまとめた数量というものの全体を見まして、それでこれなら計画出荷数量としてこなせるということがわかった上で基本計画の中にこれを書き込むという作業がまず行われるわけでございます。

この基本計画が定まりますと、今度はこれを踏まえまして、その年の作がまとまります出来秋調整を行なった時点後に、今度は具体的に国から都道府県、市町村、個人という形で逆に調整を若干加えたものが計画出荷数量という形で個人までおりてまいりますというのが第一問のお答えになるわけでございます。

その枠の中で今度は生産者は出荷をされることになるわけでございますが、出荷取扱業者にお持ちになつてこれらとときに、その数量が定められた基準数量の範囲内のものであるのかどうかということをお断りなさる所としてはチェックをいたしまして、その基準内であるということであれば一定の表示をして、これが計画流通米になるんだということを担保するということになるわけでございます。

○大塚清次郎君 次に質問いたしたいのは自主流通法人、この問題でございます。

これについては、新食糧法第二十八条でこの指定要件を規定しております。そこで、政令に任せられる部分として同条の第二項第二号の区域、数量、これについてどうお考えか。これまた食糧

庁長官からお願ひします。

○政府委員(上野博史君) この区域、数量というの、そのときどきの米の流通状況を踏まえて定めていくということになるものでございますので、政令の段階に落としておるということでございます。

これについての基本的な考え方でございますけれども、まず区域につきましては、その自主流通法人になろうとする方のお集めになられるお米を集荷される範囲、これについては大体相当広い地域で集荷活動が行われていなければ、全国ベースの出荷をしていくという自主流通法人の立場上、必要な米が集まらないということになるわけでございますので、かなり広域的な考え方の方で決めていく必要があるだろうというのが、抽象的でございますけれども現在の基本的な考え方でございます。

それから数量につきましては、これは、全国的な流通の主体になるという立場上、かなりの量の取り扱ひをしていくことがやはり要件になるというふうに考えているわけでございます。では、当面どういう基準を置くのかということになりますと、第一の区域の点につきましては、少なくとも一都道府県の区域を単位としている集荷業者であるといいますが、その集荷単位を持つていられるものであるということを考えております。

それから数量につきましては、現在、指定法人というものがお米の全国段階の集荷なり流通に携わっておるわけでございますけれども、この現在動いております、活動しております指定集荷業者の取扱量というものが一つの基準になってくるだろう。現在の指定法人は、若干要件が違ひますけれども、自主流通法人に横滑りをして活動するだろうというふうに思っておりますものですが、現状のその法人の数量というものが一つの判断基準になってくるというふうに考えております。

○大塚清次郎君 続きまして、新食糧法の第五

条五項、これは国へ届け出の義務がございますが、届け出をすれば計画外にも販売できる。この場合の計画外流通を、国の米の総量管理の中でどの程度になるという判断のもとにこの制度をしかれたわけですか。その点につきまして食糧庁長官。

○政府委員(上野博史君) 新しい制度のもとでは、やはりお米の安定的な流通、消費者への円滑な供給という観点で計画流通米の制度というものを設け、これによつて相当量の多数のお米の流通を図つてまいりたいというのが基本的な考え方でございます。しかしながら、やはり消費者のニーズであるとかあるいは生産者の考え方、こういうものにこたえるという意味で産直的なものも残つてくるというふうな考え、そういうものの流通というものの制度上位置づける。

現在、不正規流通米という形で流れているものは、これはやはり一部は計画外流通という形になつて残つてまいりと思ひますけれども、これまでの審議の中で何回も御議論になつておられますように、流通規制の緩和と流通ルートの多線化といひますか、いろいろな流通ルートがとれるようになることによつて計画流通米の中に不正規流通米も相当入つてくるのではないかとこのように考えております。したがひまして、この計画外流通として残りますのは、先ほどの繰り返しになりますけれども、生産者が消費者に直接販売をするというふうな、いわゆる産直のようなものになるのじゃないかというふうな考えをしております。余り大きな量にはならないのではないかとこのように今のところは考えております。

計画流通米の制度に乗るようには、先ほどの基準数量の決定の手続であるとかいうような点について、あるいはその集荷の励行というふうなことの努力もしてまいりたいというふうな考えをしております。

○大塚清次郎君 この点についてはやっぱり規制緩和ということが一つございしますが、実際の物の流れというのはそう簡単にはこの経済社会で

いかないわけですね。そこで今まで不正規米というものが非常にばびこつてきた。だから、それを扱う業者が英雄視されるということになって、これじゃいかぬ、食管理度そのものがほころびるということ、今度新食糧法でそういうふうな、主はあくまでも自主流通米であり、それから政府米であるという立場でございますが、この点ひとつ食糧庁としても十分今後気を付けてやつていいたきたい。いわゆる大きな資本系列化の中で乱されないようにして、これとの闘ひだと思ひますから、ひとつよろしく願ひしたいと思ひます。

それから次に、この自主流通米の価格形成、これは今度自主流通米が主流になつてまいりますので、新法第五十条でこれを位置づけ、それから業務の内容について業務規程にゆだねられております。したがつて、これから業務規程をお定めになつてと思ひますけれども、これを担当する自主流通米価格形成センターというのをつくるように法律ではなつておりますけれども、このできようによつては米の流通の中でこれが力を発揮し過ぎて幾らか硬直化してくる、米の管理が。こういうことにならぬようにするために特に私は気を付けていただきたいと思ひるのは代金の決済、ここまでの権能を持つようになるのかどうか、業務規程の中で。その点ちょっと懸念いたしますので、その点だけ食糧庁長官、ひとつお答えいただきたいと思います。

○政府委員(上野博史君) 今お話がございましたように、この価格形成センターは新しいお米の流通、特に自主流通米の流通の円滑化を図る上で非常に大事な役割を持つていられるものですから、これの活動につきましては、我々としてもその役目が公明正大に果たせるように十分意を使つてまいらなきやならないというふうな考えをしております。

そういう意味で、取引回数であるとか参加者の範囲であるとかいうようないろいろな観点から現状の価格形成機構の運営の実態についても再検討を加へまして、より需給実勢に合った価格形成が

なされる、あるいは公正な価格が決められるという方向に持っていきたいと思つております。

その一つの問題としてこの決済の問題というのが実はあるわけでございまして、買ひ受け人の側からいいますと、現在のシステムで言へば、幾らの値段で幾らの数量のものをどういう銘柄に指し値を入れたかということが全部、落札をした場合の話でございますけれども、売り手の側にわかるというシステムがやはり一つの制度の公明正大な運用という点から見て問題があるんじゃないかというの、特に買ひ手の側から意識をされているところがあるわけでございます。

ただ、売り手の決済機能を担当しているところからいいますと、決済というのはそんな簡単な話じゃないと。物の受け渡しであるとか、あるいは売買に伴う瑕疵担保責任であるとか、そういうものまで皆ひくるめた話なんで、なかなかさう簡単ではないという議論もございまして、この辺は最初に私が申し上げました非常に大きな命題を踏まえながら、もう少しよく検討させていただきたいというふうな考えております。

○大塚清次郎君 特にこのことにつきましては、農林水産大臣、よろしくひとつ慎重に検討して、實際これが役立つようにやつていただきたいと、この御要望を申し上げておきます。

それから、この問題で最後になりますけれども米の買ひ入れ価格、いつもこれは問題になつておるわけでございます。そこで、新法第五十九条に規定されておりますが、具体的な買ひ入れ価格の決定が同条第三項の審議会の議を経てなされていくわけでございます。

それで、同条第二項には勸業要素がいろいろございまして、「農林水産大臣が、自主流通米の価格の動向その他の米穀の需要及び供給の動向を反映させるほか、生産条件及び物価その他の経済事情を参酌し、米穀の再生産を確保することを旨として定める」ということになっており、まことにこれ以上法律には書けないと思ひますけれども、従来とつてきた生産費・所得補償方式が一つあるも

のですから、非常にこれが今、気になるところでございますので、ぜひうまい方式を、その場その場でなくして息の長いシステムをぜひおつくりいただきたい。御苦労であります。よろしくお願ひします。

○国務大臣(大河原太一郎君) 御指摘の五十九条の生産調整実施者等から買入れる政府米の価格については、ただいま条文中に即してのお話があったとおりでございます。したがって、やはり自主流通米の価格を的確に反映させるといふのが第一条件でございます。さらに勘案事項として、お話をとおし、生産条件、物価その他の事情はそれぞれでございますが、再生産を確保するといふことと、その生産コスト、これをどういふふうにとるかといふような点については慎重な検討を要すると思ひます。

米価決定にお詳しい大塚委員でございますので一々申し上げませんが、現行の食糧制度においても生産費及び物価その他の事情を参酌し再生産を確保して決めるという規定に法律制度としてはなっておりますが、具体的な算定方式については幾多の変遷があったことも御案内のとおりでございますが、やはり算定方式自体についてもその安定性が求められることは確かでございます。一番大事なポイントでございますので、この点については我々としても十分な検討をいたしたい、御指摘のように、長続きをするような算定方式といふものを考えていきたい、さように思っております。

○大塚清次郎君 ただいま新食糧法についての私の問いにつきましては、非常にわかりやすく要点をとらまえて御答弁いただきました。新食糧法が本当に時代の流れに沿った、しかも生産者、消費者から受け入れられる形でスタートできますように、今後、政省令等を含めてぜひさらに御努力をいただきたい、このように思ひます。

次の問題でございますけれども、これはまたお答えいただくのは外務大臣と農水大臣になるかわかりませんが、ひとつお願いをいたしたいと思ひ

ます。

実は、これはもう衆議院でもこの委員会でもたびたびほかの議員から触れられたことでございましてけれども、去年十二月のガット農業交渉、細川内閣でドゥーニー調整案を受け入れて農業交渉の合意に至ったという経過がございます。これは特に米について六年間の年々通増でのミニマムアクセスを受け入れる羽目になったといふことでございまして、七年目からどうなるかという議論についてはいろいろあつておりますが、今決められる問題でもない、政府の態度を決める問題でもない。事、外交に関するところで密なるも要するといふこともよくわかつておりますが、白紙白紙といふことになりまして、五年間白紙で六年目からひとついろいろ具体的にアクションを起こしていくかといふことに受け取られがちです。それから、辺余り白紙白紙といふことになくして、やっぱこの段階では十分七年後を見据えて対応していかんかといふ一つの政府の態度であつてほしいなと、こういう考えが第一点でございます。

そこで、私が申し上げたいのは七年後というのは、六年間の特例措置でございますから、これはやっぱりその実施期間の終了する、六年間の終了する前一年の中で話し合うようになっておるんです。協定には、ですから、これは先を見据えますとどうしても選択の幅が非常に狭いと思ひます。

一つは、現在の六年目のミニマムアクセスの数量をずっとそのまま続けていくか、あるいはダンケル・ペーパーにあるようないわゆる通増を認めていくか、ダンケル・ペーパーそのもの、思想です。そういういわゆる量で七年目以降を決めていく選択、それともそれはいかぬといふことになれば関税化を選択するかの二つに一つだと思ひます。これは国際協約ですからゼロにするとか断るとかいうことは、当面、それは状況の変化によつてそういうことがあつても、今のところ考えられない。まあ二つの選択肢というのが出てくるわけでございます。

そこで、私はひとつ今から取り組むんだということをはなせ言わなきゃならぬかといふと、今度のガット・ウルグアイ・ラウンドの交渉をじつと見まして、またその結果からいたしまして、農産物についての非貿易的な関心事項といふものが相当強調されはしてきております。しかし大きなうねりに、世界的なグローバルなうねりになつていないかといふ問題が一つあるんじゃないか、このように私は思ふわけです。だから、非貿易的関心事項といふと、それぞれの国の食糧の安全保障、国土保全も含めてですね。それから今、人口問題、飢餓問題、世界全体の需給といふ問題があります。それからもう一つは、環境問題が非常に出てきております。

ですから、非貿易的関心事項をほとんど反映していないと思ひますが、今度の協定の中に色濃くどう入れていくかといふことは、これは我が国だけのエゴじゃなくて世界的なもの、特に我が国はこういうところですからその問題を入れていく。色濃くそういう非貿易的な関心事項を今後、今のガット・ウルグアイ・ラウンド合意のマラケシュ協定の中に取り入れていくというアクションをひとつ起こさなきゃならぬ。これは外務大臣、おとといでございましたか、ちよつとその片りんが出たわけでございますが、そういう点でひとつアクションを直ちに起こすと、非常に難しい問題でございます。

しかし、やっぱりFAOが当初設立されたときのような勢いがなく、これをどうするかといふこと、活性化ですね。それからもう一つは世界環境です。環境機構といふものが会議じゃなくてきちつとできていかなきゃならぬ。その中で世界環境といふものが扱われていく。それからWHOといふ保健機構があります。安全性の問題等についてやっぱりこれはそういうところの兼ね合いにおいてやっていかなきゃならぬといふような非貿易的な、世界的なこの問題をひとつしかり取り上げていくことが、選択肢が二つしかない七年後に備えるただ一つの私は日本としてとるべき道じゃないかと思ひますが、そういう点についてまず外務大臣にひとつつきようは答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(河野洋平君) 大塚議員からいろいろな点について御意見、お尋ねがございましたが、私は今、議員がお尋ねの一番最後の部分についてまず申し上げたいと思ひます。

確かに議員が御指摘になりましたように、世界の大きなうねりといふものが経済、貿易の拡大といふことに集中をして、その結果、非貿易的関心事項といふものがそのうねりの中にのみ込まれてしまった感があるという御意見はかなり我々も聞いておりますし、私自身もこの問題について今後議論をしなければならぬといふふうと思ひます。

幸いにして申しますと、WTO協定の中でもこれから貿易と環境の問題については議論をしなければならぬといふことにはなつておりますし、先般のAPECの会合におきまして、村山総理は最後のボゴールにおきます非公式首脳会議の席上でもこうした問題に言及をして、そして何人かの首脳が共感を得ているといふふう聞いておりますので、これはぜひ議員の御主張のように、我々も食糧の問題、環境の問題、大いに国際的に議論をしなければならぬといふふうと思つております。

御案内のとおり、環境の問題はUNCEDその他の国際的な大きな関心が高まつておりますし、人口の問題も先般のカイロにおきます国連人口会議でも大変大きな議論の輪が広がつたわけでございます。

そうしたものを受けてまして、我々が考えなければなりませんのは食糧の問題であらうと思ひます。これは議員御指摘のように、FAOという国際的な議論の場がございますが、これはかつて一度、食糧問題に対する関心が非常に高まつたときにはみんなFAO、FAOと言つたものでございまして、やまもすれば最近はおっしゃるようにかつての勢いがなく、いまいち、活力がな

い。しかし、これはもう一度着目をして、ここで議論を大いにしなければならぬのではないかと、いうふうにも思っているわけでございます。そのことが議員お尋ねのように、これからの六年間の時間というもので、ただ我々が、次の我々が議論をするときのベースといえますか、国際的な言ってみれば風を起すことができるかということにもつながると思えます。

必ずしもF A Oばかりが場ではないと思えます。A P E Cの場もそうです。W T Oにおきます今後の貿易と環境の委員会でもそうした場があるかと思いますが、そうした場をできるだけとらえまして議論を広げてまいりたいと思っております。

○大塚清次郎君　また後で、この問題の議論の最後に外務大臣、農林水産大臣にお伺いしたいと思います。

私がこう申し上げるのはほかでもございせん。やっぱり七年後は米に限らずもう一遍大きな山が来るわけで、これはしかし今以上のものを許していけば日本農業はどうなるかということになってまいりますので、特に私はそういう点を今から用意してかかる必要があるということを申し上げておるわけですが、実際交渉に当たられた、あるいはまた交渉の経過をお知りの外務省にひとつお聞きしたいと思います。

実は、農業に関する協定は前文に非貿易的関心事項というのが書かれております。本文にも書かれております。特例措置にも書かれております。配慮するとか、考慮するとか、いろいろ書かれておりますが、実際問題として、今、外務大臣もおっしゃいましたように、できた合意の中には一つの訓示条項のような形で盛り込まれておりますが、果たしてそういうものをやっぱり、その前文にも書かれ本文にも書かれ、そして特例措置にも書かれたのが、それに値するように入っておるかという、私は入っていないと見るんですが、外務省の現場を担当されたときの御認識はどうでしょうか。

○政府委員(原口幸市君)　先生御承知のとおり、これは七年以上にわたる交渉でございます。今ここの間です。我々も実は交渉に直接参加していない人間でございますので直接経験に基づいて先生の御質問にお答えすることはできないわけでございますが、もう七年以上も続いた交渉でございますから我々もいろいろな形で、直接というわけじゃございませんが、関係してまいりまして、例えば非貿易的関心事項という概念そのものにつきましてはそれなりに共感を得たと思えます。

ただ、それから先、具体的に非貿易的関心事項の中に何かあるのかと。環境の問題もございまして、それから食糧安全保障の問題もございまして、そういうことを、その具体的な中身につきまして具体的に書き込むということになるとまた一つ大きな問題が出てきて、その書き込んだ中身についてさらに具体的にどういう特別な扱いをするかという話になると、先生御承知のとおり、そういう具体的な措置までは書き込むことができなかった、そういうことが実態ではなかったかと。これは私、O E C D等の場でも同じような議論がありましたので、そこには出ていたものでございまして、そういう経験を踏まえてお答えさせていただきます。

○大塚清次郎君　これにはちよつとだけ関与された、国際部長だった今の東経済局長にお願いたします。

○政府委員(東久雄君)　先生御承知のとおり、非貿易的関心事項という言葉は最初に使ったのはガット・ウルグアイ・ラウンドのジュネーブでやりました中間合意のところで、八九年の四月だったと思えます。そのときには我が方は、食糧安全保障に考慮するというのを入れるという主張をいたしましたところ、北欧諸国は、環境並びに国境付近の維持の問題というのがあるんだということ、非貿易的関心事項、例えば食糧安全保障というような表現になりました。

その後、交渉の中で、先生御指摘のとおり、前文にもそういうことに考慮してやったということ

が書いてありまして、それからもう一つは、先生が訓示的とおっしゃるかもしれませんが、第二十条で六年後の交渉のときの目的のところにも非貿易的関心事項ということが触れられております。それから、特例措置の継続のところにも非貿易的関心事項に考慮して交渉と書いております。

したがって、この条約そのものの中でこの非貿易的関心事項が配慮されているところが二カ所ございまして、一カ所は特例措置を設けたということがございまして、それからもう一カ所は、実は国内助成措置のための公的備蓄、これが一つは食糧安全保障のための公的備蓄、これがいわゆる緑の政策ということになっております。それから環境に係る施策、これも緑の政策ということで削減対象から外れるという形でなっております。具体的などころはその二点に反映されていると思えます。

○大塚清次郎君　さすがに詳しいことで、随分交渉の中では主張はされたんでしょうけれども、結局これが先ほど外務大臣がおっしゃるようなトレードルールの中に全部埋没してしまった、そういう反省をここでやっぱりやらなきゃならぬ。

それからもう一つは、ガット・ウルグアイ・ラウンドの交渉の全体の結果からすればどうしても輸出に優位、輸入に不公平な場面があつたところに出ておる、この二つの非貿易的関心事項を盛る。それから輸出補助金に代表される、あれが一番貿易を歪曲するわけですね。実はこのためにウルグアイ・ラウンドは始まったんですよ。だから、これを六年後に言わず主張できるような理論武装をしっかりと政府でやってもらわぬと、私ははかばか手はないと思えます。

これは非常に高度な政府の一つの政策として、総理大臣を中心に何らかの手だてを特に外務省、農水省あるいは通産省が一緒になって対応していただきたいということを要望したいと思えます。

農林部門につきまして農水大臣から、それから

外交のアクションをすぐ起こしていただきたいというについては外務大臣から、最後に御答弁を願いたいと思えます。

○国務大臣(大河原太一郎君)　大塚委員から御指摘のとおりでございます。

時の過ぎるのは早いわけでございます。六年目の交渉についても七年間かけて主張した我々の輸入国としての立場、食糧安全保障、非貿易的関心事項等についての主張が貫かれるような条件を国際的にもつくり上げていくことがぜひ必要であるというふうに考えております。

○国務大臣(河野洋平君)　御指摘を踏まえまして研究をいたします。

恐らく百二十を超える国と地域が集まる協定の中で議論を展開するのは、一国のエゴととられるような議論では決して成功しないわけでございます。まして、国際社会がやはりこういうものが重要だという認識を多く持つということが必要であつて、これは相当な迅速な方法であつても世界が今、何を重要だと考えるかということから説き起こさなければならぬ問題ではないかというふうに考えます。

できるだけの努力をいたします。

○大塚清次郎君　両大臣、よろしくひとつお願いいたします。

それでは次に農水省にお伺いしたいと思います。これは農政審が農水省に要望されております新政策絡みについて、農産物の需要と生産の長期見通しをつくるようにというものが農政審の答申の中にございまして。そこで、今、農政審議会では小委員会をおつくりいたしまして、二、三回これをどうつくるかということについて話し合いがあつておるようなことをちよつと聞いております。

まず、農林水産大臣にお伺いいたしますけれども、問題はいつごろまでのめどで農政審の答申を得たいと思っておられるか、そしてまた農水省としてこれに合わせた作業チームといたしますかプロジェクトチームといたしますか、そういうものの取り組みはいかがが、ひとつ大臣にお答えを願いた

いと思います。

○国務大臣(大河原太一郎君) 委員お話しのとおり、農政審議会の国内対策実施のための答申と申しますか報告、この中でも新たな国際環境だから、したがって早期に需要と生産の長期見通しを行うべきだということを受けて、お話しのとおり、現在既に小委員会が設置されて検討が行われておるところでございます。一年以内に結論を出す。

長期見通しは、もう委員十分御案内のとおり過去にも大体十年を目途にして、十年目を目標にした長期見通しをやっておるわけでございますが、今回の長期見通しは大変大きな意味を持っています。新たな国際環境に対応して、また自給率の低下等にかんがみてそれに歯どめをかけるとか、従来の長期見通し以上のものも課題をしようとおるわけでございます。

そういう意味で私どもとしては、まとめ上げる視点の大きな点としては、新たな国際環境に対応した我が国の食糧・農業政策の基本方向を示すということも必要であらうし、また生産者が意欲を持って農業経営に取り組めるような生産の方向を示すべきであるとか、あるいは健康等に配慮した我が国の食生活、そういうものに対応した農業生産の態様、あり方はどうかとか、それからまた我々がこのたびの対策でも強く言っております消費者や実需者のニーズに応じた良質、安全な、また適正な価格というようなものによる供給、そのための農業の役割をどうするかというような点について、そういうものを視点にした検討を行い、取りまとめたいようにするわけでございます。

役所の体制いかにということもございました。これは官房企画室を中心とした作業グループが委員会の検討の事務局として、鋭意努力中でございます。

○大塚清次郎君 ぜひ早くつくっていただきたいと申しますのは、いろいろな事情があったにせ

よ、新政策が出て、そしてまたことしの六月ですが、国際環境の変化によって新政策がアレンジをされてきちっとしたものが答申されたわけですが、かなりの時間経過をいたしております。

当初出たときは、基準年次から十年たてば二十世紀の入り口だ。その辺で当初の新政策は考えられておったことですが、こういうガット・ウルグアイ・ラウンドの交渉なり国際情勢の変化なりいろいろ国内的な変動要素がありまして、なかなかそういう一つの策定の条件が固まっていなかったということから私はおくれたんだらうとは容易に推測できます。

しかし、やっぱりこの種の総合プランをつくっていくためにはまず理念がないと、政策理念がないから、そこに一つ掲げる目標がなくちゃいかぬ。そして、それに政策をぶら下げていく。そしてそれに大蔵省に予算をお願いしてつづいていくということになるのがこれはセオリーだと思うんです。だから、これがずっとそういう状況の変化で作業がおくれていけば、もう二〇〇〇年までにはあと五年ぐらいいろ残らないということになってくる。そして、その間とはにかく目標のないままにも等しいようなこと。

というのは、いわゆる自給率は今、カロリーベースで四六%、それからもう一つは、その目標とするところは担い手が他産業並みの生涯所得を得る体制をつくるんだということでございますが、これはやっぱりある程度具体的な项目的な指標がそれによって示されるということがまず前提であらうと思いますが、もうそれは申し上げません。したがって、一年と言わずもう少し、もう今度の国会で大体固まりますから、ひとつぜひ急いでやっていただきたい、一刻でも早く目標提示ができるようにしていただきたいということが一つ。

それから、農政審の答申をちょっと聞きますと、できてから十年のものをつくらうじゃないか、そういう十年というのは一つの望ましい期間、いわゆる基準年次から到達年次までの十年を

つくっていく、それは望ましいことかもしれないが、非常に国際情勢は変化している。それからもう一つは、今度のガット・ウルグアイ・ラウンドの合意が大体六年目という一つの節目があるんです。だから、その辺の整合性をどうとるか、それはまあおおむねこんなものだろうということでもやっていくのか。それからもう一つ、需要のニーズの変化が昔と違う、スピードが非常に速いという問題がございます。

そういう点をあわせ考えた場合は、固執はいたしません、なるべくそれに合うように、目標たり得るように、マグナ・カルタであり得るようになりつつこれは新たな発想で、幸い、大臣は専門家で知り尽くしておられますから、その辺ひとつしっかりやっていただきたい。

農政審の答申を三分大の概要を見せてもらいましたが、ちよつとこれは少し意見にしても元気がないというような、失礼な話ですがそう感じておられますから、どうかひとつその点についてお考えを伺いたい。

○国務大臣(大河原太一郎君) 一つは我々としては、理念がないとかそういう御指摘がございましたが、先ほど私が申し上げましたように、国際環境の変化に応じた食糧・農業政策の基本、これをやっぱり盛り込むべきだということとか、生産者から見てその将来の経営に希望が持てるような生産の方向を示すべきだとか、あるいは健康に配慮した日本人の食生活、その動向に応じた農業生産のあり方をどうするかとか、繰り返して申し上げて恐縮でございますが、それから消費者ニーズに合致した農業の役割というふうな点についてやはり意欲的に盛り込むというふうにしてまとめてものにしなければならぬ。また、一年と言わず急げというお話についても、できるだけ早期に案を練り上げなければならぬというお気持ちもよくわかると思います。

それから十年は、これは長期見通しの性格からいって、生産の変化もございまして、生産面の技術革新もあるし、今回の国内対策等の当初の成

果、それが最終的にあらわれるのはやはり十年という問題がありますし、技術革新の問題もあります。需要構造も、これが大事で、需要構造がどう変化するかという見通しもございまして、やはりそれはある程度のタイムを、期間を置いて的確にやらぬということもございまして、十年をやらせていただきたい、さように思っております。

○大塚清次郎君 それでは最後の質問ですが、大臣、ひとつぜひ早くつくっていただきたいということでございます。

特に私がお願いしたいのは、このつくり方の問題でございます。従来の長期見通しは国内だけ考えればよかった。生産に需要を合わせるということ、それからまた国内の自給率なり自給率を出して、あるいは農家の所得目標を出していく。これではよかったが、これだけ国際化してきますと需要構造が非常に変わってきた、嗜好の変化で。固形物でカロリーを昔は全部とっておったわけですが、これがやっぱり流動物でカロリーをとっていく、こういうことでいわゆる加工食品の比率がだんだん増してきた。だから需要の測定が非常にやりにくいという問題があります。

それからそれに対応する供給の側、生産の側、これは国内生産とそれから海外からの輸入がある。この仕分けの問題がある。だから私は、これをどうなさるのだろうか。従来のような手法で、品目別に出してその結果によってカロリーベースでこれだけの自給率を維持するということになるのかどうか。ですから今度は、前の定番の需給見通し、ああいう項目でごく簡明にやることができるかどうか、それからそのいわれる自給率との結びつきをつなぎ得るかどうか、これを非常に私は心配いたしております。

だから、これは要らぬ心配だと言われればそれまでですが、その点についてよほどしっかりと作業者をしていただきたい、このように要望いたします。私の時間が来ました。どうもありがとうございます。

○三上隆雄君 私は、日本社会党・護憲民主連合

を代表して、今回の質疑は農業に関する集中質疑だということ、農業に関連したことを主としてそれぞれの大臣に御質問を申し上げたい、こう思います。今まで衆参両院にわたって相当な審議を尽くされてきました。ダブる面もあるかと思ひますけれども、一部確認をいたしながら私なりの質問を展開してまいりたい、こう思っております。

言うまでもなく、今回のWTOマラケシュ協定は、現行のガット、物を主とした条約からサービス、知的所有権、資本も含めて世界のすべての貿易を自由化して、そして関税化するという、いわば簡略に申し上げますとその協定を批准するという関係の議題であるわけでありすけれども、この前のウルグアイ・ラウンドは七年越し、そして九五年一月一日発効に向けて百二十三方国の加盟国がそれぞれの実効に向けて努力しているわけでありす。

アメリカの議会は両院とも一応批准の手順ができた、こう聞いておりますけれども、アメリカが一番これを推進していた国にしても、あれほど困難をきわめているわけでありす。ヨーロッパもまたしかりであります。

そこで、ここまで七年以上も費やしながら、期限ぎりぎりまで困難をきわめたその主なる原因は何なのか。類別には、先進国、途上国、そしてまた輸入国、輸出国、その程度の分類で簡略にお答えをいただきたいと思ひます。外務大臣、お願いします。

○国務大臣(河野洋平君) 御指摘のとおり、大変長い時間をかけてそれぞれの国がそれぞれの主張をぶつけ合ったわけでございます。

御指摘のとおり、各国がそれぞれ大変困難な事情を抱えながら議論をいたした中身についてごく簡単に申し上げます、先進国につきましては主として農業分野、それから繊維などがそれに入るかと思ひます。途上国につきましては主としてサービスの分野あるいは知的所有権、こういったものが挙げられると思ひます。

これらはいずれもそれぞれの国情を踏まえて大変厳しい議論をされたわけでありす、最終的には、交渉参加国間で、ウルグアイ・ラウンドの成功によって貿易自由化と貿易ルールの強化が実現されるということが総合的に考えてプラスになるという評価で合意が達成された、こういうこととでございます。

○三上隆雄君 輸入国、輸出国の分類では大きく分けてどういふ結果を生ずると思ひますか。

○政府委員(原口幸市君) 各国ともそれぞれ輸出も輸入もやっておりますので、それぞれ輸出産業、輸入産業で問題のとらえ方は違ふわけでございます。

ちよつともう一度繰り返させていただきますと、そういうわけで各国とも完全に輸出国、輸入国というわけにはいきませんが、例えば日本に關して言えば、農業については圧倒的な輸入国でございます。そこで日本は、農業については、関税の引き下げ等になりますと極めて厳しい状況になるというところでございす。また、例えば繊維の問題になりますと、アメリカ等は純輸入国、日本も最近純輸入国になってしましましたので、そういう意味では輸入国として厳しい状況になると。他方、発展途上国の大半は、知的所有権とかサービスにつきましては輸入国の色彩が非常に強くなると。そういうことだろうと思ひます。

○三上隆雄君 ただいま大臣それから経済局長からそれなりの答弁がございました。そこで、もう一歩具体的に進めてまいりたいと思ひます。特に、食糧の輸出と輸入の関係について極めて不均衡だという見方もあります。輸出国の輸出補助金、これは全部撤廃になつてゐるのかどうか、その点についてまず確認をしたいと思ひます。

○政府委員(東久雄君) 輸出補助金につきましては、金額で三六%、それから数量で二〇%の削減ということが原則になつて、その形で各国がみずからの譲許表の中でみずからのいわゆるコミットメント、約束をしております。

○三上隆雄君 そもそもそれ自体が私は不均衡であると、こう思ふわけでありす。

輸出補助金というのは、例えばスポーツでもあれば戦争でもいいと思ひます。輸入する側はすべてを守る立場ですね。輸出の方は、例えば戦争では戦争をしかける方、いわば大砲でもいいわけですが、大砲を機関銃に置きかえた、守る輸入国は今までもよいを着ていたのを、よいをはいでアンダーシャツ一枚になつて、そうして同じ条件で国際貿易をするということ自体に私は問題がある。輸出補助金をゼロにして、そして輸入国がそこからスタートするのであればフェアであるけれども、そこ自体に私は問題があると思ひます。

それに関してのお考えをそれぞれの関係大臣からお聞かせをいただければと思ひます。

○国務大臣(大河原太一郎君) 三上委員も御案内のとおり、七年間にわたるウルグアイ・ラウンド交渉においては、輸入国としての日本の立場から、輸出国の輸出補助金問題を大きく取り上げまして、オール関税化と言ふならそれとの均衡をとれということを中心としてきたところでございす。

その点については我々としては極めて、このたびの金額にして三六%、数量にして二一%程度の削減では不満足であると思ひます。それにはいろいろ言ひわけがあるようです。輸出規制については、今までガットになつたのを初めて取り上げたんだからこの程度というようなことは関係者からの説明を受けておりますが、我々としては、輸入国としては一方ではオール関税化を受け入れ、それに対するバランスとしては必ずしも均衡を得たものではないというふうに通つております。

○三上隆雄君 そこで、せっかくの機会でございますから、橋本通産大臣の御見解をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今の御質問は、私の立場から非常にお答えのしにくい部分がございす。農水大臣のお立場として農業分野について今

お述べになりました御意見、私もそのとおりであるかと存じます。

そして、私どもの立場から工業製品を眺めまして場合には、障壁が低くなることによりまして外国製品の輸入が拡大した場合、非常に影響を受ける業種があることは事実であります。一方、世界経済全体の中の日本の貿易というものを考えましたとき、WTO体制の進行と申しますものは、輸出輸入とも拡大の可能性を持つわけでありまして、これは経済の上から望ましい方向であるわけでございます。

いずれの問題点も私どもとしては大変大事な問題と認識をしながら、例えば関税の期間の延長あるいは引き下げ幅の縮小、さらにそれぞれの国内対策というものを講じてまいりましたことは御承知のとおりでありまして、国内に弱い産業というものを抱えておりますものに対し最大限留意をしながら今日まで努力をいたしてまいりました。その上で申し上げますならば、世界経済全体の中に大きく役立つ要素というものを高く評価したい、そのように考えております。

○三上隆雄君 いろいろ問題がある。特に食糧、農業に関しては問題がありながらも、広い意味で世界の貿易全体、そして日本の経済全体の観点からいくとこれは有利な協定であるという判断はそれぞれの大臣からいただきました。

以後、順次また質問を繰り返してまいりたいと思ひます。

そこで、世界の人口の状況、そして食糧の関係を若干私なりの認識を申し上げて、それに対するお答えをいただきたいと思ひます。

今、この地球上に五十七億人の人口が生息しているわけでありす。二〇〇〇年には六十億を超えるというところは確実視されて、年間それぞれ一億人近い人口が急増しているというのが実態だと、こう思つております。逆に、食糧、農地の関係から見ますと、農地の拡大は地球の環境全体から見た場合に、農地の造成そのことは、環境を壊さないといへども農地の造成によって地球のバラ

ンス、環境のバランスがとっていけないような状況にある、したがって農地の拡大も限界であるというのが常識だと、こう言われております。

人口は急増している。人間が今まで編み出した、これからまた研究開発をするバイオテクノロジーを初めとしていろいろな増産政策があると思うけれども、一応限界であるというのが大方の見方だと思えます。その点についての御認識をまず承りたい。

なお、日本の経済を重視するために農業を相対的に軽視する立場になるわけでありすけれども、そちら側の人たちに言わせてみれば、食糧は生産性の低いものは諸外国から輸入した方がいいという考えもこれまたあるわけでありす。その点について農水大臣、副総理であります外務大臣の御見解をいただきたいと思います。

○国務大臣(大河原太郎君) 世界の急激な人口の増加、それに対する食糧供給力の不安定性等については、FAOなりあるいは各国の民間のシンクタンク等においてもいろいろな見方が出ておりますが、おっしゃるような不安定性が増加するというのが多くの見解のようでございます。

これに対してはいろいろ意見がございまして、貿易を通じて必要な食糧は輸入すればよろしいというような意見があるわけございまして、ガット加盟諸国の中でも輸出国には非常にそういう意見も強いわけでございますが、何せ食糧については申すまでもなく、委員も同意見かと思えますが、国民生活の基礎的食糧であるからして、それについては国内資源を最大限に活用して自給力を強化していくということはやはり必要でございす。また、農業の持つている多面的な環境なりあるいは国土保全ということ全体を考えた場合においては、その必要は一層高いというふうに考えております。

○国務大臣(河野洋平君) 世界的規模で人口の増加に食糧をどう対応させるかという問題については、学者がさまざまな意見、議論をしていると思

最近までは人口の増加率と食糧の増産率というのは統計的にはややバラレルにきたわけでございますが、どうやらそれも限界にきたようだという説が大変多いわけでございます。耕地面積の拡大も、例えば耕地自体が環境にマイナスの影響もあるという説などもあつて、必ずしも耕地をどんどん拡大していけばいいということにはならないという説もございす。

他方、かんがいその他の技術的な開発が進んで、これまでは不毛の地と言われていた地域に水を引き新しい技術を加えることによって、そこに食糧が生産できるような基盤をつくることのできるという、そういう説も一方にはあることはあるわけでございます。

しかし、いずれにせよ我々は、人口の増加というこれはもうかなり確実に予測できる数字の前に、食糧という、これは気象状況にも大きく影響を受ける、農水大臣が今まさにおっしゃったように非常に変化の可能性があるというものの、不安定要素の非常に強いものを、我々が少なくとも必要最小限のものは確保するためにどういうことが必要かということ、真剣に深刻に考えなければならぬことだと思ふに思ひます。

それから、日本の問題はちよつと別にして、国境を越えて食糧を動かすということについては、どうしても国内で自給できない、つまり人口とのバランスとかあるいは自然条件が非常に厳しいという国もあるわけですから、それは必ずしも食糧が動くということを否定する、排除するというわけにはいかないと思ひます。

しかし一方、我が国の問題を考えれば、これはもう農水大臣がお答えになったとおりだと私は考えます。農業はさまざまな意味で日本の国の生活を、文化を支える大事なものであるというふうに私も認識いたしております。

○三上隆雄君 今、河大臣からの確なお答えがございました。私どもの認識と同じだ、こう思っております。そこで、二十世紀は科学技術文明といひますか

石油文明といひますか、その発達によつて私ども人間の生活や経済の営みを続けてまいつたわけでありす。それは、人間の生きていくための利便性を追求しての、人間が生み出した一つの手段として進めてきたわけでありすけれども、この地球のすべての資源は限りがある。そしてこれ以上環境は壊してはならない。環境を改善するということは無理だとさえ言われているわけでありすから、今までのような産業経済のあり方、大量生産、大量消費、大量廃棄というこのサイクルの中の経済の考え方そのものを変えなきゃならぬ時代ではないかな、こう思ふわけでありす。

いろんな産業がありすけれども、農業こそ永続的な産業であると私は断言したいと思ひます。特に水田稲作農業については、同じ田んぼで、同じ手法で、同じ耕作方法で何千年も営々と続けてまだ収量が落ちていない、むしろ品種改良、技術改良によつて高品質、高生産のそういう環境を維持しているというのは稲作農業だと思ふわけでありす。そういう意味からいって、これからの世界の経済、産業のあり方を見直すべき時代に二十一世紀は入つていく、こう私は思ふわけでありす。

今回のマラケシュ協定の前に、現時点ではもう遅きに過ぎるかもしれぬけれども、少なくとも、先ほど大塚先生も申し上げましたけれども、今回の協定に当たつて一定の条件をつけていくという、そういう日本がリーダーシップをとっていくべき時代である、こう思ふわけでありす。それに対する考え方を副総理と通産大臣からお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 昭和四十年代の半ばに我々は、自然の浄化力の限界を見誤り、公害列島と言われるほど日本国内に公害を多発させました。そして、この反省の中で私どもは、公害対策基本法あるいは自然環境保全法、こうした法体系のもとにその公害問題の解決に努力をしてきたわけでありす。今日既にその時代を過ぎて、環境基本法の成立という大きな変化を来しておるこ

とはもう委員が御承知のとおりでありす。そして、その限りにおきまして、今日の環境問題というのは新たな我々への挑戦という受けとめもできるでありましよう。そして、しかも今日の環境問題というのは、かつて公害というものを我々が対応した例えば企業の活動というものととどまるものではなく、お互いの日常生活あるいは普通の事業活動に起因するものばかりでありす。これを解決していくためには、当然のことながら、社会経済活動あるいは生活様式そのものの改革まで迫りながら、環境への負荷をいかに減らしていくかという視点を持たなければならぬ。

同時に、地球の上に緑を保たなければならぬ、保たなければならぬというよりむしろ積極的にふやしていかなければならぬということを考えました場合、その中における農業あるいは林業、こうした一時期においては非常に重要な産業のよう

に言われた分野が再び非常に大きな役割を負つていただくことになる、その認識は私は委員と同感でありす。

○三上隆雄君 今、この問題を掘り下げて議論することは時間的な制約もありすけれども、今のすべての産業の構造が、その思想が消費者のニーズにこたえる。その消費者のニーズというのは産業界がつくり出したニーズと言ふべき点多々あるかと思ひます。だからこそ今回のマラケシュ協定において、そういう環境、人口、食糧という観点から、今までの自由経済の中で科学文明を主としたそういう流れを見直して、それを変えていくような、そういう視点で今回の協定に当たつていただきたい、こう思ふわけでありすけれども、結論的にはそのことを最終段階でお答えいただきたいと思ひます。

その最たるものが、利便性を求めて核兵器をつくつた。これは戦争のための核兵器だけれども、その核兵器で出てきた原子というものを利用して原子力発電をつくつた。そしてまた、そこから出てくる廃棄物が人類にとって大変な負担になるも

のだと、こう思うわけでありまして、これもまた人類の編み出した一つの利便性を追求したものの副産物として、負の資産として出てしまったわけでありまして、人類の責任においてこれは安全に管理をしていかなきゃならない時代に入ったわけでありまして、その点も含めて、これから根本的に今までの経済のそういう考え方というものを変えていく時代であるということを提言申し上げておきたいと思ひます。

それから、WTO協定の一括受諾方式、この問題点について若干の質問をしたいと思ひます。私は、食糧や命そして生存権にかかわる事項については、何でもかんでも、世界の協定だからといって自由化すべきでないという基本的考えを持っていくわけでありまして、先ほども言ったように、原子力の技術まで売るといふこと、今回の協定にその部分は入っているのか。一言で確認をしたいと思ひますが、どうでしょうか。

○政府委員(原口幸市君) 原子力はガットの取り決めの例外になっております。したがって、ガットの規定が直接それに適用されるということはないと承知しております。

○三上隆雄君 その点については一応確認をいたしました。

次に、今回のガットからWTO協定に至るその手続はほとんど済まされている状況にある。先ほど前段で確認をいたしましたところ、それぞれの国の事情によって問題があるといふこと、その中に先進国は食糧、農業の部分が大変問題があったといふこととありますから、私は日本にとつて、この協定に協力して、この協定に基づいた国際ルールに基づいてこれから貿易するわけでありまして、その場合に日本のメリット・デメリットがどの分野にどの程度あるのか御報告をお願いできればと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 総論からまず申し上げさせていただきますならば、従来、物の貿易だけを管理いたしておりましたガットからWTO体制に変わりますことは、知的財産権あるいはサイ

ビスまでをカバーするというところで今後の国際経済活動の総合的な基本原則が示されるものと、その理解をいたします。

結果としては、この協定が実施されますと、関税引き下げを初め貿易障壁の低減が図られることになり、世界貿易全体は拡大するでありまして、これに関連して所得増加も図られることが予想されます。そして、これを我が国の産業界に当てはめました場合におきましても、分野によりまして相違はございますが、全体としては好ましい影響の方がより大きいと考えられます。

なぜなら、こうした貿易障壁の低減あるいは諸外国への投資の保護、さらに輸出先あるいは投資先における知的財産権の保護の強化などを通じて、相手国への市場参入の機会がふえる、これはすなわちビジネスチャンスが増大するといふことになろうかと思ひます。

同時に、我が国自身の貿易障壁も低下するわけでありまして、輸入価格及び国内価格が低減し、これは消費者の実質所得が増加することを意味づけるわけでありまして、その結果として消費の拡大を通じ生産の拡大が期待をされると思ひます。

同時に、国際競争力の弱い産業に与える影響といふものも当然ながら考えなければならぬわけでありまして、従来からこの交渉のプロセスにおきましてこうした分野を分析し、考慮をしましてまいりました結果として、こうした分野につきましまして、協定上でも輸入急増に対応するため数量制限などの緊急輸入制限措置などが認められております。あるいは関税引き下げの期間を長期化する、あるいは対応を行つておきまして、これによって我が国の産業に対する急激な影響といふものは最小限に食い止めることができると考えております。

本年九月に輸入品との競争が中小企業に与える影響につきまして調査をいたしました。この結果として、例えば製品の高級化あるいは新製品の

開発や新分野進出などの対応をしようとしておられる中小企業が非常に多かったという結果が出ておりまして、通産省といたしましてはこうした前向きな中小企業に対して積極的な支援をしていきたい。今後の対応として考えているところであります。

○三上隆雄君 総合的にはこの協定が実施された段階では日本の経済に大きなプラス効果があるといふお答えだと思ひます。

そこで、先ほど大塚委員も申されましたけれども、農業の分野は極めて不利な条件が予想されると、こう言われるのが共通した認識になりました。

そこで、日本の食糧の自給率、世界の人口と食糧の関係をそういう状況にある、先進国では最低の自給率に低下した日本の食糧増産事情がこれだといふことは、今の状態だと社会的条件からいって私は急激に自給が低下すると、こう思ふわけでありまして、少なくとも自給率を上げていくという方向を政策的に示さないと、政策と財政も含めて推し進めていかないと、農業後継者を見て私は急激に低下するといふことは認めざるを得ないと思ふわけでありまして。

その農業後継者が今の程度かといふと、皆さん、それぞれの大臣は御認識だと思ひますけれども、全国に三千二百の市町村がある。その中で、新規就農者ですけれども、一年に千六百名、いわばそれぞれの各市町村から一人は出ていない、半分も農業後継者がいないといふこと。我々の年代は、少なくともその地域のリーダーの長男がほとんど就職してきません。しかし今、我々の世代の地域のリーダーは、農村のリーダーの長男を、子息をほとんど農業につかせておりません。なぜかといふと、農業の将来に展望がないからです。資産はある、やろうと思えば資本の集約もできる状況にあるけれども、別の産業につけるものを、何も好きこのんで農業につかせる必要がないといふ、そういう判断からやらせていないんです。

だとすれば、日本の食糧を確保するために、世界の食糧事情がどうだ、日本がそういう状況であれば、今までのような路線では日本の農業が崩壊すること、こればかりであります。しかも今回は比較にならない、アメリカやタイ等々から、条件の全く違うところから安いものが入ってくる。それをイコールにして価格だけで評価されるという事態が目に見えているわけでありまして、抜本的な農業の構造改革と、今までのような抜いては希望と誇りを持たせるような、そういう施策を示さないと、日本の農業は過保護だ、自立が足りない、いろいろ批判されていますけれども、自然条件、社会条件が違う状況の中で農業生産をやらせるわけでありまして、だれもやらない、嫁も来ないといふ状況が来ているわけでありまして。

しからば、日本の農業で生産コストを低下させることができるのかどうか、機械をどの程度下げられるのか、農業資材をどこまで下げられるのか、賃金をどこまで下げられるのか、その点の見通しを示していただきたいと思ひます。そうでないと、自由に貿易して、若干の関税化、ミニマムアクセスといふことでは私は大変な事情になると思ふわけでありまして。農水大臣から。

○国務大臣(大河原太一郎君) 委員、段々の御質問でございまして、国際的な食糧の需給関係あるいは国内における諸般の情勢から、食糧の自給について農政なり国政の最大の問題の一つだといふ御指摘かと思ふわけでございます。

この点につきましましては、端的に申し上げますと、このたびのWTO協定の農業協定の受け入れというに伴いまして、やはり農業を産業として確立する、しっかりと経営体によって活発な農業生産が行われる等々をねらいまして今回の国内対策を行おうとしておるところでございます。

自然条件、経営規模の制約、地価の問題等々日本の農業にとつてはなかなか困難な諸条件があるわけでございますが、その中においてもしっかり

りした農業構造をつくり、それによる農業生産の活発化によって、お示しのような食糧の自給率の問題について対応していかなければならない、さように思っております。でございます。

○三上隆雄君 先般、日本経済新聞にこの記事が特集として、これは全部その特集で掲載されているわけでありましても、「環境との共存を求めて」二十一世紀の企業像」をテーマに地球環境経済人サミットが十一月九日と十日、東京で開催されたわけでありまします。「近代技術超え 環境守る文明を 倫理の確立、早急に 日本の手腕、世界へ」『廃棄物ゼロ』構想に脚光、こういう見出しで貴方されているわけでありましても、私はこのサミットが極めて時宜を得た会合であるなど、こう思っております。

経済人自体がこういう発想のもとに世界をリードしていくという、日本の経済人に私は敬意を表したい。

そこで、ひとつ今回のマラケシュ協定に当たって食糧や環境に關したものは別扱いにできないか。その点に対する決意と、それができないとすれば少なくとも次のラウンド、いわば六年後の二〇〇一年ということになるのか、それに向けて食糧の問題は別扱いにする、環境の問題は、命に關した問題は別扱いにするという、日本が世界のリーダーとしてそういう発言をしていけないか。その点についての御決意を外務大臣からお聞かせいただければと思います。

○国務大臣(河野洋平君) 国際社会全体が何を考へ何を指すかという中で、我が国が何を主張していくかという問題だろうと思ひます。

議員も御承知のとおり、この七年間、農水大臣からも通産大臣からお話ございましたが、我が国は、これまでの我が国の経験に照らし、あるいは我が国の国情に照らし、我が国なりの主張を懸命にしてきたわけでございます。

幾つかの国、同じような主張を展開された国もございまして、今回のウルグアイ・ラウンドにおきましては一括方式というものを当初から

とるということもございまして、先ほど御議論になりました先進国、途上国、それぞれの国情に照らした主張、あるいは議員がお話になりました主として輸入を多くする国、あるいは主として輸出に頼る国、こういったそれぞれの国の状況もございませうけれども、それらを総合してそれぞれの国はメリットがあるという判断をして、今回の百二十を超える国と地域の一致した合意ができたというところでございませう。

しかしながら、その合意の中で、議員が御指摘になりましたように、ただ単に貿易だけの問題ではないだろうと。すなわち、非貿易的関心事項も考慮に入れてさらに引き続き議論をしていく必要があるものもあるという認識もこのWTO協定の中には含まれておるわけでございます。それはとりわけ環境の問題であり食糧の問題であろうと我々は理解をいたしておりますが、そうした問題については今後とも当然議論をしていかなければなりません。

しかし、今、冒頭申し上げましたように、国際社会の合意というものを我々は取りつける必要があるわけございまして、一国のエゴと見られるようではこれは理解、合意は得られないわけでございますから、国際社会が中長期的視点に立つて、今、我々がなすべきこと、また注意しなければならぬこと、あるいは譲つてはならないことは何なのかという視点を大いに世界各國にアピールをして、共感を得る努力をしたいというふうに考えているところでございませう。

○三上隆雄君 最後に、そのために日本のガット関連対策、国内対策を万全にするということでも、五、五点質問したわけでありませうけれども、その点については同僚委員にお願いせざるを得なくなりました。

どうぞひとつ、いろいろ批判があるけれども、ガット関連対策六兆百億円といひ、どうもこれはいわゆる真水の部分がその半分にも満たないといひ、これを国民に見せるように情報を発して下さう。大新聞でありながら、しかも論説で、国の厳

しい財政の中から六兆円、七兆円を投資することがいかがかというような論調もあるわけでありませうから、正しい情報を出していただきますことをお願いを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございます。

○星川保松君 私は、ずっと農水委員会に所属をしております。農水大臣初め農水省の皆さんと日本の農政について今までのいろいろな議論をしてまいりました。そうした議論の中で、日本の農業は農水省の中だけで議論してもどうにもならないという面が極めて大きいということを痛切に感じてまいりました。

それで、農水省以外の皆さんとぜひ農政について論じてみたい、こう思っておったわけでございます。特に財政的な措置を責任を持ってなさる大蔵大臣、それから産業としては農業と並ぶところの商工業を担当する通産大臣あたりと日本の農業について論じてみたいと思っておったその機会が図らずもきょうやってきたわけでございますので、そういう意味で大蔵、通産大臣と農業を論じ、最後に農水大臣と農政について論じてみたい、こう思うところでございませう。

そこで、今回のマラケシュ協定によって世界貿易機関というものを設置して、今よりもさらに世界の貿易を盛んにしようということなわけでありませう。そのことはまことに結構なことでありませうけれども、その中のいろいろな問題点が出ておるわけでありませう。

その問題点の中で最大のものは、やはり貿易でありますから輸出と輸入国があるわけでありませう。輸出をふやせるといふ国はメリットが大きいわけでありますから、これは大賛成だということになるわけでありませうけれども、輸入の立場に立つ国は国内産業との関係でいろいろな障害が出てくるというので、これにはやはりデメリットのことも考えて慎重にならざるを得ないということ、いわゆる売り手市場に立って売り手としての力をつけている国は、これはメリットが大変大きいわけでありませう。ところが、その反対に買い手

市場に立たされている国としては、これはまた大変なダメージを受けるということになるわけでありませう。

国ごとにそれぞれの産業を抱えておるわけでありませうが、我が国の場合には一番心配されておりますのは、商工業はかなり強いわけでありませうけれども、弱い産業としての農業を抱えておる。その農業がどのようないろいろなダメージを受けることになるのかということに心配をしますと、これはただというわけにはいかないということで、国内対策としての六兆百億円という手当てをしてひとつ農業を救つていこうということだろうと、こう思うわけでございます。

それで、今このマラケシュ協定について問題になっておるのは農業問題である、こう言ってもいいわけでありませう。その農業がなぜかということになったのか、そのことをやはり考えなければいけないと私は思ふわけでございます。

いわゆる先進工業国はすべて農業のような一次、二次産業の方が衰退を遂げているのか、立ちおくれをしているのかということを見ますと、必ずしもそうではないんです。

例えば農業というものをいふゆる食糧自給率の上で見れば、例えば穀物の場合は米国が一〇九、それからイギリスが一〇五、ドイツ、西ドイツだと思ひますが一〇六、フランスは二二二、ところが日本は二九ということになっておるわけでありませう。他の先進工業国はきちんと農業の振興、農業という産業もきちんと維持しながら、育てながら、そしていわゆる工業国になっておるわけなんですよ。なぜ日本だけがこういう農業の落ち込みを来してしまつたのか。

いわゆる日本の経済の成長とは言ひますけれども、その経済を支えている産業がどれもそろって日本の経済の発展を支えているのではない。つまり、商工業がぬきんでて、そしておくれれている農業と、ただならしにして、平均にすれば各国比較においては日本の高度経済成長ということが言えるということになっておるわけでありませうけれども

も、なぜこういう産業のバランスのとれた発展を図ることができなかったのか。その産業政策として今まで何か日本の場合は誤りがあったのかというふうには私は思いますが、これについて、財政当局の大蔵省とそれから通産大臣からひとつお考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(武村正義君) 大変共鳴を感じながらお話を承っておりますが、この時期に日本国政府の全体の判断としては、まさに当時の細川総理の談話に表現されておりますように、やむを得なかった、この道しかなかったたんだというふうには私は今も思っております。

今は、政府側としてひたすら、御提案をいたしております条約の批准や関係立法に御理解をお願いする立場であります。振返つてみますと、官澤総理自身がおっしゃっていただいたように、ウルグアイ・ラウンドは成功させなければいけない、しかし米の例外なき関税化は、これは日本としてはのめないという表現が象徴的でありました。昨年の合意も、その延長線上で最終段階ぎりぎりの激しい交渉を重ねた結果、今、御提案を申し上げ御説明申し上げているような内容になったわけであります。国会決議もあり、国民の幅広い米に対する自由化反対の世論を背景にして、日本政府はやつとこれだけの成果といえますが、例外的な措置をかり取ることができたというふうにも私は思っております。

御承知のように、ダンケル・ペーパーは例外なき関税化というのが原則でありました。それに反対をして二年近く交渉を続けて、日本の米、韓国の米、あと農林大臣に伺いますとフィリピンとイスラエルに何か農産物で例外があるそうですが、四カ国ぐらいの特定の農産物についての関税化の例外措置が認められて、いわばこういうミニマムアクセスという方が合意をされるようになったわけでありました。したがって、一貫して国会や日本国政府が主張してまいりました考え方は間違っていないかというふうには思わざるを得ません。

私個人としては、農業は、お話がありましたように自然条件を背景にした産業でございまして、もう言うまでもないことですが、広大な大地を持った国、しかも自然条件に恵まれた国が圧倒的に有利であります。そういう大きな本来的なハンディキャップが国の間に存在するわけでございますから、それだけに例外が認められてしかるべきであつたというふうには思っております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) たしか昭和二十三年に提案された記憶をしておりますが、優生保護法の提案理由の中に、日本の国土で支え得る人口約八千万というくだりがあつたことを今、私は思い起こしております。そして、敗戦後の日本の産業政策の中で、私はやはり食糧生産というものには非常に大きなウェイトを占めておつたと思ひます。それだけに、当初国土回復のプロセスの中におきまして、農業あるいは化学肥料といったものに相当な生産がシフトされていくことを人生の先輩である星川議員は御記憶でありました。そして、その後、日本の商工業の発展の中にありまして、農林水産業というものは常に一定の役割を果たしてこられたと承知しております。それは、ある場合におきましては土地あるいは労働力を提供することといった役割であつたことも否定はいたしません。

ただし同時に、産業政策の中におきまして、従来から農村地域へ工業をいかに導入するか、その促進等を通じて農村地域の活性化というものは通産省の政策の柱の一つでございまして、今後ともに、そうした意識を持ち続けながら我々は努力をしていかなければならぬものと、そのように考えております。

○星川保松君 私が質問をしたのは、いわゆる工業先進国すべてが農業をきちんと産業として育てているのに、日本だけがなぜこうおくれをとつたか。つまり、農業の場合は、農産物の輸入が七兆ぐらいいですか、それで輸出というのはゼロなんです。農産物の輸出というのはほとんどできないわけですよ、国際競争力がありませんか。だ

から全く輸入ばかりで、それで輸出するものが何もないという、いわゆる弱い産業になつたわけですね、国際的には。なぜ農業だけがそういう立場に置かれたのかということについての考えを聞きたい、こう言つたんです。大蔵大臣は自然条件とおっしゃいますが、それもあつたと思ひますが、私はそれだけではないと思ひます。自然条件が違えば違つたなりには産業政策というものをきちんとしてやらなかつたのではないかとこの問題がある、私はこう思つてゐるわけですよ。

それで、実は私はきょう通産大臣に質問すると言いましたら、担当の方がどういう質問をするんですかというところで私のところへ電話をくださったんですよ。それで私は、今まで日本の経済が高成長をした、それは特に商工業が成長した、その商工業の成長の発展のために農業がいろいろ貢献をしてきておられますね、今度は立ちおくれた農業の方に商工業の方からお手伝いをする番ではないですか、そういうことを聞くつもりですと、こう言つたんです。そうしたらその担当の方が、農業が商工業に何か貢献してくれましたかと言つたんです。私はびっくりしました。

それで、先ほど大臣もおっしゃいましたんです。が、まず労働問題ですね。例えば、就職列車というのがかつて走りまわつた、これはいわゆる農村の労働力の運送の専用列車なんです。これ全部商工業の方にその労働力を運んだわけですよ。義務労働力は、これはいわゆる養育費と教育費、義務教育までは、高校までもあるでしょう、それ全部が農村持ちなんです。農業持ちなんです、これ。それをつぎ込んで一人前にして、立派な労働力にしてこれを送つたわけですよ、商工業の方に。

つまり、よく婿養子三代続くと蔵が建つということがあります。なぜ蔵が建つのかといふと、それは婿養子ですから、余り放蕩できませんから一生懸命働くということもあるでしょう。それだけではいけません。それはいわゆる養育費と教育費が向こう持ちなんです。そして労働力として

やつてくるんです。それが三代続けば当然蔵が建つわけですよ。それと同じようなことが農業と商工業の間で労働力について行われたと私は思ふんです。これは大変なお手伝いだと思ふんです。農業という産業から商工業という産業に対して。

それから例えば工場敷地、それから道路、新幹線、いろんな社会設備があるわけですよ。そういう設備にしろ、それを使つてまた商工業が伸びたわけですから、その敷地などはほとんど農林漁業が提供しているんですよ。

例えば太平洋ベルト地帯といつて大変工業が盛んになつたんですけれども、それは全部漁村の浜辺なわけですよ。生産の場なんです。それから工場敷地には農地を大変提供しました。道路にも大変提供しています。それから空港、港湾ですね。山の方では山林を提供しているわけですよ。そういう提供することによって農業の方は経営規模を縮小せざるを得なかつた、あるいは転業しなければならなかつたわけですよ。それはそれなりの補償はしてもらつてゐることは個々の場合は当然ですけども、しかし産業として見た場合は、私は、土地、労働、もう大変なお手伝いをしてゐると思ふんです。

もう一つ言うならば、例えば資本。企業の場合は土地と労働と資本がなくては行けません。その資本についても企業はどうやって資本を都合したか。それはほとんど土地担保なんです。土地がほとんど値上がりしていったんです。担保価値がどんどん大きくなつていった。その大きくなった担保価値を利用して資本を調達してやつていったわけですよ。だから私は、企業が伸びた、会社が伸びた、商工業が伸びた、その土地と労働、資本のほとんど、その元となつたのはこれは農林漁業が提供していると思ふんです。その提供によつて今日のような世界的な成長を遂げた。そうした場合は当然、そのために提供してくれた手伝つてくれた農業がおくれをとつたということになつた

ら、今度はこつちの余力でもって農業をひとつ進めていこう、救っていかうというふうにならなければ一國の産業政策としてはならないと思うんです、これは。

だから、一つのを先導的に育てていくという方法は、これは国家としていろいろあるわけですが。例えば中国の場合は、臨海地帯をまず発展させる、そして臨海地帯の発展の余力をかって奥地にこれを及ぼしていくという、臨海重点の先導という形で進めているわけです。そういう地域的な先導政策ということも私はあり得ると思うし、それから一つの産業、まず商工業を伸ばそう、そしてこれを先行させてそれにいわゆる先導する役割を果たしてもらって、やがては農業という産業も発展させていこうということだろうと思うんです。

私たちは、例えば田中角栄さんの「列島改造論」なんか読んだときはそういう構想だと思っておった。だから、どんだん商工業の発展にお手伝いをしよう、いずれはそちの方が進んでいったら今度は農業の方を引っ張ってくれる、こういうふうな思っておったわけですよ。ところが、今度はそろそろ思っていたときにどうなったかという、バブル崩壊ということなんです。今まではバブルだったというんです。それで、もうバブルですつ飛んでいって、人のこと、農業のこととはもう構っちゃいられないというふうな、そういう様相になってしまつたわけですよ。そうなりますと、私たち農村、農業、農家の皆さんとともにある者は、これは何か大変なだまに遭つたんじゃないかなとさえ思わざるを得ないわけですよ。

だから、そういう農業の立場というものをやはり大蔵省は、今後は特に、今回いろいろ考えてくれたようだけれども、なお一層財政的に措置をして、それで農業を押し立てていってもらわなければならぬ。それから、やっぱり商工業の皆さんも産業の皆さんも、我々はここまでなつた、ここまでなるために農業の皆さんに大変な御負担を

かけた、今度はあなたの方に伸びてもらうためにお手伝いをしましょうというふうな、そういう気持ちでやってほしい。そうでなければいつまでたつても均衡ある日本の産業の発展もないし、農業の立場は救われないのではないかと、こう思うんですが、これをもう一回ひとつ御両人に。

○国務大臣(武村正義) 先ほどの委員のお話で、イギリスは百何%というお話を承って改めて思い起こしましたが、たしか第二次世界大戦の前のイギリスは二、三〇%ぐらいの自給率ではなかったか。あの大戦のさなか、植民地を初めほとんど外国に依存をしていたイギリスは、戦争の一番激しいときには穀物を運んできた船をほとんどドイツのUボートが次々と沈めてしまつて、大変な食糧危機に陥つたようでありました。

その深刻な反省から、戦後、チャールが食糧の自給政策というものを非常に強く主張し、あの工業国であつた、貿易立国であつたイギリスがこの五十年で大変高い自給率を生み出したというふうに今数字を伺つて改めて感じましたが、先ほどのお話は確かにそのとおりだと思います。

農村から、農業から第二次、第三次産業に優秀な人材がシフトをする形で戦後の経済発展が進んできたわけでありました。今度は農業に返す番だという御主張も真剣な御主張として受けとめながら、この日本列島に日本民族が生き続ける限り、主としてこの大地で民族の命を支える農業は、食糧は生産をしていくことを基本に考えながら今後も努力をしていかなければいけないというふうに思います。

○国務大臣(橋本龍太郎) まず、通産省の事務方が大変失礼な言辭を弄したとすれば、これはおわびを申し上げます。大変申しわけありませんでした。ただ私は、委員の御主張を伺いながら、対立的にこれをとらえるというのはいかかなものかという感じも率直にいたします。

私は昭和三十五年に大学を卒業したわけでありましたが、その時点で紡績会社の社員になりました。その時点における状況というのは、今、委

員がお述べになりましたように、農山漁村から相当数のまだ中学を卒業したばかりの若い優秀な豊富な労働力が産業界に供給されておりました。そして、それらの優秀な若年労働力というものが当時の日本の産業界を支えておつたと思います。

今、高齢化の状況の中におきまして、産業界自体、状況は大きく変化をいたしております。そうした中におきまして、要は農村部分と都市の部分、あるいは農山漁村と言いかえても結構です、と都市の部分との格差をいかに縮めていくかということをお考えなければならぬと考へております。通産省の立場として努力をいたす分野はまずこの部分にありましよう。

同時に、科学技術の進歩の中で、例えば今、バイオテクノロジーを応用した農業というものが真剣に議論され、一部実施に移されております。たまたま私はそうしたグループの一つのお世話をさせていたのですが、工業技術の中から生まれ出した新たな発見というものが農業を支える基盤の一角を今担おうとしている状況もございまして、こうした分野に対する協力の度合いを強めていく、こうしたこともまた産業界が農林あるいは水産業までを含めまして協力していき得る新たな分野であらうか、そのように感じました。

○星川保松君 それから、特に大蔵省の方と私も農政に対していろいろお話をしております。と、どうもかみ合わないところがあるんです。武村大臣は現場を踏んでいらつしやいますからそういうことはないと思ひますけれども、どうも大蔵省の皆さんというのは帳づらばかり一生懸命合わせているような感じがしてならないわけなんです。

特に、米価の問題等について話し合つて私たちがもう耐え切れない思いをするのは、どうも近視眼的な物の見方しかできないんじゃないかという気がしてならないわけです。といいますのは、例えば米と言つた場合に、米という食糧としての商品というふうなとらえ方しかほとんどできないんです。そうすると内外価格差、アメリカと日本は八

倍とか、ではそのコストをどう下げるかと、どうもこういう端な話だけに終始するわけです。

我々が米と云うのは、米の後ろに水田があるんです。水田には水路があつて、水路には川があつて、川の向こうには山があつて、そこには森林があつて、日本の国土があるわけです。だから、米の問題は、米をつくらなくなつたらどうなるか、ずっと連なつていって、日本の国土がもう荒れてしまふというのが私たちの頭にあるわけです。そういう頭でもって私たちは米を論じている。ところが、これは仕事の上からそうなるもの傾向として仕方がないのかもしれないけれども、帳づらの価格、内外価格差という発想しかできないというふうな気がしてならないんです。

特に田んぼというのは、私は大蔵省の皆さんにもよく勉強してほしいと思ひますのは、作物をつくる圃場としてはもう特殊なものなんです、これは。日本人が狭い面積の中にいかにしてみんなひもじい思いをしなくて生きていこうか、それには何をにつくつたらいいかということで探し求めて米に到達したんです。米ぐらい単位面積当たりで人を養えるカロリーを生産できるものはないんです、このアジア・モンスーン地帯としては。

ところが、日本という国は大変な山岳国なんです。この間、海の底から、立ち上がりからすれば日本の国土というのは七、八千メートルの山のいわゆる頂上部分だけなんだということを言われますね。そういう山岳部分で農業をやる。畑の場合は傾斜なりに耕せばいいんです。それから牧野の場合は、牛でも羊でもかなりの傾斜まで移動できるわけですが、このことは行きますから、だからそのままで利用できるんです。ところが田んぼというのはそうはいかないわけですよ、平らになくちやならないですから。平らにする、真つ平の水平面にしなくちや、これは田んぼにならなければならぬ。この山岳国の中でその水平面をつくるという努力は並み大抵のものではないですよ、これは。それを今まで我々の祖先が、米でなくちやいかにぬというのでそれをつくつてきたわ

けです。それをつくって、それを自然の中にはめ込んできたんですね。

それから、いわゆる水田というのがほかのなにと違うのは、永久連作可能なのは米だけなんです。これはもうほかの作物、どこでも特産地をつくったところが連作障害でたばた倒れています。ところが、水田稲作の場合だけは、いわゆる植物も毒素を出すんだそうですが、それが水に流される。それから微量要素、少しでもいいけれども、なければ病気が発生するような微量要素も水に含まれて流れてくると。それでもつて永久連作が可能だということ、極めてそういう意味でもすぐれた作物なんですね。

そういう作物を選んで今日まで育ててきているわけですよ。だから、大変な祖先の汗と努力をつぎ込んだ結晶なんですね、この田んぼというのは。もうすばらしいものなんです。その田んぼの耕作に響くようなことをしたら、日本の国土が結局荒れてしまうということを考えて私たちは米の問題と取り組んでいる。それで、米価の問題もわかりなんです。だから、そういう奥の方のバックをしつかり踏まえて、そうして農業のことについては大蔵省は対応してもらいたい、こう思うんですが、ひとつ大臣にその点についてお考えを。

○国務大臣(武村正義君) 先ほど来のお話にも関連しますが、私も農家の息子であります。星川委員、日本農業はそれでも随分変わりましたよね。稲作にしろ、機械化、圃場整備、その他の果樹や畜産やたばこかそういう特殊な作物に至るまで、私が子供のころの作業の状況と今たに帰って農家の皆さんと話をしている状況とは大きく変わっていることも事実であります。

そしてまた、大蔵省は毎年決いたことを言い続けてきたんですが、それでも農水省の真剣な要求を受けながら、この国の農業の近代化のために、この四十九年間かなり巨額な金額を注いできたことも、これも紛れもない事実だと思っております。

しかし、それでもこういう事態を迎えてみると、日本の農業は、今、後継者の問題に象徴されるように、あるいは内外価格差の数字に象徴されるように、大変厳しい、あるいはいよいよ厳しい状況に立ち至っているという。そのことをしっかりと認識しながら六兆百億円という六年間のこの対策費も政府・与党でお決めをいただいているわけでありまして、今後、財政の担当当局としましては、過去の政策が全部正しかったというふうにはもちろん思ってはおりませんし、過去を振り返り、反省すべきところは反省しながら、これからの一層厳しい日本農業の前進のために精いっぱい努力を続けていかなければいけないというふうに思っております。

○星川保松君 もう一つだけ大蔵大臣にお話をしておきたいことがございます。

それは、大臣に就任前のことでありますけれども、昨年、大変な冷害で被害をこうむったわけですね、稲作農家が。それで、いわゆる保険金を受け取るようになったわけですよ。その際に、この農業共済、これは任意加入じゃなくて強制加入なんです。それで、掛金をもちろん掛けておるわけですから、この額が何ぼでしたかな、四千億円でしたか何ぼに、膨大なものになったわけですよ。それで国の再保険としてのこの共済の特別会計では間に合わなくなったわけですよ。そして、本来なればそれは一般会計からちゃんと繰り出しをして、それで特別会計に入れてこれを支払うというふうなことをしなくちゃならないのが当然なわけですよ。ところが、これをいわゆる米の緊急輸入した差益金をもつて充てるということが報道されたわけですよ。これで農家の皆さんが大変な誤解を受けたんです。

といいますのは、消費者の皆さんとしては、輸入差益金というものは本来は消費者に還元すべきものなんだと、それを農家の方に出してやったりというふうなことで、これは消費者からやはり農業は過保護じゃないか、何でおれたちの取り分までそっちへ回すんだみたいな声が上がってきたわけ

です。

私はそのときに、何ということをお蔵省はするんだらうと思いました。農家としては、保険金を受け取る方の側としてはちゃんと掛金を掛けておるわけですから、その条件に基づいて災害が起きたらちゃんとその分を払ってもらわなければならないこととありまして、その金をどこから持つてこようが受け取る方としては正直言つてかわりはないことなんです。それをわざわざ大蔵省が輸入差益金の方から回しましたというふうなことをなぜ言ったのか。私は極めてこれは、いわゆるいじめじゃないかと、こう思いました。いじめは学校だけじゃないと思いましたが。何でそんなことを殊さらにやるのか、このことによつて農家の皆さんは大変印象を悪くしたわけです。

こういうことは今後二度とやらないように、農家に誤解を招くような金のやりくりなどは一切やらないようにしていただきたいと思うんですが、ちよつとひとつお答えを。

○国務大臣(武村正義君) 大変誤解を与えたと思えば、説明の不足も含めて反省をしなければならぬと思います。

実は、来年度の予算編成の議論をいたしております。来年度の食糧管理費、この法律が通りまして来年度の十一月まで、来年は従来のシステムで対応することになります。それからかなりの資金需要が必要でございまして、その説明を受けているときに、とにかく数兆円の歳入歳出ギャップがございまして、どこかに財源がないかというので、私も身もろんな質問をするわけですよ。ついこの間、輸入差益金があるじゃないかと主計官に言いました。それはもう去年の災害で使ってしまったのでありませんと、こういう答えが返ってきたので初めて今御質問のことを私は認識をしたのであります。

詳しいことを説明する状況ではありませんが、しかし大蔵省の立場で弁解をさせていたくならば、もうありとあらゆる財源を使わせてもらわなければ予算が組めない。昨年の補正予算も、恐らく歳入が当初より大きく落ち込んでおりまして、そういうわけで税収のような一般財源はもうからきし全然ありません。むしろマイナスで残っている中で、どこかに財源がないか、しかし災害だけは目をつむつてやらなきゃいけない、そういう中で恐らくそういう措置を講じたのかと私は今、想定をいたしているわけでありまして。

これはこの問題に限らず、あらゆる分野でそういうやりくり算段が続いてきて今日の日本の財政になつていっていることを振り返りますと、いよいよ財政の健全化、再建のためには、今御指摘の点も反省材料として含めながら一層しつかりやらなければいけないという思いであります。

○星川保松君 大蔵大臣、私は決してやりくりをするなど言うのではありません。やりくりをする際に、そうでなくても過保護だとか何とかと言われている農家に迷惑のかかるようなことだけはひとつ避けてほしい、こういうことでございまして、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○委員長(矢田部理君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十二分開会

○委員長(矢田部理君) ただいまから世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求める件外七法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○風間健君 公明党・国民会議の風間でございまして、今回のWTO批准に関する国内の農業対策について、まず、膨大な国内対策事業費六兆百億円について伺います。

の議論がございました。年間予算と別枠の部分があいまいであるという質問が衆議院でもありましたが、少し観点を変えまして、今回のこの国内対策について、WTOを批准することによって初めて問題になるもの、それから批准によって実施が前倒しになるもの、それから批准をしようとしまいと実施すべきもの、この三つに私は分けて考えてもいいのではないかと考えておるわけですが、この点に關してちょっと御説明いただければと思います。

○国務大臣(大河原太一郎君) 御案内のとおり、このたびの国内対策、事業費ベースで六兆百億円、その中の事業につきましては、しばしば申し上げておりますように、日本の農業に対する直接の影響を当面最小限に食い止める、さらにこれを契機として二十一世紀に向けての農業農村の自立を図る、それで持続的成長を確保するというところで、思い切った対策をやるということで施策を打ち出したわけでございます。

したがって、それぞれの事業について御質問があれば御説明申し上げますけれども、やはりそれぞれの事業について重点的あるいは加速的という言葉がいいと思いますけれども、それによってその目的を達成しようとするものでございまして、従来事業の中心は、従来の農林関係予算、三兆四千億ばかりに現在なっておりますが、それらの事業の中でそれを着実に実施するという関係に御理解願えたらと思うわけでございます。

○風間昶君 ただいま大臣から、日本の農業を最小限に守る、自立ある農業、持続的なこと、この三つのいわば大宗を示されました。では、実際に六兆百億円という予算についても配分の比重の問題でございませうけれども、WTOを批准することによって初めて問題になるものに重点配分を私はすべきではないかというふうに思うわけであります。もう一方では、批准しなかったとしても必要とされる対策、これは六兆百億円の中から支出する必要があるのでないのかという議論。私は必要ないと思っておるわけですが、批准に関係ない部分

で国内対策として必要な部分は。政府はそういうものやと絞り込んだ重点施策を、絞り込んだ形で努力というのをされていらっしゃると思いますが、どうも対策の目玉といましようか、俗に言われているばらまき予算のばらまき額が少しふえたというふうな印象を持っている人もいろいろ聞いておりますけれども、そんなことはないという意見も当然これまた一方ではあるわけで、こういうふうなやり方で私は本当にいいのかというふうに思っているわけですが。

私は、農家が、生産者が、今、国内的には借金とそれから後継者難で苦しんでいるという実態から見ますと、極端な話、その部分はもうこの六年間に何とかしてやっつけてやる意味では最後のチャンスじゃないかなと。最後というところやと語弊がありますけれども、もう最大のチャンスじゃないかというふうに思っておるわけです。農水省の今回の予算の組み立てという中身をちょっと見せていただいてもそういう緊迫感が感じられないように感じられるだけでも、本当にいけるのかなと。この部分をぜひ、実際に農業をやっている方々が、大臣初めこの政府が本当にやってくれたんだと、そのところを自信のある部分をぜひ発表していくことがある意味では大臣のおっしゃる本当に自立した持続的な日本の農業を守っていくことになるのではないかと、いうふうに思っていますけれども、どうございませうか。

○国務大臣(大河原太一郎君) このたびの対策は、やはり効率的な、何と申しますか、安定的な担い手、しっかりと担い手を中心として力強い農業生産を展開する、それによって今回の対応をするということが一つでございまして、そのためにはやはり生産性向上の基盤になる農業農村基盤整備事業、これを一つの重点事業として取り上げております。したがって、金額等から見ると公共事業でございまして、金額のウェイトが大きくなるわけですが、今、委員が御指摘になり

ましたような点、負債対策、これについても、事業内容を御承知かと思えますけれども、六年間に六千億、毎年一千億をかけた上で低金利で借りかえ資金を十二分に用意して、そして前に進もうとする経営に対する負担を軽減する。あるいは土地改良負担金対策についても新しい施策を講ずる。

それから、新規就農者を確保することが緊急の事態でございまして、新規の就農対策、これは次三男の方はもちろんでございますが、最近の傾向を見ると農外から農業に参入しようとする方々も若手でふえておりますので、そういう者に対する援助を思い切っておくというふうなことも今回の措置に全部含まれておることでございます。それについて委員の、重点の置き方等についての御意見があることはたいへん承りましたけれども、我々としては、それぞれの緊急、重点的な施策として取り上げておるところでございまして。

○風間昶君 大臣、そうすると、六年かけておっしゃるようによくことを目指していらっしゃるわけでありませうが、私は年次計画ぐらいはつくべきじゃないかなと。単に六年間で六兆百億使いますからよろしくと言われても、私は十分な受け取りしていないのかもしれないけれども、そういうわけにはやっぱりいかないんじゃないか。やっぱり年次計画をきちっと立てないと私はまずいのではないかと思う。ぜひスタートに当たるところはこのぐらいいかなければ、本当に最初でつまずくとかなり厳しいものになってくるのではないかと、いうふうに予測されるわけですが、ぜひその年次計画を大至急つくっていただきたいというふうに思っています。そうでないと、来年の予算審議のときにこれは考える材料がないわけでありませう。

そこで、まず大蔵省にちょっと確認、まだ余裕がありますのであれですが、予算は単年度主義なんでしょうから、農水省も来年度の予算、概算要求を出していらっしゃるわけでありませうけれども、

も、その中で、WTOの国内対策関係について、ほかから明らかに区別できるような形で要求されていらっしゃるんでしょうか、いらっしゃらないんでしょうか。では、これをまず農水大臣にお伺いしておきます。

○国務大臣(大河原太一郎君) お答え申し上げます。今回の国内対策で事業費として六兆百億円、これはそれぞれの事業を積み上げた六年間の事業でございまして。したがって、その一年分、当初についてどうするかという点については、それぞれ積み上げに基づきまして財政当局と協議中でございまして、機械的に六分の一にするのか、事業によってやはり初年度は準備が要るから多少後年度に事業を加速させるという点で、実施期間六年間には必ずそれぞれの事業についてやろうとするという考えを持っております。したがって、やや先走っておりますが、ただいま委員の御指摘のように、年次計画的なことは私どもとしては必ずしも必要がないんじゃないかと。事業の進捗その他を見て全体事業をこの六年間の計画期間内で、実施期間内で終了すればよろしいんではあるまいかと。

ちょっと言葉が続きますけれども、現に土地改良長期計画とかあるいは各種の公共事業計画、これは総体事業費を確定しておいて、年度別についてはそれぞれの事業の進捗とかあるいは予算編成の過程における問題とかで措置されておるわけでございまして。

○風間昶君 そうしますと、今、大臣から年次計画は必ずしも必要としないという根拠がお話しありましたが、では、それで大蔵省として査定はできるんでしょうかね。

○国務大臣(武村正義君) 今もお答えいただいたように、政府、各種の中期計画、長期計画がございまして、年次計画を持っているものはたしかないと思えます。これは、自由経済の中で、そもそも計画のあり方というところに議論もあるかもしれないし、予算が単年度主義になっている中

で、どこまで年次計画を発表して責任を負えるのかということもあるかもしれません。さらには、五年という大ぐりでごいいます中に弾力性があるということ、今回の対策費もさまざまな事業が盛り込まれておりますが、事業によつては早目に組み入れるものもあるだろうし、やや、一、二年は置いてからがと要望が出てくるものもあるかもしれません。そういうところを見ながら対応していきたいということでございます。

あくまでも農水当局的の御要求を基本にして、私どもも真剣に相談をさせていただきたいと思っております。

○風間昶君 ちよつと観点を交えていただきますと、ガット事務局の試算によりますと、WT O協定を批准することによつて二〇〇五年、つまり十年後の時点で日本の国民所得は二兆七千億程度増加することになるようでございます。単純に比較できないかもしれませんが、今回六兆百億円の使いたいというふうにおっしゃるわけですが、この差額分ぐらいのメリットは当然あると踏んでいるんでしようか。農水省として六兆百億円の使つてどのぐらいの国民所得に寄与するといふふうに考えていらつしやるのか、お聞きしたいと思ひます。本当に六兆百億円が必要なものであるということをごちも理解させていただければ、これはもう当然賛成するわけでありましてけれども、むだ遣いが、まさにこういう部分での改革も必要ではないかといふふうに思つておりますから、しっかりとやらせてもらいたいということから、先ほどの質問でございますけれども、六兆百億円の使つてどのぐらいの国民所得に寄与すると思ひていらつしやるのか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(大河原太一郎君) ただいまお話がございました、ガット事務局のWT O協定に基づく貿易拡大等による各国の、世界のといふか、それぞれの各国の積み上げになると思ひますが、その所得の増加が二兆七千億、これは一年の、単年度のもののごいいます。私どもが承知しているところでは、しかも物の貿易だけで、サービス

とか知的の所有権その他十五分野にわたる効果ではないといふふうにも承知しております。

そういうことを申し上げた上で我々としては六兆百億円、これは事業費ベースです。それから、したがつておおむねその国費率は五割以下、大体五割だと、補助率がそれぞれ違いますからと我々としては考えておるわけでございます。この国民所得といひますか、それはやはり定量的なものでなくして定性的にしっかりと経営ができるのか、あるいは生産性が上がるとか、そういうものとしてそれぞれの事業に即して我々はとらえておるわけでございますので、委員御指摘のようにマクロでどうだといふようなことは、ちよつと申し上げかねるところでございます。

○風間昶君 これはいづれ、今の時点ではわかりませんが、はつきりするときに来ると思ふんですが、その見通しを誤らないようにしていただきたい、ぜひともそういう部分でしっかりとやっていただきたいといふふうに思ひます。

次に、中山間地域対策についてお伺いします。が、大体調べさせてもらいましたら、すべての都道府県に中山間地域、東京都でさえも抱えているといふことで、日本のように、特に北海道はカスベのような形をしてずっと南北に長い山合いの国、そういうところで土地の高度利用によるコストの削減といつてもやっぱり限界があるのではないかと。これはもうだれしも認めるところじゃないかと私は思ふわけですが、だつたら中山間地域における棚田や段々畑をそのまま残すことが、国土保全の観点からいつても、ダムの代替機能を営むといふ公益的機能も有するのではないかと。そうすると、公益性に着目するならば何らかの資金を提供することが考えられるわけで、それが直接的な所得補償とは変わりはないとしても仕方ないんでないかなといふふうにもまた思ふわけでありまして、いろんなやり方があるでしようけれども、僕なんか個人的に単純に考えると、森林率六七%といふ高い割合からいくと、広葉樹をベースにした混交林を中山間地にもつとふやしてもいいのではな

いか、耕作放棄地に黙つてするんじゃないか。

耕作放棄地が出てきた場合にそういったことも考えているんですけど、もうちよつとマクロでいいますと、E U型の直接補償、条件不利地域に対する直接補償対策を参考に、本当に日本型のハンディキャップを持った地域対策としてこは知恵を出さないとだめじゃないかといふふうには私は思ふんです。いわゆる日本型のデカップリングの導入について衆議院でも議論があつたように承つておりますけれども、その部分について導入を端的に言つて考えていらつしやるのかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(大河原太一郎君) お答え申し上げます。

委員の御指摘なさいました直接的所得補償あるいは日本型デカップリング、これについては各般の論議が国会、関係委員会等においても従来から行われておりますし、また外部の関係からも中山間地域対策としていろいろ議論をされたところでございます。農政審議会の衣に隠れるわけではございませんけれども、この点については先般、国内対策の前提となつた農政審議会の審議でも大きな論議をし、検討していただいたわけでございますが、構造改善がほぼ終了したヨーロッパと我が国では、やはり中山間地域においては産業政策として農林業の振興あるいは生活基盤を整備するとか、そういう総合的な対策を重点に置いてます。やつた方がよろしいといふ結論になりまして、直ちにその採用については積極的な意見の提示がなかつたわけでございます。

それについてはいろいろ議論もあるかと思ひますけれども、やはり現状維持的な所得補てん的な対策よりも、私どももこの中山間地域の活性化とそこにおける主産品としての農林業等々、あるいは中山間地帯が持つていけるそれぞれの自然資源、景観、そういうものを活用した収入機会の増大といふようなものを行うのがまず第一義的であるまいかといふふうに考えておるところでございます。

直接的補償方式については、中山間地域の一部の農林漁業者に対する所得補てんで、他の産業従事者との均衡はどうだとか、またそういう国民的な議論もクリアしながらこの問題についての結論を出さなければいけない、そういう面もござい

ます。

ただ、農政審議会においても、各地で行われているいろいろな第三セクターとかあるいは基金とか、そういうものについては地方の創意工夫、自主性といふようなことでそれぞれ取り上げてやることも望ましいといふような提言があるわけでございます。私どもも実はさうに思つておるところでございます。

○風間昶君 まさに大臣が今おっしゃつたように、既に地方単独事業としてそういった、デカップリングと言つていいのかわかるとは、直接所得補償といふふうには言つていいのかわかるとは、問題であります。既に、それに直接的ではないにしても、それこそまさに日本型所得補償という感じの部分が多くある中でスタートしている。その際に国としても、今、大臣はお認めになつて、陰からの後押しといふふうなニュアンスで今受けとめたんですが、今までもどりで直接的な所得補償じゃなくて、先に構造改善を含めて、あるいは都市とのいろいろな交流とかリゾートとかといふのは私は結構かたいと思ふんです。ずつとは、そういう気がするんです。これまたわかりませんけれども、気がするんです。

ちよつとここで話を交えますけれども、さつきのダムの代替機能といふことであります。私は国土庁が担当してもいいと思ひますし、今、大臣がおっしゃつた景観保持、自然をそのまま利用したとであれば環境庁が担当してもいいといふふうにも思ふんですが、仮に農水以外の他省庁の所管で所得補償的なものが創設された場合、それはWT O協定で問題になる国内支持に当たらないでしようか。当たらないでしようか、見解をお伺いしたいと

思います。
○国務大臣(大河原太一郎君) お答え申し上げます。

このたびの国内対策につきましては、農業、産業としての対策が中心でございますが、一方、一番この農業協定受け入れに伴って影響を受けるのは中山間地帯だろう、したがってその地域の活性化のために総合的な施策を重点的に行うべきだというのが私どもの考えでございます。

これについては、例えば基盤整備事業等につきましても、平たん地域に対する大区画開墾整備その他、担い手育成に役に立つ、効果を発揮する事業というのに対して、中山間地帯でも傾斜度が強い高いところ、したがってなかなか立ちおくれもあるということから、開墾整備とか農道とか農地防災事業とか、そういう各般の事業を総合的に行う事業をやはり重点、加速的に行うということで、基盤整備事業の事業費三兆五千五百億の中でその四割を中山間地帯に割いて重点的に行うというような点をしておるわけでございまして、やはりWTO協定の農業協定受け入れに伴う対策として既に取り上げているところでございます。

○風間健君 わかりました。

次に、中山間地域振興の観点から、来年度からスタートさせて六年間で市町村に地方交付税措置で配分するという農山漁村ふるさと事業、内容について若干知っておるわけでありますけれども、その前に、竹下内閣時代に創設された六十三年、平成元年のふるさと創生資金、金塊を買ったとか宝くじを買ったとかいう記事もあって、いわば批判も出たことは出たわけですが、六年間ふるさと創生資金が経過しまして、農林水産部門での運用があったのかどうかちょっと伺いたいです。

○国務大臣(野中広務君) 委員御指摘のように六十三年、竹下内閣のときに、一市町村、人口にかかわらず一律一億円というふるさとづくり事業を始めたわけでございます。今、御指摘ございまして、中には金塊を買ったとか、宝くじを

買ったとか、ばらまきだということもございまして、一部いろいろ批判をいただきましたけれども、この六年間を振り返りますと、非常に地域にインパクトを与えまして、そして市町村長がみずから考えみずからつくるといふ、そういう意欲を持つてくれたことは非常に大きな成果を得たと思っております。

そんな中で、農村の中でどういう事業があったかと、私はすべてを承知する立場にございせんけれども、これから高齢化が進んでいく中において一方において少子化があるということで、例えば一つの町におきましては、子供が三人以上生まれた場合はお祝いをして一時金として三十万差し上げる、そしてその子供が中学を卒業するまでその家族全体に月五万円渡すとか、そういう基金にしたところとか、あるいは農山村でそれぞれ荒廃した林野を公有化いたしました、そして老人クラブ等にささやかな手当を出して公有林の清掃あるいは伐採等の手当てをして、従来マツタケの出なかつたところに意外にマツタケが出たとか、そういう効果を私どもも見せられたり、あるいは加工場をつくりまして地域の特産を、これも地域の老人あるいは婦人の皆さん方がつくり出して物流センターでこれを販売するとか、さまざまな取り組みがございまして、今では非常に地域に根づいておるわけでございます。

昨年、人口百七十人の青ヶ島村から二百万人を超える市まで一律一億円というのはどうもやっぱりもう少し見直さなきゃいかぬじゃないかということで、最低を六千万にいたしまして、最高を一億六千万にいたしまして、そして人的交流とか地域間交流等の問題も含みながら、適正なある程度の規模でそれぞれ交付税配分をしたところでございます。

この事業はこれからも、今、別にお断りをいたしております農山漁村ふるさと事業とは別に続けさせていたきたいと願っております。今、御指摘でございます。○風間健君 今お話がございました農山漁村ふる

さと事業は少なくとも農山漁村の活性化のために目的があるわけですから、試行錯誤ももちろんこれはしていかなくならない部分もあると思えます。全部やれば当然というふうにはなかなかいかならないのは現実的な問題だと思えます。だから、投資がどぶの中に入るのではなくて土の中にちゃんと返るような、それできちっと日本の自然が、農山漁村の自然が守られるということが大事な観点になると思えます。

そうすると、効率的な使い方をするためには、今、野中大臣がおっしゃったように、ふるさと創生資金の農林水産部門での運用との違いをどうやって出していくかというの、またこれは知恵を使わなきゃならないのじゃないかと思えますけれども、自治省としてその使い道というか、使い方について何らかの指導、ガイドラインみたいなものを今考えていらっしゃるんでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) これは今申し上げましたように交付税措置をするものでございまして、基本的にはそれぞれの市町村が自主的、自律的にやっていたらいいものでございます。

ただ、今日までふるさとづくり事業につきましては、いろいろな市町村で行われました非常に特徴的なものを全国の自治体に紹介する、そういうやり方をいたしまして、できるだけすぐれた事業が地方に根づいていく。そしてまた、そういうものを参考にしながらいいアイデアが出てくるというように考えております。特段私どもがこうしなればならないという立場には立たないつもりでございますけれども、できるだけそういうメニューを示していくという、それぞれの地域でやられておるのを御紹介していくことはこれからも続けていきたいと考えておるわけでございます。

○風間健君 まさに、ふるさと創生資金との違いをどうやって出していくかということも知恵の使いたところだと思えます。それで、この中山間地域対策というか中山間地域の振興は、私はやっぱり農業政策の枠内だけでは無理があると思っております。

んです、この部分は本来に行政の垣根を越えた地域政策としての展開が求められているわけですから。

では、農水省としてそれをどうやって受けとめて、共管の形でいくか、あるいは協調しながらいくか、自治省のこの農山漁村ふるさと事業とかかわりをどういうふうに農水省としていかれるのか、ちょっと伺いたしたいと思えます。

○国務大臣(大河原太一郎君) ふるさと創生事業については、自治大臣からお話ございましたが、そういう事業の実施内容等については、十分国費を伴う事業についても連携をいたしてその効果を発揮いたすというのが建前であるというふうに思っております。

なお、やや余計なことになりますけれども、今、委員がまさに地域政策だと。したがって、農水省の枠を超えた事業が必要だとおっしゃっていた、そのとおりでございます。このたびの国内対策においても、受諾したときに総理を長とする緊急農業農村対策本部が内閣にできまして、そして関係大臣が全部本部長として、例えば建設関係である交通アクセスの改善とか、あるいは医療とか保健、福祉等についての厚生関係とか、あるいは上下水道の整備、特に下水道についての整備等、それから情報通信網の整備とか、これは関係所管大臣がそれぞれその所管の事業に即してこの中山間地帯に対する重点的な配慮をして事業を進めるべしということになって、しばしば会議を開きまして構想等を出し合っておるということでございまして、国内対策は農林関係中心でございませうけれども、総合的な地域対策を実施していきたいというのが政府全体の方針でございます。

○風間健君 その情報を私にもいただきたいんです。野党だから来ないのかどうかわかりませんが、野党というところからいって、本当に国民のためになるには一致団結してやらなきゃならないことだと思っております。日本の農業を守るといふだけじゃなくて、日本を本当に世界の中できちっと存

在感を示していくためにも私は必要じゃないかというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、畜産、酪農対策について二点ばかりお伺いしたいんです。

今回の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法十
四条の削除といましようか、例の指定乳製品の一
元輸入の見直しで、国内の関税相当量の支払い
をすればある意味ではだれでも輸入できるように
なったことで、国内の需給事情について私は当面
は大丈夫だろうと思うんです。問題は、酪農と
か畜産はやっぱり六年間ぐらいを展望しているも
のですから、むしろその六年目以後は本当に大丈
夫なのかという懸念があるわけですから、この
点についてはどうですか、大臣。

○国務大臣(大河原太一郎君) お答え申し上げます。

もう委員御案内のとおり、今度の乳製品の関税
化、畜産振興事業団による一元輸入から配給制度
からいわば関税化されたわけでございまして、関
税相当量は相当高く取っておりますけれども、し
かもそれを超えた場合には輸入差益を徴収するこ
うなことでもございまして、それからまた通常輸
入、カレントアクセス分についても事業団が差益
を徴収して事業団がその需給操作をいたすという
ようなことで、ある意味では国家貿易をかみ合
わせた措置が交渉の結果獲得できましたので、その
点については、我々としても当面の点については
心配しておりません。

今後の問題としてはやっぱり酪農の生産性を高
める、その点においては各種の施策でございま
す。お尋ねがあれば申し上げますけれども、そうい
う施策を講じて我が国の土地利用型、あるいは国民
の栄養上の大事な乳製品について対策を十二分に
講じてまいりたい、さように思っております。

○風間和郎君 最後に農水大臣、今回の国内農業対
策の決定後の記者会見で、米の部分開放などで衝
撃を受ける農家や農村の不安に前向きに対応する
ものだというふうに御発言されたこと伺っています

が、しかし今までの議論の中でまだやっぱり総花
的かなど。私の理解度の問題もこれあり、大臣の
説明の仕方もある、いろいろあるんでしよう
けれども。どういう農家を支援していくのか、農
水省の明確な決意が生産者農家に伝われば私は勝
ちだと思えます。

今回の対策で衝撃を受ける農家というのは具体
的にどんな農家なのか、どういうイメージでそう
おっしゃられたのかということが一点。もう一点
は、本当に十分な内容を持った農家支援のために
今回のこれはあるんだというふうに認識している
んですけれども、大臣の懐の深いところをお話し
ただいて、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(大河原太一郎君) やはり米という基
幹的な作物についてはミニマムアクセスが認めら
れたと。それから厳しい交渉で、反対しておつた
けれども関税化された、その他各品目、十品目
でございまして、そういう点で関係農家がそれぞ
れ衝撃を受けたことは確かでございますが、特に
こういう困難な農業情勢の中であえて農業に
よって頑張っている、自立しよう、という農
家の方々は殊さら影響を、心理的なショック
を感じたと思います。

したがって、このたびの対策は、やはり意欲を
持つて積極的に農業によつて自立しようとする農
家の皆さんに対してこれを激励鼓舞すると、その
ための諸条件を整備するというような視点を中心
としてやっていこうというわけでございまして、も
ちろんその場合には、地域においては兼業農家の
皆さんその他はございまして、それぞれ地域にお
いてそういう担い手を核とした労働力とか農地を
分担し合つて地域における農業生産を活性化す
るというようにこのためにこのたびの対策を重点
的にやっていきたい、さように思っております

○風間和郎君 ありがとうございます。
○西野康雄君 新党・護憲リベラルの西野でござ
います。
食糧の自給率の問題等々随分と取り上げられて

まいりました。九〇年代に入つて、日本だけでな
く韓国も含めた先進工業国家で急速な穀物自給率
の低下が見られるようになりました。アジア諸国
の工業化の進展と農業生産の拡大の間にギャップ
が生じること、これは目に見えているかと思いま
す。そういうった摩擦が世界の食糧需給を過剰から
不足へ一転させてくるというおそれがあることに多
いかと思います。事実、食糧需給の予想というも
のは逼迫の方向に向かつていくということが各種
の報告書で報告されております。世界的に見て食
糧不足であることも事実です。

今後、食糧不足の国々から逆のことが要請され
てくるのじゃないか。日本が減反で米の生産を制
限しながら安い食糧を大量に輸入している、こう
いうことに対しての非難の音が寄せられるであろ
うし、世界の飢餓を増大させている元凶という声
もちらほら聞かれるようになってきました。

現在は食糧の輸入自由化に向けて動いておりま
す。しかしながら、金に物を言わせて大量輸入を
するということが国際摩擦の新たな要因となる
ということも考えられます。そういう観点から見
ても、食糧自給率の向上というものの下準備を私
は今しておかなければならないのじゃないか、そ
んな思いをいたしておりますが、大臣どうでしょ
うか。

○国務大臣(大河原太一郎君) そもそも論で恐縮
でございますが、我が国の食糧自給率の急速な低
下、これは韓国もさうです。わかります。とい
うのは、食生活が戦後大変変わりました、でん粉
質の食糧から畜産物あるいは油脂分、これの原材
料はトウモロコシとかあるいは菜種、大豆等ござ
いまして、我が国農業では遺憾ながらその耕地
面積を持っておりません。

御指摘のように、先進国の中で異常に低いこの
ような低下はやはり非常に問題であるし、今おつ
しやいましたように、国内資源を活用して自給率
を高めようとしないうちに金に任せて諸外国から輸入
をするという批判も高まっております。確か

そういう意味で、今度の国内対策におきまして
も、先般の農政審議会の報告においてもやはりこ
の自給率の低下に歯どめをかけるような施策を講
じようというところでございまして、国内対策にお
いてもしっかりした担い手をつくつて、それを中
心とした国内生産を力強く推し進めていくという
のが我々の考えでございます。

○西野康雄君 食糧自給率が低下をしてきたとい
うことの一つの理由は、日本が経済を発展させる
ときに、例えばヨーロッパは今でもきつちり食糧
自給率が高いじゃないかと、そういう論議がさ
れます。しかし、それは安価な労働力を海外の出
稼ぎ労働者から吸収していった部分と日本は違
うわけですね。向こうは、ヨーロッパは農村地帯を結
構温存させながら安い海外の労働者を受け入れて
いった。日本はデフレオフするときに兼業化とい
う形で労働力を工業の方に引っ張っていったとい
う、その部分の構造的な違いをはつきりさせて
おかないと、同じように経済のベースがこれだけ
上がっているからといって、それでヨーロッパと
日本とを比較してはならないと思うんです。

だからこそ、食糧自給率を上げていくときに、
農村というものを再構築していくという作業が一
つ必要であらうかと思ひます。また、労働生産
性は確かにこだわつてきて日本は随分失敗しまし
た。大規模大規模と、規模拡大、単作だと行って
いるけれども、そんなものをやつたつてそれはも
うアメリカに負けるのはわかっているんです。そ
うすると、労働生産性ではなくて日本独自の土地
生産性をどういうふうな上げていくかと、そう
いうふうなことが必要ではないだろうかと思ひま
す。

日本というのはずっと古来から水田だけじゃな
いんです。確かに米というのは多くの人口を養
うことはできるんですが、そうではなくて、水田
を中心にして結構多手作業をやつてきたわけだ
ね。米麦とか、野菜とか、あぜにいろんなも
のを植えてみたりとか、そういうふうな土地利用
の立体化ということが随分とあつたわけですね。

それが経済の発展とともに兼業の方が簡単に所得が得られるということで、あぜ道に大豆を植えなくなったとか、いろんなことが重なってまいりました。そういうふうな兼業の方へ簡単に所得が得られるという理由などからやっぱり崩れていつて、これが日本の農業総生産の縮小、食糧自給率の低下というものをもたらしてきたわけですから。

ですから、新しい日本型の複合経営というのを打ち立てていかなければならない。今、そういうふうなものは有機農業という形で少し芽が出てきておりますが、日本農業の独自の行き方というのが私は可能だと思われ、そうしていかなければならないと思うんですが、農林大臣の所見はいかがでしょうか。

○国務大臣(大河原太一郎君) お答えいたします。

経営の類型等についてまでお話がございます。今度の対策におきまして、一昨年のいわゆる新政策で経営展望を示しました。その中には、モデルを簡単にするために水田単一経営というふうなことで、これがモノカルチャー的であるとかというふうな批判もいろいろ受けておりますが、その他にも今お話しのような水田プラス何々、野菜なり麦なりあるいは大豆なり等々の複合経営の類型も示しております。実際の地域地域の育成すべき経営目標を今、各県、さらに市町村で類型をつくっております。お話しのような複合経営、地域の事情に応じた複合経営というものが取り上げられておるわけでございまして、私はその点については、やっぱり地域の実態、それに応じた経営の目標が立てられるべきであるというように思います。

○西野康雄君 やっぱり農村の基盤を壊してしまつたということが今、一番反省すべき点ではないだろうか、そんな思いもいたしておりますし、事実そうであるかと思ひます。

兼業という形で労働力を吸収してきたというふうなこと、これは複合経営とかを進めていかな

と、では規模拡大して専業農家ばかりつくりやいのかという、今度四百万人ほどのそういう方々が、兼業をやつていた農家の方々がはじき飛ばされる。それを日本国内でどうやって吸収できるか。できないと思ひますね。

そうすることを考えると、やはり複合経営だとかそういうふうなことを、そして労働生産性というふうなことだけではなくて土地生産性ということもきつちりと考えていかなければならない。日本の農政の中で労働生産性ばかりおつしやるけれども、それを追求していつても四百万人、五百万人と農業からはじき飛ばされた方々を吸収できないですね。そういうふうなことを考えると、労働生産性だけでよいのだろうか、そういうふうな思いをいたしておりますし、その部分においても農政のところで視点を持つていただきたいということをお願い申し上げます。

外務大臣もお帰りになされました。突如として御質問でまことに申しわけないかなと思ひますが、アメリカではWTOの事務に關して、これはもう国益に反するときは三〇一条の条項の對象を拡大するんだとか、そういうふうなこともたくさん要望として出されておりますし、国益に反するようならば脱退していいんだと、そういうための監視機關を設けてもいいんだというふうなことが言われております。

私は、WTOの運用だとか協定の適用状況について恒常的に把握をしていく、そして日本の適切な対応を講じていくため、国会としても何らかの機關を設置していくべきではないだろうか、そういうふうな思いをいたしております。例えば、このWTOの特別委員會をずっと存続させておいても私はいいのではないだろうか、年に一回WTOの状況を報告してもらおうとか、そういうふうなことがあつてもいいのじゃないだろうかと思ひます。国会と政府と違ふんやとけんもほろろに言われると困りますけれども。

しかし、河野外務大臣、またWTOで一番必要な部分としての重要な問題というのは農業問題で

すから、ちよつとお二人の大臣からお答えを願えればと思つております。

○国務大臣(河野洋平君) アメリカは、西野議員御指摘のように、監視委員會のようなものをつくろうという話が、まだ具体的に決まつたわけではないのですが、行政府と議会の間でそうした話し合いがあるというふうな伺つております。これは、WTOというものが本當にフェアに動くのかという、やや疑いの目で見ています。不信の目で見ています。部分があるのではないかと、この感じがするわけです。もちろんアメリカも、私こども御答弁申し上げましたが、アメリカに不利益なパネルの報告が出たからといってけしからぬと言つてもいい、それが恣意的に、不当にアメリカが不利に扱われたら物を言うよと、こういう構えでございまして。

本来、こうした国際的な機構というのはフェアに行動をするという信頼がなければこれはできないのでございまして、機構をつくる前からこれはひよつとしたアンフェアに動くかもしれないぞという目で見ていたのでは、これはなかなか機構は本當に動かないのではないかと気がいたします。しかし、アメリカは議會がいろいろやかししいことを言うものだから、昔からそういう伝統がともすればあるというふうにも言われておりますが、この機構自体がフェアに動く信頼をしなければ、こんなつらい、例えば農業の分野などでつらい思いをしてこの機構に入ること自体が意味がないわけで、我々はやっぱりこの機構はフェアに動くというふうな確信をしていけるわけです。

もし我々にそういう気持ちがあるのなら、むしろWTOの中に日本から事務局に人を入れるとか、そういうことを我々これから努力するつもりでいるわけで、そうしたことを含めて考えたいというふうには私は思ひます。

○国務大臣(大河原太一郎君) お答え申し上げます。

ただいまの問題の前段については、まさに外務

大臣が今お答えしたとおりでございまして。私どもの方で一番関心がございましたのは、農業法二十二条に基づくウエバーという特別の除外制度、これと牛肉輸入調整法の問題でございまして、いずれも実施法案の成立という点においてこれはかねがねアメリカが約束したとこのことになりましたので、それはそれなりの受けとめ方をしております。

○西野康雄君 そういう答弁ですが、国会は国会としてこれからきつちりと、WTOとかいろいろなものに対して、果たして十二分に機能しているんだらうかとか、そういうふうなことを我々の側は側でチェックをしていかなければならない、かように思つておりますし、委員長、またそういうふうなことも私の提案として頭の中で少し転がしておいていただければと思ひますし、検討もまたいろいろな党の中でしていただきたいな、こう思つておりますので、御要望いたします。

○委員長(矢野龍溪君) ただいまの西野君の御意見、御要望につきましては、扱いを理事会で協議することといたします。

○西野康雄君 質問を終えさせていただきます。○梶原康義君 私は商工委員会にも所属しておりますが、そういう立場で特許法の關係の質問をさせていただきます。時間が二十分なものですから、質問事項もやうべ要点を差し上げておきますし、非常に短い時間ですので的確に答えていただいて、大臣には最後にまとめて質問させていただきます。

最初に特許期間の關係ですが、特許の存続期間というのは、日米フレイムワークの協議並びにTRIPS協定によりまして最低二十年ということとで合意をされたわけでありまして。我が国内はもちろん、諸外国からも我が国の特許の審査に時間がかかり過ぎると。我々が前、いろいろと議論しているときには三年七カ月ぐらしかつておつたこともありますが、このような強い批判があります。それだけに、登録から特許の期間が二十年になつた場合に、審査に余り時間がかかるというこ

とになるとそれだけ特許の存続期間が短くなりま
す。したがって、特許審査期間のより一層の短縮
というのが求められているわけでありますが、こ
の点につきましては、審査処理期間の現状と短縮に
向けた施策というものを伺いたい。そのために、
一つは工業所有権の審査処理期間の推移、審査処
理期間の国際比較、審査処理期間の短縮のため
の改善手段、この点についてお尋ねをいたしま
す。

○政府委員(高島章君) 先生御指摘いただきまし
たように、いかにして審査の期間を短くするかと
いうのは私どもにとつて今一番の課題であるわけ
でございます。

先ほど御指摘いただきましたけれども、昭和六
十三年は約三年一カ月が平均の審査処理期間で
ございましたが、平成五年末では二年四カ月まで
短縮してきたわけで、そういう意味では着実に
その期間の短縮を図ってきたと我々は考えている
わけでございます。

それから、御質問ございましたほかの国の事情
でございますが、我が国の審査処理期間は米国及
び欧州特許庁のそれよりも残念ながら長くなつて
おります。具体的に申し上げますと、米国が一年
八カ月、欧州特許庁が二年一カ月、いずれも九三
年の数字でございます。

それから、それに対してどういう対応、施策を
とっていくのかということでございますけれども、
まず審査官等の増員、さらにはペーパーレス
計画の推進、そして先行技術調査を外注化するこ
と、さらには出願や審査請求を厳選してもらうよ
うに産業界に要請する等々、幅広く強力な施策を
今までやってきたわけでございます。

今、期間短縮の目標といたしまして、御案内の
ように、日米構造協議での公約がございます。す
なわち、平成七年末に平均の審査処理期間を二十
四カ月にするということになっておりまして、そ
の公約を達成するために、全力を挙げていると
ころでございますが、内外の要請に的確に今後と
もこたえていきたいと存じている次第でございま
す。

○梶原敬義君 随分努力をされているのはわか
りますが、果たして二十四カ月でやれる自信はあ
るのか。電子出願の状況、あるいはペーパーレス
計画がうまくいっているかどうか、要員の増加、こ
のような対応について当面どのように取り組んで
おられるのか、お聞きします。

○政府委員(高島章君) 審査の中核、かなめは審
査官という、あるいは審判の中核は審判官という
ことでございまして、御指摘ございましたよう
に、いかにしてその増員を確保するかということ
は非常に大切なわけでございます。

非常に行財政事情は厳しいわけでございますけ
れども、数字を少し申し上げますと、過去五年間
で審査官は百八十三名、さらに審判官は同じく三
十名の増員を確保してきているわけでございます
が、今後とも所要の増員のために最大の努力を傾
けたいと思つておるわけでございます。

なお、増員と並びまして、先ほど触れました
ペーパーレス計画といった形での機械化でござい
ますが、これは逐一実績を上げてきておりまし
て、電子出願から今や幅広くペーパーレス化の実
態が進んでおりますし、予算面でもこのための手
当てを今、十二分に図りつつあるところでござい
ます。

○梶原敬義君 次に、特許付与後の異議申し立て
制度の導入が今度の新しい取り入れでありませ
うが、この点について伺いたいと思ふんです。
日米包括経済協定の所有権分野における本年
八月の日米合意に基づいて、日本側は特許付与
異議申し立て制度を廃止し、特許付与後異議申
し立て制度の導入を図ることになりました。従
来、出願公告されて三カ月間認められておまし
た異議申し立て制度の廃止は特許審査期間の短縮
には資すると思ひますが、この制度は特許の第三
者に与える影響が大きいこと及び審査の公正を図
ることから認められていた制度であると思ひま
す。

ちなみに数字を申し上げますと、平成五年で異
議申し立てをした件数は、特許の場合が一万七百
六十八、実用新案が二千八百十七、商標が三千二
百六十、このようになっておりますが、廃止に
よつて問題はないのか。
二番目もついでに言ひますが、付与した後の手
続、審判制度、これもまた非常にやり方に時間がか
かるし問題が出るのではないかと思います。そ
ういう心配がありますが、この点はいかがです
か。

○政府委員(油木肇君) お答えします。
現行の特許付与後の異議申し立て制度は、瑕疵
のない安定した権利を付与するという点では意義
のある制度と我々も考えております。しかしなが
ら、こうした制度におきまして、出願公告された
出願のうち実際に異議申し立てがなされますのは
わずかにしかありません。すべての出願につき
一律に異議申し立て期間を経過するまで権利設
定を待たなければならぬという点がございま
す。

また、異議申し立てがなされた場合、実際に申
し立てが成立し特許権が認められなくなる割合は
多くないにもかかわらず、多数に及ぶことも
ある異議を処理しなければならぬという点で、
結果として特許権の成立がおくれることにもなる
といったように、迅速な権利付与という点では問
題点を有していたというふうに申し上げます。

他方、諸外国の制度を見ましても、先進国の多
くは特許付与後の異議申し立て制度を採用してお
りまして、制度の国際的調和を図る観点からも我
々の制度改正が求められたところでもございま
す。

以上申し上げましたように、迅速な権利付与を
実現するとともに、制度を国際的に調和したもの
とするために付与前異議制度から付与後異議制度
への改正を御審議いただいているわけございま
す。

なお、現行制度におきましては、異議申し立て
により拒絶査定となりますのは、出願公告がされ

た出願に対して二、三という程度と考えており
ます。付与前異議制度を廃止したことにより直ち
に瑕疵のある特許が頒布するといった問題は生じな
いものと考えております。さらに審査段階にお
ける公衆審査がなくなることも考えまして、第三
者による情報提供制度の拡充を図ること等により
まして審査の充実に努めてまいりたいと思ひま
す。

また、もう一つ御懸念の審判制度の観点でござ
いしますが、その点は人員等の配置等を含めまして
十分手当てのできる体制をとつてまいりたいと考
えてございます。

○梶原敬義君 特許特別会計について現状は、こ
れは役所のする仕事の中で黒字は少ないんだけれ
どもなかなかうまくやっていると申うんだが、歳
入歳出の状況、簡単に結構です。

○政府委員(高島章君) 先生既によく御存じで
ございまして、特許行政は収支相償の原則、
すなわち収支相償という原則に立ちまして特別
会計で運営をしているわけでございます。

この特別会計につきましては、実は昨年七月に
国会の審議をいただきました料金改定をいただ
いたところでございまして、少し数字を申し上げま
すと、平成六年度の予算で歳入が九百十六億、歳出
が七百五十三億円ということになっております。
歳入の内訳は、ほとんど特許の印紙収入、出願料
の料金でございまして特許の印紙収入でございま
すが、歳出の方は人件費と機械化経費とその他、そ
れぞれ大体三分の一ずつということになっている
わけでございます。

今後、こうした歳入と歳出の構造につきま
して大きな変化はないとどういふふうに考えてお
りましょうか、こういった収支相償の原則に基づ
くものでありますことを十分留意いたしまして歳
入経費の節減に努めてまいりたいと思つてい
る次第でございます。

○梶原敬義君 次に、今度の改正点の主なところ
は、英語によつて届け出ができるということにな
ります。これはまた、英語で一々審査をする。語

学のことでも大変で陣容も大変だと思うんですが、その点はさらに事務処理が遅延するのではないかと、この点はいいかがでしようか。短くていいですよ。

○政府委員(油木肇君) 簡単に御説明させていただきます。

先生おっしゃるとおり、新たな手続が加わることは事実でございます。具体的には、新たに翻訳文や翻訳訂正書の受け付け、あるいは方式審査等にかかわる業務、さらに実体審査における明細書等の読み直しの業務が発生することは確かでございます。

ただ、しかしながら英語出願件数は我々の調査で申しますと全特許出願件数の約二%程度と予測されますことから、増大する事務量はそれほど大幅なものではないというふうに考えられます。

基本的に処理の遅延を招くことのないように考えられているのが現状でございます。新制度の導入に対応した業務量の変化等を踏まえて、今後とも必要な人員の確保や適正な人員の配置を行うなどをいたしまして、処理の遅延が起きることのないよう十分留意してまいる所存でございます。

○梶原敬義君 そのようにぜひ努力をしたいと思います。

これは同じく日米関係ですが、日米包括経済協定の知的所有権分野における日米合意によりまして、今言いましたように、英語出願を日本は認めるようにいたしましたし、また特許付与後の異議申し立て制度の導入に踏み切りました。

一方、米国側は、特許期間の適正化と特許出願内容の早期公開制度の導入等を実施することとなっており、アメリカの対応はどのように進んでいるのかどうか、米国会議における特許法の改正の方向というのはどのようになっているのか、米国の先発明主義の是正に対する見通しというのはどうなのか、この点について伺います。

○政府委員(高島章君) ことし二回にわたりました日米の間で、それぞれの工業所有権制度の調和につきまして合意をしたところでございますが、その内容につきましてアメリカ側も今、非常に誠実にその実行を図っているところでございます。

具体的に申し上げますと、まず二十年の特許の期間、シーリングの件につきましては、先般成立いたしましたWTOの関連法律の中で既に取り込まれておりますし、それからもう一つ大きいアメリカ側の措置といたしまして、早期公開制度というのがございますが、これは既に九月三十日に法案が提出されているわけでございます。

それからアメリカの一番大きい問題でございます御指摘ございました先発明主義につきましては、残念ながらまだアメリカはそれにつきましての動きが具体化しているわけではございませんけれども、欧米等々とともに、今後の先願主義への移行につきまして我々は説得を続けているところでございます。

○梶原敬義君 通産大臣、時間がなくなりまして、要望だけしておきたいと思っております。

一つは、特許庁というのは特別会計で自前でやっておりますから、できるだけ、今のよう滞貨が百十六万ぐらいたまっておりますから、この陣容の強化、確保をお願いしたいということ。それから大企業が我先にと、何かあるとつばつけのようになんてん申請、登録申請をする、こういうやり方によつたり自衛を求めるとあるということ。三番目に、対米交渉についてはどうも全体がやっぱり弱気のような気がしますから、この特許関係についてもひとつ、従属的な交渉じゃなく打って出るような強い交渉をしていただきたいと思っております。

以上、要請であります。

最後に、外務大臣、きょうずっとこれまで聞いておりました、いわば我が国はガット体制から新しいWTO体制に移ることになるわけであります。すなわち、物の貿易から知的所有権まで広がり、さらにはこれらのことが食糧の安全性あるいは環境にいろいろ及ぼす問題に発展してくる。国

民生活あるいは国内産業に重大な変化というか影響を及ぼすわけであります。したがって、当分の間、政府は国会の求めに応じてWTOの状況についての報告を行ってもらいたい、行ふべきだと、このように考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(河野洋平君) 先ほど西野議員のお尋ねにもございましたが、WTO協定が仮に発足をいたしますと、さまざまな機構ができてくるわけでございます。そこで、どういことがどうい順番で進んでいくかということは今まだちょっとこの時点で想定ができませんが、お尋ねのように、国会で御下問があればもちろん喜んで私も御説明を申し上げたいと思っておりますが、これは必要に応じてということまで心得ておきたいと思っております。

○梶原敬義君 終わります。

○会田長栄君 会田でございます。

TRIPS協定に伴う所定の著作権法の改正の内容につきましては、この委員会の審議の中でも、現行の著作権法においてのみ込まれているということがよくわかりました。しかし考えてみれば、参議院の文教委員会においては、第百十四回国会平成元年六月十六日、第百二十回国会平成三年四月二十三日、第百二十五回国会平成四年十二月七日、附帯決議が関連を上げておられます。

ウルグアイ・ラウンド交渉の中ではさまざまなことがあったと思いますが、私はこれらのことも踏まえながら次に質問をしてみたいと思っております。率直に誠実にお答え願いたい、こう思っております。

まず著作権について伺います。

TRIPS協定では、著作権保護の基本条約であるベルヌ条約の最新規定の保護内容をすべて遵守しなければならないと規定してあります。これによりベルヌ条約の保護内容が多くの国に拡大することは、著作権制度の国際調和を図る上で大変大きな意義を持っているものと私は思います。しかし、著作権者人格権については、ベルヌ条約遵守

の唯一の例外があります。TRIPS協定から除かれているという問題であります。著作権者人格権は、みずから著作物の創作者であると主張する権利、著作物が勝手に改変されない権利等、著作者の人格的な利益を保護する重要な権利であり、欠くことのできない課題だと認識しております。

そこで、まず外務大臣にお伺いいたしますが、TRIPS協定で著作権者人格権が除かれた背景にはアメリカの事情があったのだらうと思いが、とりわけその事情に基づいての強い主張があったと聞いております。その経緯、あるいは背景、理由といったものについてお聞かせいただければ幸いです。

○国務大臣(河野洋平君) 著作権者人格権は、議員がおっしゃいましたように、著作権者が創作者であることを主張する権利、あるいは著作権者の名譽などを害するおそれのある侵害に対し異議を申し立てる権利というものでございます。TRIPS協定の交渉の過程で、こうした権利は国際貿易に密接に関連するような財産的な権利ではないので、知的所有権の貿易関連側面を取り扱うことを目的としたTRIPS協定の枠組みの中で取り扱うことはなじまない問題であると、こう考えられてこの協定の規定から除外されることとなったわけでございます。

そうした過程の中で、今、議員が御指摘になりましたように、アメリカの姿勢というものがあつたのではないかと、こういう御指摘でございますが、確かにアメリカがこの協定において著作権者人格権の保護を定めることに消極的であつたことは事実でございます。

しかし、いずれにせよ、さまざまな交渉、やりとりの結果、協定の適用から除外するということが全体の合意ができたという、結果として合意ができたということでございまして、この点、結果としては全員が納得をしたと、こういうことでございます。

○会田長栄君 それでは次に、アメリカは著作権

人格権を遵守するベルヌ条約の加盟国でありましよう。にもかかわらず、著作人格権の保護があいまいなんです、率直に言ひまして。それはなぜあまいのか、その点を一言聞かせてください。

○国務大臣(与謝野馨君) 米国におきまして著作者の人格的利益が法律上あるいは運用上どのような確保されているのか、その詳細については実は承知をしていないところでございます。

なお、ベルヌ条約においては、締約国において著作権に對し著作人格権を与える義務が規定されており、米国は一九八九年にベルヌ条約に加入する際、この義務を満たした上で加入したものであるという認識を持っております。

○会田長栄君 それは私からわかりやすく言えば、この条約と関連して大企業を中心として反対する声が強いのではないかと感じます。その強い声を背景にしては唯一の例外規定になったんだと私は思っています。

そこで、実はアメリカとの著作物の流通が多い我が国にとつて、このことはいつまでもこのままにはしておけないのではないかと感じます。したがって、この問題は私にとつては不安なんです。

そこで、文化庁に次にお伺いします。

日本国民の著作人格権がアメリカで適正に保護されているのかについて、現状認識を素直に聞かせてもらいたい。

○政府委員(林田英樹君) お尋ねの件につきまして詳細を私も承知していないわけでございますけれども、今日まで関係の権利者団体等ともいろいろな場面でお話し合ひする機会があるわけでございますけれども、現在までのところ、特にそのことについて深刻な問題として私どもに要望等があつてはいない状況でございます。

○会田長栄君 詳細に承知していないということでありましてそれ以上のことを聞いては酷だと、こう思いますけれども、文化庁としては著作者の人格権の問題であつて、アメリカと

日本との関係の中で日本にとって不利になるということであれば、それは日本国民に被害を及ぼすということでありまして、これは詳細に大いに研究、検討してほしいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(林田英樹君) そのように努めたいと思つております。

○会田長栄君 それはしつかり願ひます。

次に、TRIPS協定では著作人格権以外にもアメリカの強い主張により設けられた例外が以外と多いと聞いています。TRIPS交渉がアメリカ主導で行われた感を私も強く感じます。そういう意味では、欧州も統合されてEUとなりまして、一層EUの声も強くなるでありませんか。日本はこれらの欧米諸国の主張に押し切られないように、著作分野あるいは著作権分野の国際ルール、これを確立するために今どうしても日本がリーダーシップを発揮する時期に來ていると、こう思ふんです。そのことについて文化庁はどう考えますか。

○政府委員(林田英樹君) 御指摘のとおり、著作権につきましましてはその利用の実態等大変変わつてきています。その面がございまして、国際的な著作権の権利関係も大変経済的にも大きな活動にもなり、かつまた複雑にもなつてきている面もございまして、それから、いろんな機器等の発達によりまして相当新しい状態も出ておるわけでございます。

そういう意味で、私も国内的な問題としても著作権審議会において多方面の研究をいたしたいとおります。それから踏まえながらWIPOにおきましてもいろんな見直し活動が行われております。実は、現在もジュネーブにおきまして各国の専門家の会合が開かれております。ただいまもそういう検討会議が開かれております。積極的に参加をいたしまして、日本の立場を踏まえた主張をしてまいりたいと思つております。

○会田長栄君 次に、文化庁さん、これから文化庁としてこの国際ルールづくりのために日本が

リーダーシップをとらなさいけないと今簡潔に申し上げましたが、これからコンピュータやマルチメディアの世界がやつてまいります。著作人格権すら例外規定になつていくという今日でありますから、この点について積極的に取り上げて文化庁が既に準備に入つたんであるかと私は思つてゐるんです。まだ入りませんというのでは遅いから入つたんだらうと思つてゐます。

本間に準備に入つてゐるのかどうか、改めてその決意を込めてお聞かせいただきたい、こう思つております。

○政府委員(林田英樹君) 御指摘のように、コンピュータやマルチメディアの発達に伴ひます著作権保護の国際ルールづくりというものは大変大きな課題になつておると思つておるわけでございます。

文化庁におきましては、マルチメディアソフトに関する著作権上の問題につきまして既に平成四年六月以来、著作権審議会にマルチメディア小委員会を設置して審議を進めておるわけでございます。

平成五年十一月には既に第一次報告書が出されておりました。その中では、マルチメディアソフトの製作者と権利者の両者の協議の場を設置すべきであるとか、著作物の適切な円滑な権利処理ルールの必要性というふうなもの、さらにはマルチメディア時代における円滑かつ適切な権利処理体制の整備のため、各権利者団体の権利の所在情報と統合して利用者に提供するシステムを構築し、管理運営に当たる著作権権利情報集中機構というふうなものを設ける必要もあるというふうな提言もなされておるわけでございます。それを受けとめまして私どもとしても必要な作業を進めておるところでございます。

○会田長栄君 それでは外務大臣、今度のTRIPS協定で著作人格権の問題などについてアメリカを中心としての例外、これがあるということでありまして。例外のある協定というのは弱い国だけ被害を受けるということだけは明らかになつて

まいりますから、今後そういう点についても営々と継続交渉をする決意をして、できる限りそういう条件を整備するというお考えがあるかどうかお聞かせください。

○国務大臣(河野洋平君) WTO協定の中で、先ほども御答弁申し上げましたが、各国がこの問題でいろいろ議論はございましたけれども、最終的に各国は納得をしてこの協定をつくり上げたわけでございます。

問題は、この協定が誠実に履行されるかどうかということが今の段階はより重要でございます。協定はあるけれども、さらに力のある者がこの協定を無視して何かするということがあることがあつてはなりません。各国が合意をしたこの協定が誠実に履行されていくかどうかということとをきちんと監視するということをいたします。

○会田長栄君 次に、文部大臣にお伺いいたします。本年十月、大江健三郎氏のノーベル文学賞受賞といううれしいニュースが日本に入りました。我が国の文学が世界レベルにあることが実証されたことは大変意義深いものと私は感じます。しかし、大江文学のように世界で愛読されている例はまだ一部であります。それは、我が国のすぐれた文学作品の多くは、英語などいわゆる外国語に翻訳されていないという状況があるからであります。

そこで、文化発信社会を構築するためには日本文学の英語などへの翻訳を国が積極的に支援し、すぐれた文学作品の海外への紹介等を私は推進する必要があるのではないかと、こう思つております。大臣の所見を承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) 先生の御指摘は、日本の文化活動あるいは文化発信という意味から、日本のすぐれた文学作品等を積極的に海外に紹介すること。そのためには、商業ベースに乗らないものに対しては国が援助をすべきだ、こういう御意見だらうと存じます。

例えば、大江健三郎さんの作品についてはいろんな国の言葉というものを含めまして百点以上が紹介されるということで、国が援助をいたしませんでもすぐれたものはそれなりに自然に海外に紹介されております。しかしながら、それほど著名でなくとも、日本の文化をよくあらわしている、よく象徴しているというような作品について積極的に国として紹介をしていくことの必要性は、先生の御指摘のとおりだと存じます。

一つは、民間の財団等が行っている事業の中に翻訳を援助するという事業がございます。こういうものは民間の財団にさらに御協力をお願いしております。また、外務省が所管しております国際協力基金におきましても翻訳事業をやっておりますし、また文部省もユネスコを通じて日本文学を翻訳するための拠金を出しているところでございます。今後さらに、日本のすぐれた芸術作品を言語の壁を乗り越えて世界じゅうの方に御理解いただくという重要性については先生の御指摘のとおりだと考えております。

○会田長栄君 積極的な答弁をいただきました。ありがとうございます。どうぞ今後とも御努力よろしくお願い申し上げます。

最後に申し上げますが、これは本特別委員会の委員長にお願い申し上げます。

日本の農業を守るかどうか、真剣な議論をこの委員会は尽くされてきました。WTOの活動状況を国会に報告を求めることは当然であり、やっもらいたいと私も思っています。国会、参議院の本委員会としてもそれを集中的に検討する何らかの受け皿というのが今後必要ではないか、これだけ議論があったのだから。その点で、本委員会は間もなく終了いたします。受け皿はございませう。したがって、ここまで真剣に議論をし、なおかつ今後の問題を憂えてきたところであり、この国会の審議で出た問題などを含めて今後の活動を円滑に進めるためにもその取り扱いについて委員長に御一任いたしますから、受け皿づくりについて検討をお願いいたします。

以上です。

○委員長(矢田部理君) ただいまの会田君の御要望、御意見等については、委員長としても受けとめまして、その取り扱いを理事会で相談したいと思います。

○会田長栄君 ありがとうございます。終わります。

○小島慶三君 関係各大臣の方々、本当に連日御苦勞までございます。よろしくお願いいたします。私は、二、三、一般的な問題について御意見を承りたいと思っております。

まず第一に、外交というルートを通じての日本の意思の疎通というか、日本の立場の理解というか、こういう点についてであります。

今回のウルグアイ・ラウンド、七年を経てWTOのこの協定まで追い詰められたと申しますが、そういう過程を考へてみますと、やはり私どもとしては、関係の外務省の方々も、それをバックアップされる農水省の方々も本当に身を賭してというか、お骨折りをいただいたと思うんですけれども、結果的に見ますと、若干ワーディングの上で非貿易関心事項といったようなものは入ったりしておりますけれども、本当に日本のこの立場が理解されているのかどうかという点については、若干私は疑念を持っております。

実効上の問題からしますと、非貿易関心事項というのは、これはほとんど、要領よくいいますか、ワーディングの上で残っているという程度であって、これは本当に意味を持たないというふうな感じもするわけでありまして。その基本には、私はこのウルグアイ・ラウンドの本質に関する問題が一つあると思うんですけれども、それはやっぱり農業と工業といったようなものの根本的な違いというものがあろうと思うんです。農業と工業、たびたびいろんな意見もありましたように、確かに違ふんです。

私は海外に工場を五つばかりつくりましたけれども、工場をつくるというのは割に楽なんです。技術があつて資本があつて労働力が集められれば、これは海外と同じものができます。したがって、市場機構を通じてそのできた製品というよう

なものを比較しましても何ら問題はない。要するに、コストを比較するにしてもそれから製品の質を比較するにしても問題はないんです。ところが、農業はそうはいかないんです。農業は国土、自然、その状況が違えば違ふほど皆違ふのであります。だから、そういうものを一括して普遍的な基準とでも申しますか、そういうもので律するということ自体が違ふんじゃないかというふうに私は思っております。

一般に農業と申しまして、土地利用型と施設利用型とありますし、これは全く違います。それから、西欧あるいはアメリカのような、私に言わせればいわゆる略奪型の農業と、それから日本のように自然環境と調和した見事な仕組みをつくっているところ、調和型農業とはこれは全く違ふわけでありまして。それを同じベースの上でやるというのには、少しやはり関係の方々がいわゆる市場経済論といいますが、近代経済学的な市場経済論にとらわれ過ぎていないのか、そんな感じがしてならないわけでありまして。ですから、市場経済の上では環境もカットされる、生態系もカットされるということで、人間の営みである農業にとつての大事な要素というのはどこかへみんカッパされてしまふということでもあります。

だから、日本の貿易の自由化の問題について、農業の自由化の問題について、いろんな近代経済学を旨とする先生方がそういう立場からして自由化賛成だ、あるいはミニマム賛成だ、それが日本の農業のためになるということを書いてきたわけでありまして、それは私は全く間違っている、農業の本質を知らない人の意見であるというふうに今まで言つて論議してきたわけでありまして。そういうふうな風潮というか理論というか、そういう近代経済学的な理論武装だけではないか、とても日本の農業というのはその特質が生かされるということにはならないと思うんです。それで、そういう教育を受けた若い人たちが、有能なエリートたちが外務省、通産省あるいは農水省に入つて、そういう立場で農業の交渉をしようとしても、それは本当に何かわからないで交渉しているような、そういうことがあるんじゃないか。高い安いか、そういうことだけの議論になりますと、これは全く日本の農業はたまったものではないというふうに思います。

トたちが外務省、通産省あるいは農水省に入つて、そういう立場で農業の交渉をしようとしても、それは本当に何かわからないで交渉しているような、そういうことがあるんじゃないか。高い安いか、そういうことだけの議論になりますと、これは全く日本の農業はたまったものではないというふうに思います。

私は農水省に頼まれまして、何回か農水省の新人省者の研修に呼ばれてお話し申し上げたことがあるんですけれども、後でテーブルを囲んでいろいろ話してみますと、ほとんど農業のことは知らないで農水省に入つてくるということがあつた。もちろん外務省ではそういう方はいないであつた。私はそのときに、いろいろ役所の仕事は大変だろけれども、例えば三カ月でも四カ月でもテーブルを離れて、地方を回つて、農家へ泊まつて、いろいろ端を囲んで夜つぽて話をすると、酒は飲むだけ飲む、こういうことをやらなければ本当に農民の心というのはわからないということを申し上げたことがあるんです。

そういうふうなことを考えますと、やはりこれから外務省の方でも農水省のバックアップを得て問題の交渉をされるわけですから、お互いの気持ちの通つところで、問題を本当に理解している立場で農水省も理論武装し、外務省も理論武装して交渉するということがないと、どこまでいってもうまくいかないというふうなことになるので、しまふんではないかと大変危惧しておるわけでございます。

したがって、両大臣がおられますので特別にお願いをいたしますけれども、そういう外交交渉に当たつての人材の配置、適材適所の配置ということをぜひお願いして、国内の近代経済学の先生たちの、私は雑音と言ふんですけれども、雑音に迷われないような、本当に農業のあり方を直視した立場での交渉というのをぜひお願いいたします。

先ほどもそういうふうな御質問もございましたけれども、これからまだ六年あるわけでありまして、六年間に次のステップというのははっきり固

めていかなければなりません、また七年目になつて今の状況の継続あるいは積み増しということになりますと、本間に私が前のときに御質問したような惨憺たる水田の崩壊といったようなこと、あるいは中山間地帯の崩壊とかこういうことが出てくると思いますので、この辺はひとつぜひお願いしたいと思いますので、外務大臣、農水大臣、ひとつよろしくその辺のことをお願いしたい。

○国務大臣(河野洋平君) 議員からの御指摘は我々も十分考えているところでございます。

七年間にわたる交渉の中では、そうした視点に立つて我が国が外国の方々と交渉をしたという場面もしばしばあったというふうに聞いております。まことに残念ながら、国際社会の中でそれがマジョリティーにならなかったということは、我々交渉を担当する人間にとつてもまことに申しわけないこと、残念なことであつたと思ひますが、交渉を担当された方々は、それぞれ日本の国情というものを十分踏まえて、そして国際的に合意を得るべく最大の努力をしたに違いないというふうには私は確信をいたしております。

しかしなお、今、議員からの御指摘でもございします。私もといたしまして、再三申し上げておりますように五年目が終了した段階で新たな交渉に恐らく入ることになると思ひわけでございまして、そのときにはさまざまな視点をもちまして交渉をするということになるだろうと思ひます。

○小島慶三君 ありがとうございます。
農林大臣いかがでございますか。
○国務大臣(大河原太郎君) 小島委員からの御指摘いろいろあるようでございますが、私も農林省の飯を食つた男でございます。

一つは、やっぱり農業なり農村に対する情熱とございますか、そういうものが一番大事だ。さすれば、まさに理論武装についてもいろいろな学者の話もございします。例えば東大の小澤さんの本なんかを見ますと、それを引いてくると、これは近縁

の領域との理論闘争等についても役立つのではないかと、いかにいふに、やっぱり農業と農村、それから農政、これに対する烈々たる愛情さえあれば若い人たちにそれを持たせる、それによってやはり農政の内外の諸問題に当たる体制ができるのではあるまいか、私はそう思つております。

したがって、農水省でも入省者について農家とか漁家に入省後一月ぐらいの滞在研修をずっとやつておるようでございしますし、それから地方庁、県との交流、これは当たり前ですが、市町村との交流、人事交流、これも相当な人数で現在やつておりますが、そういうものを通じて肌で農業農村なりを感じて、それをばねにしてしっかりと理論武装をして、今後のいよいよ難しくなりまふ農政なりあるいは対外交渉等についても臨むような体制を固めるように努力をしなければならぬ、さように思つております。

○小島慶三君 ありがとうございます。そういう国内留学というか、そういうことも非常に私は大切だと思つております。

これは外務省の所管でございましたか、国際農業者交流協会ですか、大臣が会長をやられておつたんでないかと思ひますけれども、そういうことで、往復の旅費だけ国で出して、そして農業青年を毎年二百人ずつアメリカに送る。これは大変すばらしい制度だと私は思つておるわけです。もう今まで二十年間で四千人を超えているわけでありまして、こういった農業青年がアメリカで汗を流して実務をやつて農業のあり方その他を考へて、そして国内に帰つてきて村の中心人物になつて、そして村おこしをやつていく、こういう形がとれていまして、これは大変立派な制度だと私は思つております。

いつぞや、その四千人のアメリカで暮らした里親と申しますか、そういうふうな方々が集まつたことがあるんです。そのとき、今の陛下もおいでいただいたお言葉をお聞きしたんですけれども、こういうものもやっぱり外交交渉の一つだろうと思ふんですね、お互いにもう腹を割つて話し合う

ということの機会があるわけでありまして。そのときにアメリカの方からは、日本に対するいろんな農業たかきのような話は一切ありませんでした。やはり農業者は相身互いというか、お互いにそういうことで理解が早いんだと思ふんですけれども、やっぱりこういう形もこれからの外交の補佐役とか応援団として利用するということは大変いいことではないかと思つておるわけです。ワシントンでは日本たたきみたいなものは随分流行してしまつても、地方へ行きますと日本に対する理解は割にある。日本の農業に対する理解もある。

殊に、それから例えばさつき言つた日本の農業の持つてくる本質的な有利さ、日本の農業社会システムのすばらしさというもののについては、これは私、前に読売の国際会議で、東京会議で座長を務めましたときにいろんな話を座長としてしたわけでありまして。そのときに、会議に参加したフランスのドルストという、これは生態学の方で非常にすぐれた人なんですけれども、その人から話が

あつて、日本というのは最も環境とか生態系とかそういうものを大事にする非常にすばらしい制度のある国ではあるまいか、あなたの方の主張というのはどうして国際的に通らないのかということ

を言われたことがあります。

そういう点から見ると、それはお役所のそういった努力と一緒に、やはり民間でもそういったあらゆる会議を通じてそういった主張をしていくというところは、国際理解を促め、深める大きな要因ではないかというふうには思つております。この辺についてひとつ今後の努力をよろしくお願いしたいと思つております。

それから、次に私が申し上げたいのは、これは通産大臣にお伺いした方がいろいろではないかと思ひますが、通産省の方でもいろいろ今後の新産業それから新分野、こういったものについての産業構造審議会や何かのいろんな検討がなされて、その作業部会の報告なども私、拝見しておりますけれども、とにかく今後かなり、二〇一〇年までで

すか、三百六十七兆兆の新市場が見つかる、そしてそのうちの三分の一は情報産業であるということ、非常に今はやりのマルチメディアその他の新しい行き方というものが市場を興すということで大変期待されておるというふうには思ふんであります。

私、従来いろんな産業に携わつておりました、やはり非常に難しいのは、従来の工業といったようなもの、この中心が化石系の資源あるいは化石系のエネルギー、これを使つておることだと思ふんです。それで、こういった化石系の資源は、資源的な限界という問題もございします。それから化石系のこのエネルギーは、エントロピーを通じて環境面における問題を起すということ、これから恐らく、CO₂の処理とかそういう環境基本法のねらつておるいろんな問題が具体化しますと、やはり既存の産業というのは、化石系であればかなり苦しむのではないかと、思ふに思つております。

例えばトヨタさんあたりでは環境憲章というものをつくつておられて、その環境憲章の中を讀んでいきますと、従来の設計者は車を安くして丈夫につくればよろしいという配慮だけでよかったんですけれども、これからの会社のあり方としては、設計者がそういう配慮だけでなく、例えば製品になった場合にも解体しやすいとか、そういうオシャカになった後のいろんな措置というものを考へてやらなきゃならぬ。それほど環境という問題が深刻になってきて、僕はもう設計者としては二律背反みたいなもので、安くというのと、それからそういう措置まで講じて壊しやすつく、これは背反だと思ふんです。難しい立場に追いやられると思ふんですけれども、恐らくこれはトヨタさんだけでなくあらゆる企業が環境憲章というものを通じて考えなきゃならぬ。

そのもとでは、やっぱり化石系の資源を使うことだといふふうには私は思ふわけであります。だから、化石系の資源を使つて製品の歩どまりが四八%とかそういった計算もありますけれども、そ

うするとメーカーは製品をつくっているんではなくて廃棄物をつくっているということにもなるというところで、大変これからはそちらの方の苦勞が多いのじゃないかと思うのでございます。

私が言いたいのは、これに比べますと農業、林業、畜産業、水産業、これ全部が有機物をつくる産業であるというわけでありまして。これは光合成によって資源は無限にある。とにかく太陽が照って、そして空気と水があれば、これはもう資源的には全然困らないわけでありまして。それから廃棄物になったかどうかという点、廃棄物も全部有機物であります。だから、例えば木材の削りくずでも、魚のはらわたでも、それから畜産のふん尿でも、これ全部有機物でありますから有機物のリサイクルができる、やりようでは全部できるというわけでありまして。

ところが、今の場合は、例えばそういった有機物が廃棄物として捨てられているケースが多い。例えば稲なんかでも、我々が食べているのは稲の二八分だけである部分だけである、七二％は捨てられている。これは使えばいろいろリサイクルできる。ですから、木質系のもので木質系のものでも、これ全部そういうリサイクルができる。

例えば水産なんかでも、従来イカのはらわたなどというのは処置に困っておった、廃棄物として。ところが、今ではイカのはらわたから肥料をつくり、飼料をつくり、魚のえさ、餌料をつくり、それから医薬品をつくり、化粧品をつくるというので、一〇〇％利用できるというシステムが完成しております。それから畜産の関係なんかでも、ふん尿のリサイクルもできますし、骨とか血とか、こういうのは新しいバイオメディカルの立派な付加価値の高い産物になるということでありまして。

だから、そういう点を考えていきますと、今まで捨ててきたものが余りにも多くて、農村工業といえは都市から移入した農村の生活と関係ないものが、農村工業導入法というのがありますけれど

も、それでやられているということでもあります。それで、やはり農村にたまる付加価値というものが、従来は二六％もあつたものが九％ぐらいいしか農家に歩どまらないということになっておるといことが最大の問題ではないかと思うのでございまして。

〔委員長退席、理事稲村稔夫君着席〕

昨日も御質問申し上げましたように、これからだんだん自由化で黒字がたまる、そして円高でいじめられる、輸出して空洞化になるというふうな傾向というものを考えてみますと、従来の産業の中心をなしていた化石系のものだけでなくてやっぱり農林系の、私はこれを生命系と言っておるんですけれども、生命系の産業にもう少し力を入れるということが必要なんではなからうか。

長い話をして申しわけございませんでしたけれども、そういうことがありますので、通産の方としても、例えば農業のそういった生命系の産業には、これからのバイオとか、あるいは微生物工業であるとか、あるいはマルチメディアとか、そういった通産の方で指導されている技術によって大いに生命系の産業が活性化すると。それで日本の産業社会が全体として歩どまりをよくする、環境に対する影響を少なくするということができないのではないかとこのように思っております。

大変長くなりましたけれども、その辺につきまして通産大臣、農水大臣のお話を伺いたいと思ひます。よろしくどうぞ。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 非常に高い次元からの御議論であります、私なりに感じたことを率直に申し上げてみたいと存じます。

まず、第一点で委員が挙げられました化石系と生命系、この分類は私も非常に興味を引かれる分類であります、今、一つ原材料としてとらえるのではなくエネルギーとしてとらえた場合には、私は、化石系にかわり得るエネルギーというのは、原子力以外に残念ながら実用化の段階に達しておるもので効率を持つものはないように思

います。

本来なら、例えば太陽光発電といったものは大変魅力のあるテーマであります、これは受光のためのパネルの面積が非常に広大なものを必要といたします。そしてその結果として、その下にあり土地の利用というものに制約が出てくるのであります。あるいはバイオマスといったものも、これは生命系エネルギーと言えのかもしれないが、残念ながらそれほど実験段階を超えて成功に至っているとは申せないと存じます。その意味では、火山国であります日本として地熱発電というものがもう一つ魅力のある存在でありますけれども、これも環境保全との立場においてなお接点部分を見出し得ない状況にあります。工業原料としての場合であります、これは化石系のものでございましていろいろなまた違った角度の議論も出るかもしれません。

しかし、いずれにいたしましても、化石系を燃料、エネルギーとして使いました場合、環境問題に大きな影響をもたらすことは委員の御指摘のとおりでありまして、こうした点に対する配慮は今後とも欠くことはできないと存じます。

一方、今、生命系として挙げられましたものを産業の分野でとらえますと、これは確かに我々として非常に大切な課題でありまして、それは環境問題の観点からも、あるいは資源問題としてとらえた場合であります、さらには廃棄物リサイクルといった面から考えましても、むしろ産業活動が自然環境と積極的な調和を図っていくという視点を持ちましてこれは大切なものであると思ひます。

殊に、バイオインダストリーというものを考えます場合に、原料が再生可能であること、あるいは製品が人体や環境に適合しやすいこと、あえてしやすいと申し上げておきたいと思ひます、あるいは廃棄物の環境への負荷が小さいこと、また製造プロセスが温和なものであり得ること、さらにこれをうまく活用いたしました場合に自然環境の積極的な改善に貢献できる分野が存在する等々

の観点から、私は将来を考えると非常に大切な産業の一分野であると存じます。

午前中、農業に関連いたしました、バイオテクノロジーを利用した農業が現に進行しつつある状況についても申し上げたわけでありまして、新たな製品開発の可能性を持ち、また新たな市場を創造する可能性を持つ非常に有望性の高い産業分野であることも間違いありません。そして、そうした視点からこうした分野に対して通産行政というものの一つの協力の体制を組み上げていくことは必要であらうと考えております。

今日までも研究開発の推進でありますとか、あるいは基盤の整備でありますとか、あるいは国際研究協力の推進でありますとか、さらには産業基盤の整備、こうした各種の施策を関係省庁とも連携しながら展開をしておるところであります、私どももバイオインダストリーというものの将来に対しては大きな夢をかけた一つの分野であります。

○小島慶三君 大変御懇篤な御答弁でありがとうございました。

ただ、バイオのほかに微生物工業というもの非常にこれから注目されてくると思うんですが、例えはプラスチックなんかでも、従来のプラスチックですと非常に廃棄物の処理が困難だと、燃えない、溶けない。しかし、例えば植物系のデーツを利用したプラスチック、それから微生物を利用したプラスチックというようなものであります、これはそういった後の廃棄物の処理という点については問題ないということもございまして、やはり従来気づかなかつたそういうものは非常に存在するし、またそういう新技術の分野へのアプローチということもやはり大切なのではないかと。

今回のいろんな対策として大変大きな六兆百億円、自治省のものも入れれば七兆二千百億円、こういう金が使われるわけでありまして、もちろんそれはそれとして重要な役割を果たすと思われますけれども、その中でも新技術によるアプローチ

といふか、こういうことも忘れてはならないといふに思ふのでございます。この辺はひとつ農水大臣、よろしく御配慮をいただきたいといふに思ひます。

○国務大臣(大河原太一郎君) たいまいいろいろ一次産業の持つ生体系を通じてのりサイクル、こういうことに対する広範な新しい視点からの産業等についての有益なお話をちょうだいしたわけでございます。私もその中でも、農林水産技術会議において、新しいプロジェクトとしてあるいは長期のプランとしてそれぞれの検討も始めておるところでございますので、そのようなお話等についても、また婦りまして関係の技術陣営にもよく伝えまして検討させるようにいたしたいと思ふわけでございます。

さて、具体的な国内対策との関係での技術革新の問題のお話がありました。これについては、農業というのはその特殊性で民間の研究機関がございませぬ。国の試験研究機関がございませぬ、あるいは地方の都道府県の研究がございませぬ、従来はその二系列で相提携してやっておるとか、片方は基礎研究、片方は実用化試験というふうなことでやっておりますが、このたびはやっぱりもう一つ民間の例えばバイオとかエレクトロニクスとか、そういうものの技術と知識の蓄積のあるところ、これを動員して生産現場に直結したような技術開発、それを急速にやらなくちゃならぬというところで国内対策にも取り上げております。今お話もございましたので積極的な推進を図りたい、さように思っております。

○小島慶三君 ありがとうございます。

さて、もう一つ伺いたいと思ひますのは、これは韓国の言葉で身土不二という言葉がありまして、要するに我々の体を支える食品、そういうものと土というのは別物ではないということでありませぬ。だから、やっぱり食糧というのはその土地でできたものを食べるのが一番理想的なわけでありませぬ、そういう点でそういった食糧の供給構造といひますか、そういうものを破壊するよ

うなことは絶対に反対であるといふので、韓国の農民が例の自由化問題が盛んなときに身土不二という鉢巻をして大いに氣勢を上げたといふことがあります。

その土といふものをやはりもう少し私もこの辺で考え直した方がいいと思つておりますのは、例えば農水省の今度の予算でも大規模化、集約化、そういうことになりな努力がささげられていふと思ふんですけれども、私はこういう大規模化、集約化といふことで確かにコストが下がるという面があると思ひますし、そういうふうなことが可能な土地もあると思ふのであります。

ただ、よほど気をつけないと、その経営が例えば商社、商社が必ずしも悪いとは言ひませぬけれども、商社の手に移るといふことになれば、せっかく戦争後になくした地主と小作の関係といふたようなものが復活するといふこともあり得ることとございませぬ、またそういうものを別として、もう一つ、そういう形の経営になりますと、土地への自分の子供に対するようなきめ細かな配慮といふか、そういうものがともすれば忘れられ、そして大規模化の規模のメリットだけ追求するといふことになると思ひますので、この辺はよほど注意が必要であらうといふに思つております。

それで、私の知っている限りの経験で申しますと、その大規模化で一番失敗したのはロシアだろ

うと思つております。

ロシアの一番の穀倉といふのはウクライナでございますが、そのウクライナのホルホーズ、ソ

ホーズでもこれはやはりそういうタイプを追い過ぎて、そして機械化、これは必然でありませぬが、それに伴つていろいろな肥料とか農薬とかそういうものを基準以上にぶち込んで、その結果何が生まれたかといふと連作性が非常に衰えてきたといふことで、ロシアの農水大臣は本当に何人もかわつております。

チョフが七重のひざを八重に折つて、そして食糧の輸入を懇請した。これが今度の冷戦終結のきっかけだと私は承知しております。

それから中国を歩きましたが、非常に人口がど

んどんふえる、今の十億が来世紀には十六億になると言われております。そのための食糧増産で、とにかく食糧の生産に適したところであつて、先祖代々この土地は手をつけちゃいけないといふたようなところを

手を付けて、地下のアルカリ分を吸い上げて塩漠になり、つまり塩の砂漠になり、不毛の地帯になつていふ例を私も随分見聞してまいりました。そういうことは、やはり土地に対する温かな配慮といひますか、こういうものが欠けてくると、えてして出てくるといふに思ふわけでございませぬ。

アメリカ自体も大規模化で随分やつておりますけれども、これも結局、広い土地を利用するために森林を切つてスプリングラーで水をまき、それからヘリコプターで種をまくといふふうなやり方をしていますと、どうしてもまた表土を削つていきますから表土が流れる、表土が風に飛ばされ

て、そして、これはアメリカの農務省の発表では、アメリカの農地の表土の六五%はピンチであるといふふうな発表になつております。

アメリカといふところは水の足りないところでありませぬ、どうしても地下水をくみ上げる。地下水のコストもばかにならないといふこともございませぬ、何かそういう大規模化といふものだけに私は事は片づくものではないといふに思つておるわけでございませぬ。

その辺のところを日本は非常に上手に森林と水田の、そしてその間の水のサイクルといふことで小さな区画でも上手に生産をやつてきたといふことで、この価値は捨てるべきではないといふに思つておるわけでございませぬ。そういう土地の問題について、ひとつ農水大臣に御所見を伺ひます。

○国務大臣(大河原太一郎君) 我々が今度の国内対策等においても育成、確保しようとしておりま

す経営体、これは先般もそれぞれの立場から御質疑がございましたが、やはり一言で言ひますと家族農業経営を中心とした規模拡大といふことでございませぬ、御懸念のような企業的な経営、規模の効率だけを、スケールメリットだけを求めるような経営を目標としておるわけではないわけでございます。

現に一昨年、新農政と言はれるもので経営の展望をしたときにも、やはり十ヘクタール以上ぐらの経営で水田単作、まあモデルですから割り切ると。その場合においても、せいぜい中型機械化の体系を前提としたものでございまして、それにはプラス他作物といふような複合経営も想定して

いるわけでございませぬ。

新農政に基づく経営基盤強化法といふのができまして、今、県で地域に応じた類型の指針、市町村でそれをおろして地域地域でやつておりますが、どうも出てきていふものは大体複合経営が多いわけでございます。単一経営といふのは純水田地帯の一部分だけでございまして、やはり日本農業の現実なりあるいは家族農業を基幹とする経営については、小島委員御懸念のようなことはないと

思ふわけでございませぬ。

○小島慶三君 ありがとうございます。

以上で終わります。

○浜四津敏子君 それでは、まず大蔵大臣に二点

お伺ひいたします。

ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う国内対策

費としての六兆百億圓、これは別枠かどうかとい

う議論がありまして何度かお答えはいたされてお

りますけれども、どうもちょっとわからないとい

う声が多いものですから、再度よくわかるように

明快にお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(武村正義君) ウルグアイ・ラウンド

対策につきましては、政府・与党挙げて真剣な論

議を重ねまして、その結果六兆百億圓、これを六

年間で実施する、しかも内容はウルグアイ・ラウ

ンド合意といふこの事態に対応するこれからの新

しい農業の予算であるといふ考え方ではございま

た。六年間でございますから、毎年度の予算編成におきましてきちつと対応させていただきたいというふうに思っております。

なお、既存の予算に影響を与えるのではないかと御心配をされております。従来の農林水産予算には支障を来さないよう配慮させていただき、またというのが私たちの合意でございますし、したがって一般的なその年度の予算査定の方針からいえば、既存の従来の農林水産予算も枠外ではありません。しかし、新しい事業への財源を捻出するためにいたずらに既存の農林水産予算を削減するあるいは抑制する、そういう考えはとりませんというところも申し上げておるところでございます。

もう十三日ぐらい後には私どもの方針では大蔵省内示をしなければなりません。申し上げているうちに結果が明らかになるわけでございますが、言葉だけでなしに、申し上げてきたことがしつかり成果としてあらわれますように全責任を全うしていきたいと思っております。

○浜四津敏子君 もう一点、今後、関税率が下がることになりましたが、それによって関税収入も減収となる、大蔵省では約二五％ぐらいの減収というふうに試算されていると伺っておりますが、この減収についてどうお考えか。それについて簡単にお答えいただいて、大臣、御用がおりということですので御退席いただいて結構でございます。

○国務大臣(武村正義君) 提案をいたしております法律によって関税率を引き下げていく方向になるわけでございます。

品目によって、期間五年のもの、六年のもの、あるいは十年というふうなものがありますように、さまざまでございます。また、関税を引き下げることによってどれだけ輸入がふえるか、この推計がなかなか難しゅうございまして、明確に、関税が引き下げられた結果日本の輸入がどうなるのか、したがって関税収入がどのくらい減るのかというのとはなかなか予測がしにくうございまして。

しかし、九三年度の状況を固定して考えますと、今おっしゃっていただいたように約二千億、今は八千億余り関税収入がございまして、二五％前後ダウンするという予測をいたしているところでございます。

○浜四津敏子君 ありがとうございます。それで次に、知的所有権についての日米合意及びTRIPS協定について伺いたいと思います。

知的所有権の国際的なハーモナイゼーション確立の努力が続けられてまいりまして、今回の合意及び協定につきましてもその流れの中にございまして。技術革新の目覚ましい進展、そして経済活動がこれほど国際化している中にありまして、各国の制度を調和させる必要があることはだれもが認めるところでございます。

ところで、知的所有権についての日米協議において、日米互いに要求項目として主張されてきたものがございまして。そのうち、アメリカ側が日本側に要求していた項目が十一項目、また日本側からアメリカに要求していた項目が十一項目と理解しておりますが、この十一項目の中で今回合意に至ったものはどのぐらいあるのか、また日本側要求項目のうち合意に至ったものはどれだけあるのか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(高島章君) 今御指摘ございましたように、日米間で昨年の秋以来、知的所有権の調和問題について議論をし、そして合意という形で確認をいたしました。

今、先生御指摘の十一項目、非常に幅広いいろいろな問題点を双方議論させていただいたわけでございますが、そういった要求を受けまして、まず我が国の方は、第一に英語による出願を受け付けること、第二に特許の付与前の異議申し立て制度を廃止いたしました、特許の付与後に異議申し立てを受け付ける制度に変えますこと、さらに第三には早期に審査制度を改善いたしました審査の迅速化に努めること、そして第四に利用発明に係る強制実施権を制限することというところを受け入

れたわけでございます。

一方、日本側からも、先ほど御指摘ございました多くの項目につきましてそれぞれ指摘をしてきたところでございますが、その結果といたしまして、アメリカ側といたしましては、第一に特許期間を出願から二十年とする、第二に出願から十八カ月で出願内容を公開する早期公開制度を導入すること、そして第三には再審査制度におきまして第三者の関与する機会を拡大することを受け入れた次第でございます。

○浜四津敏子君 結果として、日本は四項目受け入れまして、アメリカは三項目受け入れた、こういうことになっております。

今回アメリカが受け入れなかった項目、先発明主義を先願主義に変えるという点でございますが、ほとんどの国が先願主義をとっております。例外はこの二国ぐらいだと言われております。

この先発明主義を固持するというのは大変不都合もありまして、また無理があるのではないかと申されております。

一九九二年九月の段階でこの先発明主義から先願主義への転換が合意されなかったと言われておりますが、今回、合意に至らなかった理由、そして背景、また今後の見通しはいかがでしょうか。

(理事稲村稔夫君退席、委員長着席)

○政府委員(高島章君) 御指摘のように、日本側からアメリカへいろいろ申し上げております問題点の一番大きいのは、まさにこの先発明主義の問題でございます。今御指摘ございましたように、九二年九月と申しますのは、これは米国の商務省の諮問委員会におきまして、米国の特許制度を国際的に調和のとれたものとすべく、先発明主義から先願主義に改めることを勧告したところでありまして。ところが、クリントン政権になりました後、本年一月に米商務長官が、当面は先発明主義を維持しまして先願主義へ移行するつもりはないということを明言したわけでございます。

御質問の背景についてでございますが、これは長年、先発明主義になれ親しんでまいりました米国の個人発明家、大学研究者等を中心としたしまして、依然として先願主義への移行に反対するグループが存在していることが挙げられるかと思えます。彼らは、先願主義のもとでは大企業と比べまして相対的に不利な状況に置かれるのではないかと懸念を有していることが理由ではないかと考えております。

しかしながら最近では、米国内におきましても、特許関係者の大勢が徐々に先願主義への移行を支持しつつあると認識しております。今後の問題といたしまして、引き続き米国に対しまして先願主義への移行を強力に働きかけてまいりたいと思っております。

○浜四津敏子君 それでは、多少技術的あるいは細かい議論になりますが、個別問題に入らせていただきます。

平成五年四月に行われました参議院の商工委員会、WIPOの条約に伴う特許法改正に関連いたしまして、クレーム解釈のあり方、均等論について質問させていただきました。この問題は、特許関係者あるいは特許を利用する企業等にとりまして大変重大な問題でございますので、改めて質問させていただきます。

クレーム解釈のあり方というのは、法的安定性と発明の保護と、対立する二つの要請の調和が求められている大変困難な問題でございます。

ところで、WIPOの二十一一条にはこのように規定されております。クレーム解釈に当たり、均等か否かを考慮すべきこと、こういうふうな規定されております。そして、均等か否かの判断手法としてヨーロッパ型、米国型のいずれをとってもいい、こういうふうなされております。

先ほど申し上げました委員会での特許庁の御答弁では、我が国の現行特許法七十条の解釈については、これまでの判例を見るとヨーロッパ型に近い、つまり置換明白性を条件としていると思う、だから現行法七十条はこのままでいいのではない

か、こういう御答弁でございました。

ところで、今回の改正法の内容を見ますと、この七十条に二項が加わっております。この一項は、特許発明の技術的範囲は、明細書の特許請求の範囲に基づいて定めなければならない。これに加えて、二項が「前項の場合においては、願書に添付した明細書の特許請求の範囲以外の部分の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。」、こういうふうに加えられるわけでございます。この意味を明確に知りたいたうわけでございます。現行法と意味するところが変わってくるのかどうかでございます。

これまでの最高裁判決によりまして、有名なアルキレン基事件、あるいは平成三年のリパーゼ事件、あるいはクリップ事件、いずれも特許請求の範囲は、特許請求範囲の項の記載を基準としてなされなければならない、明細書全体の記載を基準としてなされるべきとする見解は到底採用しがたい、こういうふうに判示しております。

請求の範囲の記載が不明確であれば他の項を見る、これはだれも異論はないところでございまして。この記載が一義的に明瞭である、しかし全体を見ると中身がそごしてあると、その場合に問題が出てきていくわけでございますが、その場合に最高裁は一義的に明瞭な場合には中身を見るな、こういう判断かと思えます。これに對しまして下級審の判断は、その場合にも中身を見て中身でいい、こういう判断だろうと思えます。

この七十条二項というのはいずれの立場に立つて解釈すればいいのか、そのあたりを教えてくださいたいと思えます。

○政府委員(森本修君) 御質問の七十条二項の規定の趣旨でございますが、これは私も特許発明の技術的範囲、おっしゃられますあくまで特許請求の範囲の記載に基づき定めるべきであるというふうに考えておりますけれども、この請求の範囲に記載されました用語について、発明の詳細な説明の中に、あくまで用語でございますが、用語に

ついて定義とか意味するところを記載されているというときは、それを考慮してクレーム解釈を行うということを確認的に規定をいたしたということとでございます。

御指摘の最高裁の判決あるいは個々の判決の考え方につきましては直接コメントすることは避けさせていただきますと思えますけれども、基本的には、一般論として申し上げますと、判例のクレーム解釈についての確立している考え方は、クレームに記載された技術的事項がそれ自体として明確に把握できる場合は、それ以上に限定するような仕方では発明の詳細な説明を参酌することは許されない、ただ、語義の明確化等のために原則的に発明の詳細な説明を参酌することは許容されるということであると理解をいたしております。その意味では今回の七十条二項は最高裁等判例の考え方を定めるものではないというふうに考えております。

○浜四津敏子君 それではもう一点、均等の判断基準時につきましても、従来、侵害時説と出願時説とがありました。従来の通説、判例は出願時説をとってまいりましたけれども、WIPOの二十一条によりまして、明確に侵害の時点と規定しております。国内的にはこの条約に基づいて、均等の判断時は侵害時とする、こういう規定を置かないと不都合が生じるのではないかと危惧いたしますが、いかがでしょうか。

これも、先ほどの委員会での御答弁ではこうお答えになっておられます。我が国ではどうも出願時点と判断するとされているというところでございまして、現行の条約案を批准する際には、判断時点が侵害時とするかどうかについて所要の整備が必要ではないか、かように考えられるわけでございます。そういうふうにお答えいただいております。それがなぜ今回立法措置がとられなかったんでしようか、その理由についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(森本修君) 御指摘のようにWIPO

の特許ハーモ条約、これはまだ草案でございまして、二十一条では一応均等の判断基準は侵害時というようにされておりますけれども、この規定文につきましても、実際、侵害時の何を基準にして判断をするのかというところについて必ずしも明確なところになっておりません。諸外国の中で、加盟国の中で議論が続けられておるところでございます。それから、この均等論の適用について、条約上も義務的なものにするというよりはもう少し弾力的な考え方にしたらどうかということ、必ずしもファイナルな格好になっていないという問題がございまして。

そういう意味でいろいろ議論があるところでございまして、またアメリカにおきましても現在、連邦の巡回裁判所におきまして従来とられてきた均等論のあり方についていろいろ議論がされておる、修正の方向もあり得るという意味での審理が行われているという状況にございまして。こうした内外でさまざまな議論がございまして、引き続き意見交換をして、法制化のあり方については今後の検討にいたしたいという結論に至ったわけでございます。

○浜四津敏子君 本年五月二十五日に開催されました工業所有権審議会総会におきまして、当面の審議事項の一つとして、ただいまお話しいただきました「クレーム解釈(均等論)の在り方の明確化について」という項目が決定されました。均等の法制化あるいは均等論を立法的に明確にする、そして議論及び解釈の混乱を解決するということが多くの実務家あるいは関係者が考え、期待していたところだと思えます。

そうしますと、今回は立法的な解決はしないけれども、近い将来その方向に向かって検討するというふうにご理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(森本修君) 御指摘の工業所有権審議会の答申でも、立法化するのも一つの案であるけれども、他方、明文化するに当たりましていろいろ派生する問題がある、その点につきまして十分な議論を尽くしていかないと、もうちょっと時間

がかかるのではないかとございまして。

また、先ほど申しましたWIPOの動きでございますが、アメリカの動きでございまして、そういう点を踏まえて、現時点では均等論の法制化を行うことは適当ではないけれども、中期的な課題として引き続き検討していこうという結論に至ったわけでございます。

○浜四津敏子君 それでは、今回合意に至った大変重要な項目の一つとして、付与前異議から付与後異議制度への移行というものがございまして。

この異議申し立て制度とそれから無効審判制度、今の二つの制度が併存しているわけでございます。この二つの法的性格が異なる、併存していても別に矛盾はない、これは十分承知しておりますが、これも工業所有権審議会の答申で次のように指摘されております。異議申し立てに対する決定と無効審判の審決の間で判断の矛盾が生じないようにすることが必要である、このように指摘されております。

また、平成五年四月の商工委員会での答弁でも、次のように答弁されております。「私も、いずれ近い将来行われるであろう国内法の抜本的な見直しの際、どのようにして異議申し立ての決定と無効審判の審決の判断の抵触を回避するか、いろいろ工夫をし勉強してまいりたいと考えております。」、こういう御答弁をいただいたわけでございます。

この異議申し立て制度と無効審判制度、無効審判における無効理由と異議事由というのはオーバーラップするわけでございまして、仮に特許有効という審決が確定した場合でも異議申し立てが職権で取り消される可能性もある、こういう仕組みになっております。東京高裁の無効審決取り消し訴訟の取り消し判決の割合は四〇%と言われております。つまり十のうち四つは取り消されている、こういうことでございまして。

この異議申し立て、そして無効審判は並行して行われておりまして、これが矛盾した結論が防げ

ないシステムになっております。同じ理由に基づいて一方は有効一方は無効、こういう矛盾した結論が起り得るという制度はやはり制度として非常に法的安定性を欠くのではないかと、こう思いますが、これを防ぐための担保措置を講ずべきだったのではないのでしょうか。

○政府委員(森本修君) おっしゃるように、仮に付与後の異議申し立て制度と無効審判制度が同時に係属をした場合に、その間の調整を十分にとる必要があるということについては十分認識をいたしておりますし、平成五年の御質問の際にもその点をお答えしたところでございます。

これに関連しまして、前回の工業所有権審議会の議論でも、その効率的な審理なり判断の抵触の回避をするための手段といたしまして、異議申し立てと無効審判が仮に同時に係属をした場合の担保措置といたしまして審理の中止ができるということの規定するというところで、今回の改正法案百六十八条におきまして審理の中止ができるということの規定をいたしております。したがって、仮に同時に係属をいたした場合でも、一たん片方の審理を止めまして、先に行われた審理の結果を十分に吟味し、後の決定または審理が行われるというところで判断の抵触を避けるというふうに考えております。

実際問題として、異議申し立てがなされた証拠と同一の証拠による無効審判が請求されるケースというのがどれだけあるだろうかということでございますが、我々が無効審判で調べたケースにおきましては、そういう異議申し立てがされたものと同一証拠で審判が請求されたというケースはないわけでございますので、実態上、同時に係属をするということとはまれではないかというふうに考えております。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、仮にそういう係属をした場合には、今申し上げましたような片方の審判あるいは決定の結果を十分に判断して抵触を避けるという工夫をしたいと思いますし、そのような運用を図ってま

いりたいというふうに思っております。

○浜田敏子君 現実にはほとんどないとお話でしたけれども、制度として矛盾が起り得るという制度そのものの問題として指摘させていただきまして、御検討いただきたいと思います。

それから、手続を中止できるという制度で担保するんだというお話がございましたが、現在でも、裁判所の侵害訴訟と特許庁における査定系の事件が併存している場合に裁判所は手続を中止することができるといふ制度が現にあるわけですが、これも、これは、条文としてその中止の制度が規定されていても、実際には中止されないというのが実情でございます。これも単に法文をつくるというだけではなくて、適切な、適正な運用がなされるような措置を講じられるように望みたいと思っております。

次に、特許の有効性をめぐりまして裁判所とそれから特許庁が同時に関与することが多いわけでございますが、この裁判所と特許庁の判断が矛盾したり、つまり食い違ったりあるいは時間的にずれがあるということが多々ありまして、特許係争に大変混乱を生じさせております。

これはたまたま先日、十一月二十八日の朝日新聞に載った投稿でございます。日本化学の社長をしておられる竹田和彦さんという方が「論壇」に載せておられました。判断の食い違いの例といたしましては、本年二月に大阪高裁の判決が出ました。これは均等論の關係でも有名な判決でございますが、本年二月の大阪高裁の判決、そしてその原審は一九九一年十月に判決がなされております。

これはどういう事件かといいますと、心筋梗塞の治療剤TPAの特許侵害訴訟でございますが、アメリカの特許権者と、日本の有名な会社ですが、その会社との間で争われた事件でございます。

本来、特許権が有効かどうかというのは特許庁の専権事項でございます。裁判所は本来最終的な判断はできない、こういうことになっておりま

すが、この大阪地裁、大阪高裁はその理由の中で特許は有効だと、この有効の判断を前提としてアメリカの特許権者を勝たせたわけでございます。

この事件は、同じ特許がアメリカそれから欧州の特許庁では有効とされた、しかしイギリスそれからドイツでは無効とされた。この判断が分かれていたものですか、果たして日本ではどういう判断が出るのかということでも世界からも注目されていた事件でございますけれども、いずれにしてもこの事件で日本の会社は負けたわけでございます。そして、この会社は十年の歳月とそれから約百億円を投入してきたバイオ医薬品から撤退を余儀なくされた、こういう事態に追い込まれました。

そして、この当該特許の有効性が同時に特許庁でも無効審判の審理に係っております。この審決が出されたのが本年七月でございます。つまり、地裁の判決が出て高裁の判決が出て、その後の特許庁の審決が出た、こういうことになりました。

本来、特許権の有効無効の最終判断は特許庁の専権事項でございますから、まず特許庁の判断が出て、それから裁判所が判断するというのが本来の筋だろーうと思っております。その特許庁の審決が大幅に時間がかかって、この事件でも約三年と少ししかかっただけで、特許庁の判断がおくれる、その前に裁判所の判断が出てしまう、これが大変不都合である、こう言われております。また、実務家の方からもこの特許庁の審決が時間がかかり過ぎる、非常にそれによって不都合をこうもっている、こういう声が多いわけでございます。

このケースは、特許庁の判断と裁判所の判断が食い食い違っておりますので混乱は避けられたわけですが、しかし食い違いう例も幾つもあられるわけでございます。それによって企業は振り回されてしまう。この先はお話しいたしました日本化学の社長さんの投稿の中にも、こうい

うことで企業は振り回されて大変なんだと、こういう趣旨の話が出ておりました。

例えば、食い違った例といたしまして、本年三月の静岡地裁の判決では、骨粗鬆症の治療薬の特許侵害訴訟で地裁は有効を前提として原告を勝たせた。ところが、その約一カ月後に特許庁はその特許は無効だと、こういう審決を出しました。また、九二年十月に東京地裁が抗アレルギー剤をめぐって特許有効を前提として差しとめを認めた。それに対して、九四年の三月に特許庁がその特許は無効だと、こういう審決を出しました。

もうこれで例は終わりますけれども、いずれにいたしまして、これが制度としてこういう制度になっているということ自体が問題で、これを何とかやはり整合できるように直していかないといけないのではないかと、いつまでもこういう状態を続けていくというのは、企業にとっても非常に迷惑な話ではないかと、こう思います。立法論としてぜひお考えいただきたいと思っております。

立法論としてはこれから考えることといたしまして、現実にはこういう状況があるわけですから、特許庁としてはなるべくこの審決の手続を早めていただきたい、こう思いますが、ちよつと説明が長くなりましたが、この点について御説明いただきたいと思っております。

○政府委員(森本修君) 残念ながら御指摘のような事例があることは事実でございます。無効審判そのものについて言いますと、約半数以上のもは二年程度で処理をされておるわけでございますけれども、やはり特許の有効性判断を私どもにゆだねられておるわけでございますので、審判処理を迅速に行うということは当然のことだろうと思っております。このために審判合議体を増設するというところで、この五年間で約十合議体、三十人の審判官の増員を図っておりますし、これを引き続き努力をいたしたいというふうに思っております。

それから無効審判の審決に至るまでの時間が長かっているケースは多分に手続的なところがございます。

いまして、一つは訂正審判でありますとか訂正無効審判でありますとか、そういうものの絡みでよくあるというケースがあります。これにつきましましては、先般の法改正で訂正無効審判を廃止しますとか、無効審判継続中に訂正が行えるようにするとか、無効審判継続中の簡素化を図つておりまして、これにつきましましてはこれからその面での緩和の実効が上がるのではないかとこの面について思っております。

それから運用面におきましては、やはり早く審理に着手をするということで、審理用の副本の提出をいただきまして早く実体審査に入るといふようなことでありますとか、口頭審理の活用を図るとか、いふことを通じまして無効審判の審査処理の促進を図つていきたいといふふうに考えております。

○浜四津敏子君 それでは、次に移らせていただきます。

日米合意では、利用発明の強制実施権の設定については、公的非商業的利用、反競争的慣行の是正の場合以外は裁定しない、こういう合意の文書が交わされていると伺っております。しかし、この利用発明、九九%が商業的なものでございまして、公的非商業的なものといふのは恐らく約一%ぐらいだろうと言われております。ですから、これを裁定しない、こういうふうになりますと、ほとんどのものが裁定制度から除外されてしまうといふことになります。

従来、強制実施権の制度があつたためにこの実施権が適正に抑えられてきたと、こう言われております。例えばアメリカの企業と契約する場合に、アメリカの側からは大体売価の一〇から一五%の実施権の要求がある。しかし、大体適正価格、適正実施権といふのは通常三から五%と言われておりますが、いざとなれば強制実施権の設定がなされる、こういう担保があつたからこそ三から五%に抑えられてきたというのが実情だと思ひます。これがなくなると、今後のライセンス交渉ではかなり実施権が上げられてしまう、これ

を憂慮している企業がかなり多くございまして。こういう状況下で、あえてこの強制実施権の設定についての合意をされた理由はどこにあるのでしょうか。

それからまた、こうしたことによつてかなり、特に基本特許を持つている薬品関係等についてはかなりの深刻な憂慮をしておりますが、こうした企業に対する何らかの救済措置等は考えておられるのでしょうか。

○政府委員(森本修君) 先ほど長官の方から答弁いたしましたように、利用発明の強制実施権、御指摘のとおり、制限をするといふことで合意をいたしましたわけでございますけれども、これはまず一つは、今まで強制実施権の裁定の実績が率直に言つて皆無でございまして、請求自身も一件しかなかったわけでございます。

もう一つ、利用関係の強制実施権につきましましては、今回のTRIPS協定におきましても、利用する方の発明、第二特許発明ですね、これが相当の経済的重要性をもたらす重要な技術的進歩を有するものでなければだめだといふことで、非常に実施権の要件が厳しくなつてきたわけでございます。

一方で、強制実施権の制度は、公益的理由による強制実施権という制度が別途ございまして、これは国民の生命でありまうとか財産の保全とか、そういうもののために重要と認められる場合には強制実施権を認める制度が特許法にございまして、その部分でかなり救済がされるだろうといふふうに考えたところでございまして。

加へまして、先ほど申しました早期公開制度でございまして、二十年でございまして、再審査でございまして、アメリカ側の極めて問題であつた制度を改善するといふ譲歩が得られたといふことを勘案いたしましてこういう格好にいたしましたわけでございます。

基本的に利用発明の強制実施権制度があるといつても、やはり軽微な改良発明につきましましてはもともと強制実施権の対象にはなつておらないわ

けでございまして、先ほど申し上げましたようにすぐれた改良発明であれば公共の利益にかかわる強制実施権制度といふことで実質的に救済は可能であるといふふうに考えておりますので、今般の措置が利用発明の特許権者に多大な不利益を及ぼすといふふうには私どもは考えておりません。

○浜四津敏子君 実績がほぼ皆無と言われましたけれども、先ほどお話ししましたが、いざとなつたら裁定に持ち込めるんだ、いわば制度の存在そのものが後ろに控えていてにらみをきかせていた、こういう意味があつたと思ひます。それからまた、これが合意されたといふことで、アメリカの企業ではこれで自分たちは有利になる、勝つた、こういう声は実は入つてきておりますので、そのことをお伝えさせていただきたいと思ひます。

最後に大臣、これまでちよつと技術的なことばかり申し上げて大変申しわけありませんでしたが、特許制度の国際調和といふのは経済活動のグローバル化を踏まえまして非常に重大課題でございまして、また、殊にアメリカあるいはヨーロッパ等では知的所有権国家戦略、このようにして取り組んでおります。知的所有権といふのは経済にとつてその盛衰を大きく左右するものである、国家として取り組まなくてはならない問題であるといふ認識が欧米では常識になつております。

先ほどお話しさせていただきましたアメリカの先発明主義の是正も含めまして、通産大臣の国際調和に向けて、それから日本の知的所有権戦略についてのお考えあるいは決意を伺ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) まず、非常に専門性の高い御質問に敬意を表します。そして、事務方から御説明をいたしました内容を私も拝聴しております。私自身の脳裏にありますが、昨年のハネウェルとカメラメーカーとの間における民事における裁判といふものに関心を持って多少調べた程度で、専門的な知識を持つものではございません。

しかし、やはり何といひましても知的所有権制

度といふものが国際的に調和していることの必要性といふものはどなたも否定される方はないと思ひます。それだけに、日本としてはTRIPS交渉あるいは日米包括協定などで積極的にこの論議に取り組んでまいりました。そして、それなりの成果は上げてきたと思ひます。アメリカの先発明主義といふものが一たん変わりかけたかに我々も感じました。ところが、また先ほど事務方から御報告をいたしましたように戻つてしまつた。非常に我々としては残念な思ひがいたしております。

これがこれから先、WTOにおきまして先願主義への統一などを規定する特許調和条約交渉が進められておりますけれども、さらに我々としては欧州諸国とも連携をとりながら、先発明主義の是正をアメリカにあるいはフィリピンに対して求めていくなど一層の努力を傾けてまいりたいと考えており、一層の御支援をお願い申し上げます。

○浜四津敏子君 大変ありがとうございます。

以上で終わらせていただきます。

○市川正一君 今回のWTO協定は、これまでの貿易に関するルールの強化とともに、新たにサービス、知的所有権に関する分野をルール化したことが特徴であります。とりわけサービス貿易は、交渉継続中の基本電気通信、海上運送を除いて、金融、運輸、観光、通信、建設、流通、環境、教育、福祉、娯楽、文化、スポーツ等々およそあらゆるサービス分野で協定の対象となりました。そして、自由化を約束したこれらすべてのサービスについて最恵国待遇義務、透明性に関する義務を負ふこととなります。これは我が国の経済と国民生活の全分野にとつてまさに死活の重大問題となります。

きょう私は、主としてこのサービス貿易分野に関する問題についてたゞしたいと思ひます。

WTO協定の交渉経過を見ますと、サービス貿易での免除登録を、アメリカは商業宇宙衛星など九分野、EUはAV、音響、映像などでありまして、こういう分野を含めて十分野について行つて

おりますが、日本の免除登録はゼロであります。外務大臣、そのとおりですか。

○政府委員(原口幸市君) 先生の御指摘のとおりでございます。

○市川正一君 何ば勘定してもゼロなんです。すっぱんぼんみたいなものなんです。

ところで、特に橋本通産大臣にお聞きしたいんですが、大臣とは八六年十一月に国鉄分割問題でこの部屋でやりとりをしたことを想起いたしますが、お久しぶりでございます。伺いたいのは、どなたでもいいんですが、あえてそういうしがらみで橋本さんにお伺いしますが、国会に超党派でつくられている映画議員連盟というのがあるのを御存じですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) しばしば御教育をいただきましてありがとうございます。先日また御忠告を感謝いたします。

その上で、映画議員連盟は私もその一員でありまして、そこにまゐりますと市川議員の手下であります。

○市川正一君 いささか紹介させていただきますと、この映画連盟は現在百三十名の会員を擁しております。会長は田村元・元衆議院議長、事務局長は、きょうは見えていませんが前田勲男法務大臣、私も世話役をやらせていただいております。

来年はちょうど映画百年に当たります。今日、残念ながら映画館の数、観客数、また制作本数、特に七割にも及ぶ輸入映画が占めるシェアの増大などで日本映画の危機は深刻であります。映画連盟は、この日本映画の復興と振興のために補助とか助成とかも大いに拡充しようということで取り組んでおりますが、政府としては日本映画の振興にどんな助成策をとっていらっしゃるのか、文部大臣に伺いたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 日本映画の現状は先生の御指摘のとおりでございます。映画の振興上大変残念な状況が続いておると考えております。

このようなことを踏まえまして、文部省としてはこれまでも芸術文化振興基金による制作費助成や優秀映画の顕彰など、映画芸術の振興に努めてきたところでございます。また、本年八月の映画芸術振興に関する調査研究協力者会議報告を受け、現在、映画にかかわる人材養成の充実、東京国立近代美術館フィルムセンターの整備等にかかわる主要な経費を概算要求しているところでございます。

映画は、芸術作品として人々の生活を心豊かにするものであることはもとより、我が国固有の文化を表現する総合芸術として映像社会の中心的担い手になるものと認識しております。今後とも映画芸術振興施策の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

○市川正一君 今の御答弁にもありましたけれども、政府は日本映画の振興のために一定の助成をやっているわけですが、また、芸術文化振興基金から映画制作に助成金も出ております。さらに最近、おっしゃった文化庁の芸術文化課が提言を発表されております。これが具体化されますと、将来、政府を初め民間ベースでもさまざまな助成措置が期待できるところであります。

こういう助成措置は、WTOのサービスマイ協定第十七条に定める内国民待遇の規定によつて、それが日本映画に対してだけであればWTO違反ということになるのでしょうか。外務大臣でも文部大臣でも結構でございます。

○政府委員(原口幸市君) お答えいたします。日本映画に対して、上映支援とか助成金の交付等、振興策を今とっているわけでございますが、現在は映画の制作者等について内外差別的な要件を設けておりません。また、日本映画への放映時間の割り当て等、市場アクセスの義務に合致しない措置もとっていないと承知しておりますので、これらの振興策はサービスマイ協定における我が国の自由化約束には抵触しないと考えております。

○市川正一君 第十七条によれば、この内国民待遇の規定で、アメリカ側が、それではおれのところにも助成をよこせということになりますと、これははばっておけぬことになるんですよ。私は、衰退している日本映画を振興しようということで設けたこの助成制度が、内国民待遇で要求される、いわば世界でエンターテインメントの君臨者としてのアメリカ映画企業に助成金を交付せざるを得なくなるといのが今度の協定の身中ですが、こんなばかげたことになるんですか。

○国務大臣(河野洋平君) 議員のようなその道の権威に対して、しかも専門的な御質問でございますから、大変申しわけありませんが政府委員から答弁をさせたいと思います。

○市川正一君 文部大臣はどうでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 誇り高きアメリカの映画会社は、日本のそういう支援を求めてくるということは想像のつかないことでございます。

○市川正一君 では、想像がつかないということの答弁をベースにこれからいたしますが、後で何かあればまた言ってください。

フランスの例を引きたいんです。フランスでは今度のこのWTO問題をめぐって、映画はフランス固有の文化であるということで、政府が積極的に従来から映画振興のための補助金を出しておりました。ところが、さきのウルグアイ・ラウンドの交渉の際からアメリカの方が、その補助金をアメリカの映画企業にも回せと、こう持ち出したんですよ。御承知のとおりです。そうすると、AV分野の自由化をそれをしてこにしてフランスに迫りました。しかしフランス側は、映画は文化なんだ、一般の工業製品とは違うんだと言って断固これを拒否したのは文部省は御存じです。外務省も御存じです。

私は、今、AVの例を挙げましたが、欧米諸国がこの協定に基づいて、一般的に適用すべき最惠国待遇について自国のサービスマイ協定の実態を踏まえて留保分野を設けているのが先ほど紹介した九つであり十であり、それに対して日本はゼロ。すべて無条件で開放しております。市場アクセスについても欧米諸国が八十業種程度あります。それに対して我が国は百業種も開放しております。私は聞きたいんです。政府は、こういうサービスマイ分野について、本当に影響があるのかないのか、それを調査した上で対応なさったのか、その点いかがでしょうか。

○政府委員(原口幸市君) 我が国は、サービスマイにつきましても基本的にはできるだけ自由化を進めることが望ましい、それから基本的にはできるだけ最惠国待遇の例外がないことが望ましい、こうした判断に立って、今、先生が御指摘になったような約束をしたわけでございます。それで、そういう形で各国にも日本の後に従ってほしい、そういう意図を込めてこういう措置をとったわけでございます。

先生、今、AVの話も御指摘になりましたが、確かにEUは、AVは文化的な政策に関係するからということで、当初はサービスマイ協定の枠外とするように強く主張したわけでございますが、それはならぬということで我々随分交渉いたしました。結局AV自身はサービスマイ協定の対象になっております。ただし、その上で協定に基づきまして、例えば協定の二条の附属書に基づいて最惠国待遇の免除という登録をなし、それから自由化につきましまして、あるいは内国民待遇につきましましてこれを自分たちはできないという形で載せなかったという形でございます。

○市川正一君 少しはフランスの根性を見習えと私は言いたいです。

私は、実態を調べて対応したのかということについてどうもあいまいなので、委員長にお願いいたします。

私も日本共産党は九項目の資料要求をいたしております。その中の一つに、WTO協定に伴う日本経済の各分野への影響予測の資料要求を行っておりますが、まだ出されておられません。委員長においては、ぜひこれを至急提出されるようにお願いいたします。

○委員長(矢田部理君) 理事会で協議中でありま

すが、御要望もありましたので、努力をしたいと考えております。

○市川正一君 頼みますよ。

文部大臣、お引き取り願って結構でございます。通産大臣はまだこれからです。

そもそも経済貿易交渉というのは、各国が主張し、各国が合意できる範囲で協定をつくるものであります。合意できない事項は継続して交渉するのが外交上の基本です。また、ガットの精神でもあります。それなのに、三回にわたる米の自由化反対の国会決議まで踏みにじって一括受諾しなければならぬ理由はないんです。

一方、アメリカはどうですか。他国には一括受諾を押しつけて、自分たちの国内法は優先させる、こういう横暴な覇権主義に固執しております。それはサービス貿易の分野だけではありません。物の貿易についても、アメリカ、EUは民間航空機産業に対する補助金の問題で、欧州のエアバス社とアメリカの航空機メーカーとの摩擦について補助金協定から除外し、民間航空機協定を継続交渉にいたしております。同様のことは鉄鋼分野でも造船分野でも今後の交渉にゆだねております。一覧表は省略いたしますが、ローカルコンテンツ要求についても、貿易関連投資協定で明示的禁止措置にとどめて、NAFTAあるいはEUの枠内の協定を優先させる。自国の利益にならない事項については、協定から除外することとか免除措置をとるとか、あるいは明示的禁止措置にとどめるとか、継続交渉にいたしております。

こういうアメリカの態度に対して、WTO協定で、日本の国益を守るために政府はどういう主張をし、どういう要求をなさったのか、簡潔に外務大臣お願いします。

○国務大臣(河野洋平君) 基本的には、WTO協定によって世界の経済、国際的な貿易事情というものがあるという基本的な考え方をもちました。しかしその中で、議員も御指摘のとおり、日本の国内には農業分野その他国際的な競争力とい

う点で問題のある分野もございます。そうした分野にはできる限りの配慮をするということもまた我々考えなければならぬことも承知いたしておりますが、基本的にはできる限り自由化という方針が望ましいという建前でございます。

○市川正一君 実態を調べもせずに、その影響をも調査せずに、初めに自由化ありきでは国民は納得できません。

私は、この点でも資料要求しております。WTO協定以外の分野で、合意に至らず継続協議となっている案件及び合意に至らなかった理由、及び日本の対応の一覧表の提出を求めているのであります。今のようなアバウトな答弁でなしに、具体的にどう調べてどう対応なさったかという資料を提出していただくように、委員長、この点も至急実現方をお取り計らい願いたいと思っております。

○委員長(矢田部理君) 理事会で相談いたします。

○市川正一君 具体的に伺いたいです。

例えば我が国の繊維製品であります。その輸入は、一九八四年と九三年のこの十年間の実績を比較してみますと、ドルベースで四・五二倍、円ベースで二・〇二倍、こうふえております。激増しております。また、零細な製造業がもろに影響を受ける革靴の輸入、これを見てみますと、八五年と九三年の比較でこの九年内に数量で十倍、金額で五・六倍にまた激増しております。

その主要な原因は何か。繊維について申し上げますと、我が国の商社や大企業が東南アジアあるいは中国などの安い労働力を利用してコストの低い製品をつくり、日本に逆輸入しているんです。その結果、繊維産地は壊滅的な打撃を受けております。日本の国内業界に被害を与えるこういう大企業の海外進出を規制すべきなのに、逆にWTO協定に基づいて関税の引き下げを実施するというのは全く逆行です。あべこべです。

日本の鉱工業の関税を調べてみますと、既に先進国の中で飛び抜けて低い水準になっております。

す。日本が三・八%に対してアメリカが五・四%です。EUは五・七%です。さらに、この現行三・八%を一・五%という実に六一%も引き下げるといのが、今度の約束じゃありませんか。関税割り当て品目である皮革、それから革靴、この産業に至っては、二次税率で五割の引き下げまで約束しております。

通産省の資料、ここにたっぷりあります。今でも飛び抜けて低い日本がさらにこの関税を引き下げ、国民には納得できません。なぜ堂々と主張しないんですか。この点、通産大臣、いかがですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、委員は、繊維及び皮革、革靴製品という例示を挙げられたわけでありまして、これはウルグアイ・ラウンド合意に基づいて、我々は、世界の市場が拡大し、その結果として日本の経済が長期的に発展していくことを期待いたしております。しかし同時に、本院でも何回か御答弁を申し上げましたように、輸入品との競合によって既に影響を受けておられる中小企業者がたくさんおられることも十分承知をしております。

殊に繊維製品につきましては、輸入の増大、消費の低迷に直面している状況にかんがみまして、関税の引き下げ幅を小幅にとどめるなどの配慮も行っております。また、繊維産業の抜本的な構造改善を図るために、今年三月に改正、延長されました繊維工業構造改善臨時措置法を活用して、各種の支援措置を講じておることも委員御承知のとおりであります。

さらに革靴製品、皮革製品につきましては、この業界が社会的歴史的に困難な地域の主要業界であること、そして厳しい状況に置かれているというところを十分認識しております。交渉におきましても最大限の努力を払ってまいりますとともに、関税の引き下げの影響を緩和すべく規模四十八億円の基金を関係団体に設置をいたしました。

いずれにいたしましても、政府としては今後と

もこれらの産業の動向を注視してまいりますつもりであります。

○市川正一君 具体的な数字で指摘いたしましたように、文字どおり輸入の急増です。しかも、それが繊維などに至っては逆輸入です。そういうことが放置されたままでは、確かに被害を受ける産業と業者に対して措置をしたと、私も通産省と話し合って、繊維セーフガード措置の運用指針というのもらいました。しかし、結局、大ものところを放置したままでは、焼酎、焼酎に水どころか、ざるに水です。これでは救われません。しかもこの指針は、慢性的な打撃を受けております和装産業が中心の絹織物は対象外です。そうでしょう、大臣。

私は、きょう野中自治大臣がおられたらじかに聞こうと思つてたんですが、お忙しいようだから放免いたしましたけれども、例えばちりめんの伝統的産地である京都の丹後地域、あそこでは去年からことしの初めにかけて二十人以上の自殺者も出て社会問題になっているんです。長期にわたって減産、工賃ダウンが続いております。ちりめん業者は全体で二千軒、最盛時の数十倍の一にもなっております。親機も八百軒あったのが現在二百五十軒になっておる。そして、織物だけでは生きていけないので夫婦で出稼ぎに行っているという。地元のことですから、野中さんここにおられたら首を縦にうなずいて聞いておられると思うんです。

そこへWTOが関税引き下げをやっていく、絹織物、繊維産業、革靴産業が壊滅的な打撃を受けるというそういう認識はお持ちなんですか、政府は。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 委員が指摘されましたそれぞれの分野の深刻な状況は私自身存じておるつもりであります。そして、その状況を踏まえながらこのWTO協定の締結までの間に日本として努力をし、関税の期間の延長でありますとか、引き下げ幅を小幅にとどめる工夫でありますとか、今、基金造成の例示も申し上げたような努力

を積み重ねてまいりました。これからも私どもとしてはそれぞれの分野における努力を継続していきたいと考えております。

○市川正一君 伺っておりますが、事態は生易しくないんです。

中小企業との関係では補助金協定も懸念されるんです。新補助金協定は、輸出補助金と国産品優遇補助金、これはレド補助金として禁止されます。研究や地域開発補助金、環境補助金はグリーン補助金としてこれは対象外だと。それ以外の構造改革などの補助金はイエローとなつています。Jリーグのサッカーはありますが、実際そうなっているんですよ。すぐひつかかるんですよ。

となると、不況地域の振興とか繊維産業など特定の地域や業種に対する支援策、不況対策などの中小企業支援の補助金、融資制度について、アメリカの方が国内産業保護対策、市場アクセスを阻害するというクレームをつけてきて、補助金協定での相殺関税の措置をとるとか、三〇一条で不正取引慣行への報復措置で制裁措置がつけられる、そういう懸念が実際に私はあると思うんです。そういうことはないと、こう断言なさるのか。外務大臣でも、通産大臣でもどちらでも結構です。

○国務大臣(河野洋平君) WTO協定中の補助金協定は、東京ラウンドにおいて作成された現行の補助金協定を受けて作成されたものであります。我が国はこれまでの現行協定を誠実に遵守してきたところであつて、WTO協定中の補助金協定において交付を禁止されている補助金は交付していませんし、輸出促進などを行っているものではないと認識いたしております。よつて、この協定によりまして我が国が現在交付している補助金を交付することができなくなるということはないと考えております。

○市川正一君 現実にはそんなに甘くないですよ。八五年のプラザ合意での円高のときに、円高不況で窮地に陥っている中小企業を支援する法律ができました。そのときに、アメリカはこれは輸出補

助金に当たると圧力をかけてきつたんです。そのために時の中小企業庁長官がアメリカにまで出かけていって、何とか八六年の十一月、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法、その中の緊急経営安定対策についてアメリカの了解を取りつけて法律を制定した経緯があります。

私は、参議院の商工委員としてその苦労の内幕も知つてまんな。だから生き証人です。これはしかも七九年に合意した東京ラウンドの補助金協定、つまり輸出補助金だけ禁止していたあの時期のことなんです。ですから、その時期でもアメリカは円高不況対策は協定違反や言うてクレームをつけてきたんですよ。今回の新補助金協定によれば、構造調整補助金は明確にイエローと規定されれば、相殺関税の対象になります。WTOが実施されれば、アメリカは不況対策や中小企業の構造改革に対する法律、制度の廃止を求めてくるか、あるいはUR合意実施法で強化した三〇一条の不正取引慣行への報復で圧力をかけてくることは必至です。こういう圧力に屈して中小企業を殺すのか守るのか、その点はひとつ決意のほどをはっきり聞かせていただきたい。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先刻、副総理から御答弁申し上げましたように、我が国の中小企業対策として講じております各種の補助金制度、この中にはWTOの補助金協定におきまして禁止されている輸出補助金及び国産品優先使用補助金に該当するものは含まれていないと我々は認識をいたしております。同時に、我が国の中小企業対策として講じられております各種補助金の交付というものには、輸出促進などを目的としているものではないと認識いたしております。したがつて、相殺関税の賦課等の問題が生じるとは考えておりません。

○市川正一君 しかと承りましたが、これからはやはりお互いに腹を決めてやっていかんならぬ局面だと思ひますよ。

興策について自国の経済発展のために措置することとは、これは経済主権に属する当然のことだと思ひます。現に、アメリカやEUは、民間航空機産業に対する補助金については補助金協定、サービス協定から除外して民間航空機貿易協定に移して継続交渉にしているじゃないですか。

今までのガットにあった祖父協定はWTO協定では削除されました。WTO諸協定は抵触する国内法、制度についてすべてWTOに合致する方向で改定する義務が課せられました。このこと自体不当ではありませんが、しかし、サービス貿易、物の貿易については、きちんと協定の上で日本が免除するなり猶予の表明をしなければ押し切られてしまう。そういうことを私は今言わなければならぬときだと思ひますが、外務大臣いかがですか。

○国務大臣(河野洋平君) これまでも御答弁を申し上げてきましたが、各国はそれぞれ主権と申しますか自国の利益にのっとり大変長い間議論をし、厳しい論争を続けてきたわけでございます。そして最終的に各国がそれぞれ厳しい議論を経て納得をして、それは一〇〇%みんなが百点満点であつたかどうかはこれは評価はいろいろあるかもしれません、これはまだ後世評価があるかと思ひます。いずれにしても、各国が納得をして合意をしてこの協定はでき上がったわけでございます。

私は、そういう経過、そして最終的に各国の合意を得てでき上がったこの協定が不当に主権を侵害しているというふうに見ることはできないと思ひているのです。

○市川正一君 どうも不当にとかなんか言われるとひつかかるんですが、これは後にしましう。要するに不当でない主権侵害というのはあるのか、それはまた別途やりますが、時間があれば。

TRIPS協定の問題に移っていきなさいと思ひます。知的所有権の保護についてはWIPPOという世

界的な規模での特別の組織があります。百四十六カ国が加盟し、工業所有権の保護に関するパリ条約には百二十六カ国が加盟しております。このWIPPOでは一画一票制をとつて、そして工業所有権の国際的ハーモナイゼーションについては八三年以来ずっと協議されているんです。条約のたたき台までできているんです。それなのに、なぜそれがガットの場に持ち込まれてきたんですか。特許庁でも結構です。

○国務大臣(橋本龍太郎君) もう委員自身が今御指摘になりましたように、そのWIPPOにおきまして一九八〇年代に入りましてから新たな国際ルールづくりの議論が進められておりましたけれども、加盟国間の複雑な利害対立のためになかなか交渉が進展しなかつたという事実はそのとおりであります。

一方、その貿易的な側面というものに着目して、知的所有権制度の新しいルールづくりというものをガットで取り扱おうという動きが東京ラウンドのころから存在していたと聞きました。これがウルグアイ・ラウンドの一つのテーマとして正式に取り上げられることになりました。今回TRIPS協定として結実した、そう承知をしております。

そして、このTRIPS協定の交渉が成立した、成功した原因としては、知的所有権だけの議論でなしに、物、サービス、知的所有権という幅広い交渉分野の中で取り上げられた結果として、参加各国にとつて交渉のインセンティブが存在した、さらにその知的所有権制度の整備というものが、円滑な物の貿易あるいは技術移転にとつて重要だという認識が広く参加各国の中に生まれてきたといったことが私はまとまつた原因ではなからうか、そのように率直に感じております。

○市川正一君 表向きの経過はそういうことのようにです。しかし実際は、私ここに持ってきたのは、経団連の八八年七月に発行した知的所有権に関する日

米欧民間三極会議の見解という資料がござい
す。これを見ますと、要するにアメリカのIBM
とかデューボンとか、そういう多国籍企業を中心
に日本、西ドイツ、欧州産業連盟の民間経済団
体三団体が共同してガット閣僚会議で知的所有権
問題を新しい交渉項目に取り上げさせたいんだと、
我々がそのインシアチブをとったんだということ
を、言うならば誇らしげにここに述べておりま
す。

私は、TRIPS協定は日米欧の産業界、多
国籍企業の要求に基づいて結ばれたのがその実態だ
とあえて言わせていただきたいんです。そういう
動機に基づくTRIPS協定は、したがって多く
の問題点を持っています。確かに近年、発展途上
国でも特許法を制定する国がふえてまいりました
が、その内容を見ますと、動植物品種や食品、医
療品の特許の対象外にしてあります。保護期間
も十五年前後になっております。これは決して異
常ではなしに、我が国でも一九七五年までは食
品、医療、化学物質は特許の対象外でありまし
た。

したがって、特許法による保護の対象とか、ま
た保護期間、保護内容、それはその国の産業技術
の発展度合いを勘案してその国の政府が独自に決
める、これが原則だと思ふんです。これを無視し
てWTOで一律に決めるのは主権の侵害になるお
それがないだろうかというふうに思ふんですが、
いかがでしょうか。

○国務大臣(河野洋平君) 議員ももう既に研究を
し尽くされておられるわけですから十分御承知、
お読みになっていらっしゃると思いますが、協定
の第一条の一には「加盟国は、この協定を実施す
る。加盟国は、この協定の規定に反しないことを
条件として、この協定において要求される保護よ
りも広範な保護を国内法令において実施すること
ができるが、そのような義務を負わない。加盟国
は、国内の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの
協定を実施するための適当な方法を決定すること
ができる。」と、こう書いてありまして、今まさ

に議員がおっしゃったような問題点をここで指摘
をし、十分な許容の範囲をここに書いてあるとい
うふうに思います。

○市川正一君 今の答弁及び総理答弁の中に
も、このTRIPS協定によって先進国から発展
途上国への技術移転が進むんだと、こういう評価
がなされております。果たしてそうか。

特許庁の資料での研究であります。発展途上
国における特許の所有状況は世界全体の特許の
六割を占めているにすぎないんです。資料はい
ささか古くございまして、要求しても資料を出し
やめぬのでこれで物を言わせてもらいます。しか
も、そのうちの八四％は外国人の所有なんです
ね。そのうちの九〇％から九五％は使われてい
ないんです。

これは何を意味するかといえば、つまり発展途
上国が技術移転を希望すれば先進国の多国籍企業
に高い特許料を払わなければならぬんです。この
TRIPS協定には発展途上国の特許料を特別安
くするという規定があるんですか。そんなのはお
まかせな。ということ、やっぱり現状を根本
的に変えることはできぬんです。簡単に移転移
転と言いますけれども、そうはならぬ。

なぜかならば、インドの元大蔵次官でガット大
使のシュクラ氏、これは衆議院でも取り上げたの
で閣僚の方は御存じだと思いますが、彼はWTO
条約が強制する特許法の大規模変更で医薬品が値上
がりし、この分野で地域、技術をほぼ独占してい
る多国籍企業への依存が高まることは避けられな
いということ、結局国民の命がこのままでは守
れぬという不安を表明しています。

多国籍企業の主張に基づく今回の協定は、公正
公平の原則から外れるおそれがある。私は、政府
の言う技術移転が進むということ、単純にはそ
うならぬということをよく認識して対応してい
たのだと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(河野洋平君) 単純にはそうならぬと
いう議員の御発言は、なる可能性も非常にあると
いうことも御承知の上のことだろうと思ひいま

す。

【委員長退席、理事稲村稔夫君着席】
私は別に妙なことを申し上げるつもりはありま
せん。発展途上国において先進国の知的所有権の
保護が透明性その他を持ってなされれば技術移
転の可能性は多くなるだろうということを繰り返
し申し上げていくわけで、その意味では議員も御納
得をいただけるだろうと思ひます。

○市川正一君 可能性だけでは、夢では生きてい
かれまへんのや、ほんまに。この問題について
は、そういう世界の現実、発展途上国の現実を見
て日本が果たすべき役割をしっかりと見きわめ
てほしい。

時間も進んでまいりましたので、次にアメリカ
の三〇一条にかかわる問題について伺いたいん
ですが、アメリカのWTO協定の国内実施法案の百
二条では、協定と合衆国法が対立する場合は合衆
国法が優先するといふふうに明記しております。
去る九月末に日米包括経済協議の結果、自動車、
同部品が三〇一条の調査対象になりました。

まず最初に伺いたいのは、アメリカが今回のよ
うに一方的措置をちらつかせながら、車検制度や
系列取引の問題がある、あるいは輸入数量を追加
しないのはけしからぬ、こう言うて日本に自動車
部品の輸入拡大を迫ることは今度のWTOの協定
のルール違反になるのかならぬのか。通産大臣、
いかがでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) まず、委員の御発言
で一点訂正をさせていただきますが、アメリカが
通商法三〇一条の適用を申しましたのは自動車の
補修部品の分野のみでありまして、自動車及び組
みつけの部品を指してはおりません。この点だけ
は正確にさせていただきますと存じます。

その上で、日米包括協議の枠の例え民間各社
の部品の自主調達計画というものはもとと外で
あります。民間企業のそれぞれの経営判断の中で
それぞれの企業がつくりました将来計画をいわば
積み上げたものでありますから、これは政府の関
与の外の問題でございまして、これは民間企業そ

のものと並びにその集合体である工業会の自主計画
であります。包括協議の当然のことながら外で
もありません。政府の関与の外でもありません。
我々は、こういう議論が続くことを決して好み
ませんし、二国間の議論が新たに今後、多角的な
話し合いの場というものが設けられるならば、そ
うした場で議論をし、少しでもこうした摩擦が解
消できればと心から願っております。

○市川正一君 この三〇一条の今までの経過を橋本
通産大臣も驚と御存じだと思いますが、逐年……
○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は当事者でありま
す。

○市川正一君 今までのこと。今のことは一番
よく知ってはるが、知ってもらわぬと困るんだ
が。

逐年的に整理してみると、これは通産関係とも
確認をいたしております。七七年には皮革、八二
年には革靴に三〇一条の制裁を発動して関税を引
き上げる。そして日本に関税割り当て制度を導入
させました。八六年には外国人弁護士受け入れ制
度で、八八年にはオレンジ及びオレンジジュース
でUSTRに提訴。八五年には半導体問題で半導
体以外のパソコン、カラーテレビ、電動工具に一
〇〇％の報復関税を発動しました。八九年には木
材、人工衛星、スーパーコンピュータで調査が
開始されました。

こういう経過をずっとたどり、その中で明らか
になったことを整理してみると、三つのケースを
アメリカはねらっております。第一は、WTOの
対象外の分野、内容に対しては三〇一条の発動が
自由でできる。第二は、WTOが対象としている
分野でも三〇一条による調査開始で圧力をかける
ことはWTOのルールに反しないという立場で
す。第三に、WTOの対象とする分野で三〇一条
による一方的制裁を発動しても、WTOの紛争の
処理が確定するまでの二十八カ月間は日本はやら
れつ放しなんです。

こういう三つのケース、このパターンを巧
みに利用しながら、調査の開始、提訴、制裁、こ

ういうような形で日本に迫ってくるというのが、通産大臣が直面している事態の本質じゃないですか。村山総理が、二国間の紛争はWTOのルールで解決できるとおっしゃいましたが、これで解決できますか。何の保証もないということ。私ははっきりと申し上げたいと思います。

そこで、私の時間がもう迫ってまいりましたので最後に、これは答弁を求めるつもりはありませんが、結びとしてあえて外務大臣に申し述べさせていただきます。

昨日、河野外相は、再交渉を行うべきであるという主張に対して、再交渉は今では遅過ぎる、前内閣がもっと頑張るべきだった、海洋法のとときは多数の国が再交渉を求めたけれども今は違うという三点を述べて、再交渉の要求を退けられました。

私は率直に言いたいのではありませんが、遅過ぎるのじゃないんです。批准前の今だからこそ間に合う。決して遅くない。あなた御自身、衆議院の答弁で、協定受け入れは国際義務でないと述べていらつしやいました。改めるにはばかんなかれというあの言葉は、先日、武村大蔵大臣が、きょうはまた大事な人がおりませんが、代弁して言うという事で、野党のときは政府を糾弾、弾劾し、政権につけば前政府に責任をなすりつける。これでは話は通じません。

しかし、国権の最高機関である国会の三度にわたつての全会一致の決議は、全会派全議員の責任に属する問題であります。しかも、海洋法のとときと違うとおっしゃいますが、ヨーロッパでもアジアでも農産物の自由化に反対し抗議する世論と運動が各国で広がっております。アメリカの顔を見ながら言うべきことを言わぬ、これは完全な主権放棄ではないですか。私が冒頭、あえてフランスのことを申ししたのは、日本にとって米は日本の文化なんだという立場からも、ぜひそういう見地を学んでいただきたい。

午前中のやりとりで外相は、一国のエゴに陥ってはならぬと述べられましたが、今日、一国のエ

ゴは世界経済を支配しているアメリカの覇権主義です。そういう点でも、私は、この際改めて交渉をやり直すということを主張いたしまして、立木議員に譲ります。

どうもありがとうございます。

○国務大臣(河野洋平君) 私、答弁をさせていたかったと思います。

議員から再交渉を行うべきだという御指摘がございました。私はこれまで再交渉は難しいということをお願いしてまいりました。今となつて日本一国が再交渉をせよといっても、それはなかなか再交渉ができるわけのものではない。

今、議員は、ヨーロッパでもどこでも再交渉を望む声があると、こうおっしゃっておりますが、しかし現実にはもう百二十五カ国の国と地域でこのWTO協定の国内手続をするためにそれぞれ審議が進んでいるわけがございます。恐らく一月一日には相当数の国が手続を終えてWTO協定の発足ということになるというふうには見通しているわけでございます。海洋法のとときはそうだったという例示は、この状況とは全く状況が違うということとをぜひ御理解いただきたいと思ひます。

また議員は、先ほどアメリカの三〇一条についての態度について三つの例示をお挙げになりましたが、あの例示を伺っておりますと、それではもつとWTO協定の幅を広げればいいのか狭めればいいのか。一方で、WTO協定外のとときにどうするんだと、こうおっしゃる。それなら広げればいいのかと思うとそうではない。こういうことでは私どもは判断のしようがないと思うのです。

きょうは議員から、大変その道の権威から御指導をいただいたことは心から感謝を申し上げますが、先ほど通産大臣からお答えを申し上げましたように、このWTO協定によって被害を受ける、大きな打撃を受けるそれぞれの分野には、政府としてできる限りの対応を現在しているわけでございます。

一方、関税の引き下げによって国民生活にはプラスの面もあるということもぜひ御理解をいただきたい。内外価格差がこれによって縮まっていく、あるいは従来よりも消費者にとってプラスも大きいという視点もまた見ていただかなければならないのではないかとただ申し上げさせていただきます。

○立木洋君 質疑に入る前に、先般の総括質疑のときに私は、アメリカ側にパネルに提訴をして対抗措置が確認されたのはオランダだけだという問題で、一件だけしかなかったという質問をしました。そのときに通産省の伊佐山次長の答弁で、私はオランダは対抗措置をとらなかつたと述べたのに、伊佐山次長の方からは対抗措置はとつたという全く事実の違う答弁がありました。

私は、これは非常に事実の問題として大切なことなので、その後直ちに通産省にお願いをし、書類に基づいてそれが事実かどうか確かめてほしいということをお願いしました。その後通産省の伊佐山次長の方から持つてこられた四つの文獻、ガットのアナリテルカル・インデックス、二番目に日本関税協会発行の解説書「ガットの全貌」、三つ目に日本関税協会発行の雑誌「貿易と関税」に載つた大蔵省関税局国際課、中川鑑査専門官の文書、四つ目に通産省の資料でまとめた通産省通商協定管理課の文書、この四点を持つてこられました。

そこで、この四点の文書とも私が主張したとおり、この問題についてはパネルがオランダに対してアメリカに対する対抗措置を認めたということを確認しておりますけれども、オランダが対抗措置を実際にとつたという記述は全くないわけであり、通産省の方はさらに引き続いてその後オランダ本国に調査を今依頼しているという状況が説明されました。

しかし、この特別委員会が開かれてある会期中に、私は問題のけじめをつけておく必要があるというふうな考えましたので、ましてやこれは判断の問題でなくて事実の問題ですから、私は何か日

本共産党の質問が事実に基づかないで勝手なことを述べたというふうな誤解されては困りますし、ましてやテレビでの放映でありますから、この際、伊佐山次長の現時点でのお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(伊佐山建志君) お答え申し上げます。

先生御指摘の実際に発動されたか否かの点についてでございますが、まさに先生今御紹介いただきましたように、正確な事実関係については現在、在オランダ日本大使館を通じてオランダ政府に確認をいたしているところでございまして、その確認の結果につきましてはもう少しお時間をいただくと幸いです。

月曜日の御質問に対する私が御答弁申し上げました点でございますけれども、オランダが米国の措置に対してガットに提訴し、対抗措置を求め、それがガットにおいて認められたというプロセスがあつたものから、対抗措置がとられたと申し上げました。実際にオランダがどのような措置を実施したかにつきましては、現在確認をさせていただいてるところでございまして、そういう意味で誤解を与えような発言をいたしましたことについては申しわけなく存じております。

○立木洋君 通産大臣、お聞きのような状況なんです。結局私が述べたのは、アメリカにいろいろな違反問題があつて提訴をした場合に、アメリカに問題があつたということとはパネルでいろいろ問題になりましたけれども、事実上対抗措置をとつた国というのは一件もないんです、この四十七年間。そういうことを私は明確にしたかつた意味で述べたわけで、事実が明確でないにもかかわらず、いわゆる慎重を欠く答弁が今、不十分でしたというお話がありましたように、こういうことについては今後の教訓としてやっぱり改めていただきたいと思ひますので、最後に一言何かコメントがございましたら、大臣。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 不正確な答弁を事務方がいたしましたこと、私からもおわびをいたし

ます。

○立木洋君 食品の問題について厚生大臣にいろいろ伺いたいと思います。若干時間が少なくなりましたので、途中ではしるかもしれません、よろしくお願いします。

日本で決められておる食品安全基準としての食品の添加物の問題や農薬の残留基準等の問題について、これは日本では国民の生命と健康を守るといふ、科学的でそれから安全性の点から十分に検討を経て決められているものだと考えておりますけれども、そうでしょうか。

○国務大臣(井出正一君) お答えいたします。

我が国の食品の安全基準は、先生今お述べになりましたように、国民の健康確保を第一に考えて策定してきたものでございます。食品の安全基準についての審議は、厚生大臣の諮問機関であります食品衛生調査会において行われますが、当調査会には常任委員会及び分野ごとの八つの部会が設置されておりまして、科学的・専門的知見に基づき慎重な審議が行われておるわけでござい

す。

○立木洋君 SPSです。

(理事稲村稔夫君退席、委員長着席)

結局、コーデックス委員会で作成された国際基準の点で、これと比較して日本の食品の安全基準がどういふ違いがあるのか、その点について若干説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(小林秀資君) 食品衛生法に基づく残留農薬基準があり、かつ国際基準もある農薬のうち、残留基準が国際基準より厳しいものは二二%ござい

ます。次に、食品添加物についてでございますが、国際機関において安全と評価された化学的合成成分たる添加物三百十三品目のうち、我が国において食品衛生法の指定を受けている添加物が百九十二、六一%、我が国において指定を受けていない添加物が百二十一、三九%でございます。

それから、食品の放射線照射につきましては、コーデックスの照射食品に関する国際基準では食

品の吸収する総平均線量は照射工程で十キログレイを超えてはならないと規定をされております。しかし、対象品目は規定をされておられません。我が国では、食品の規格基準において、この放射線照射はバレイシヨの発芽防止を目的とするもののみ認められておりますということでございます。

○立木洋君 WTOの内容では、このSPSでは国際基準に調和させることが義務化されているといふふうに承知しておりますが、このSPS協定で日本としては基準を守っていくことができるんだらうか、WTOが発効された後、日本の基準、日本で決めた基準を守っていくことができるのかどうか、いかがでしょうか。

○国務大臣(井出正一君) WTO協定中のいわゆるSPS協定は、各国の衛生植物検疫措置と国際基準との調和を図ること等を規定したものであります。食品の安全に関する国際基準は、国際的な機関において消費者の健康の保護を目的として策定されてきているものでございまして、我が国においてもこのような国際基準により国民の健康は確保できるものと考えております。また、この協定には、科学的に正当な理由がある場合等におきましては、国際基準よりも厳しい基準を採用し得ること等の規定も盛り込まれております。

こうしたことから、この協定の締結によって国民の健康確保に支障を及ぼすような食品の安全基準の緩和を行う必要はないものと考えております。これからも国民の健康を守ることを第一に考えていく所存でありますし、このコーデックス委員会の国際基準には我が国の食品衛生調査会の研究あるいは意見を反映できるように頑張っていきたいと思ひます。

○立木洋君 科学的な正当な理由がある場合、いわゆる厳しい基準を維持することができるといふ点は、これは極めて単純ではないんです。

問題は、先ほど言われましたように、TBTの方では結局、貿易の障害になるようなことがあつてはならないということが一方で決められていま

すね。同時に、科学的に安全性を評価する場合に用いられるのはどういふふうな問題が用いられるか、どういふことが用いられるかというところ、どれだけのリスクが受け入れられるかというリスク評価が問題になるんです。つまり、これだけの残留農薬があると、これで本当に人体に危険を及ぼすのかあるいは危険でないのか、どの程度が危険でどの程度が危険でないのか。これはもう今までの公害の問題だつて常に問題になることです。そして、そういういわゆる価値判断に非常に大きく左右される。

ですから、政府や企業の見解と一般消費者市民との間では非常にこの基準のとり方というのは、科学的科学的と言いますけれども、問題が今までもたくさん起こっているんです。現にこの問題は、国際基準を定めているコーデックス委員会のメンバーの三五%は食品関係の多国籍企業の代表によつて占められていて、発言権はほとんど認められておりますから、発言することは可能であります。だから、国際的に決めた基準より厳しい基準をいつでもとれるみたいな言ひ方をするとこの問題は正確ではないと思ひます。その点だけはこの問題ではつきり示しておきたいと思ひます。

その点で、国際基準より厳しい基準を持つとするとするやうな国がそれを証明する義務を負うわけですが、厳しい基準を持つとした結果、しかし実際にガットの規定によつてそれがTBTに反すると、つまり障害だと判断されたやうな場合には、その国はどうなるんでしょうか。

○政府委員(小林秀資君) まず、先生がおっしゃいました科学的な正当な理由というのは、私ども日本人がお米をたくさんとる、それからリンゴをたくさんとるといふことも立派な私は正当な理由だと思ひます。

ただ、先生がおっしゃるやうに、仮に食品の輸出、日本に輸出をしようとしていらつしやる国が我が国の基準について貿易を制限するものと訴えた場合なんですか。その紛争は、WTO協定の

紛争解決に関する規則及び手続に関する了解に基づき解決が図られることとなります。この際、中立的な委員から成る小委員会がつくられまして……

○立木洋君 経過はわかつているんですよ。問題は、否定された場合、障害だと断定された場合。○政府委員(小林秀資君) そういう委員会で科学的な正当性があるかどうかの判断をすることになっております。

仮に、我が国の基準が科学的に見ても厳し過ぎるといふ判断がされた場合であっても、農薬等については人の健康に全く影響を与えない一日許容摂取量、ADIを超えることのないやうな基準を設定することが国際的にも大前提とされておりますので、国民の食生活の安全を守るには支障を来すことはない、このやうに考えております。

○立木洋君 だけれども、最も重要な点を今お避けになっている。

もし、ガットに提訴をして、ガットで争いになって、そして国際的にも厳しい基準を求めたけれども、それが実際には貿易の障害になるといふことが判定された場合、大変なことになるとすね。

一つは何か。その国が厳しい基準をとつたために輸出できなかつた国にさまざまな経済分野で報復措置が実行できるやうな権限が与えられるんですよ。もう一つは、厳しい基準によつて被害を受けた国、その被害に対しては補償しなければならぬという義務を負わなければならない。

だから問題は、厳しい基準を求めようとしてこのことを認めてくれといふて訴えてそれが敗訴した場合、莫大な高額の負担を負わなければならないんですよ。そんな負担まで負つて厳しい基準を求めるといふやうなことは本当に確信がなければできなくなる。これは大変な問題があるんだといふことを私は指摘しておきたいと思ひます。

同時に、日本はこれまでこの科学的な安全性を検討したといつて基準を決めたんです。そうで

しよう。いいかげんに決めたんじゃないと私は思いますよ。もちろん消費者の意見を聞いたり、専門家の意見を聞いて決めてきた。ところが問題は、ここ数年間、なぜ日本は日本よりも低い国際基準に合わせるような緩和作業を進めてきたのか。この点が私は問題だと思ふんです。

どうしていわゆる国際基準に先取りして緩和するような作業を進めてきたんですか。その点について、大臣、いかがでしょうか。これは基本的な考え方の問題ですから、大臣にお答えいただきました。

○国務大臣(井出正一君) 厚生省といたしましては、国民の健康が確保されることを大前提として、食品衛生に関する規制が不当な貿易障害にならないようにするため、加盟国の基準をできる限り国際基準に調和させることは必要であると考えております。

食品の安全に関する国際基準は、消費者の健康の保護を目的として策定されてきているものでありまして、基本的には我が国においてもこのような国際基準により国民の健康は確保できるものと考えております。

○立木洋君 いや、その文章を読み上げられただけではどうも皆さん聞いておってわからぬし、納得できないのじゃないですか。私が言っているのは大変なことなんだ。正しい科学的な理由があるなんて言ったってB.Tの問題もこれあり。それから、大体コーデックス委員会が決められているのはなぜか。食品の流通を促進するための委員会なんですから、それが妨げになるような状態になれば敗訴になるということだってあるわけですが、専門委員会が何は選ばれたって。そうした場合には、厳しい基準があつて、高い金額まで払って、賠償金まで払って、それでもなおかつ高い基準を求めるようなことをするのか。つまり、リスクの評価というのは価値判断にかかわるわけですから大変な問題なんです。いいかげんなことではないということだけは、大臣、よく心得ておいていただきたいというふうに私は思ふんです。

そこで問題は、今なぜ日本が国際基準に調和をし、国際基準の緩和を進めてきたのか。

ウルグアイ・ラウンドができた前の十五回F.A.O.とW.H.O.の合同食品規格委員会に出席した日本の代表は、国際食品規格の最大残留農薬許容量と日本の基準とは異なっているということを主張して、国際基準を直ちに受諾することはできません。これは困難ですと言つて主張したんです。これはウルグアイ・ラウンドが始まる前です。

ところが、ウルグアイ・ラウンドが始まってから日本の主張は変わったんです。それまでガットと関係なかったんですね、コーデックス委員会というの。だけれども、コーデックス委員会がW.T.O.の中に組み込まれていくというふうな状態にウルグアイ・ラウンドの中でなつてきた。そうなる結果、その規格を受け入れるということがかつては任意であつたのが、国際基準の受け入れが自由貿易の促進という立場から義務化されたんです。そして、F.A.O.とW.H.O.の合同食品規格委員会第十八回総会、これはウルグアイ・ラウンドが始まった後です。そこではもう日本は早期に国際規格の受け入れの対策を検討するということを経会で発表しているんです。

問題は、どうしてなのか。これは食品の国際的な流通量が増加してきた、それを妨げるという口実で、各国に対して厳しい食品安全基準の見直しをアメリカを中心としてガットの場で押し進められてきたからなんです。だから、日本でもそういう食品関係の多国籍企業などができるだけ参加をしてもらつて見直しをするというふうな状態になつてきたんです。つまり、大変な事態。

食品の安全の問題でも科学的な正当な理由があれば高い基準が認められるんだ、厳しい基準が認められるんだというふうなことは、私に言わせるならば全く道理の通らない言い分にすぎない。現実にはこれが進められてきた。日本自身だって、日本政府自身が科学的な安全性という見地から検討したと言ひながら、食品の安全基準の緩和をずっと進めてきているじゃないですか。い

わゆる残留農薬にしたって、一九九一年からこれをふやしてきて、二十六だったのが百三まで、いわゆる国際基準の八二%まで既にウルグアイ・ラウンドによつて合意して、W.H.O.が発足する前に国際基準に調和させたじゃないですか。結局、これはアメリカの圧力なんですよ。

こういうふうな問題を考えるならば、私は最後に指摘したい点ですが、日本政府は本当に、厚生大臣がおっしゃるように、国民の生命あるいは健康のため安全を第一義的に考えていわゆる安全基準の問題を考えているのか。食品多国籍企業の食品貿易、この流通を増大させるというのを第一義に考えて実際上は進んでいく危険性があるんじゃないかという懸念があるので、その点についての厚生大臣のまず見解を端的に結構ですから述べてください。大臣が述べてください。

○政府委員(小林秀資君) 先生、先ほど申しましたように、残留農薬基準をつくつてきておりますけれども、緩和したというのではなくて、新しく厚生省としては今まで残留基準がないものを順次つくつてきた。最近そういうことでつくつてまいりまして、そのときにはもちろん国際基準というのを参考にし、それから本当に人間の体に、健康に害があるかどうか、そこを吟味してきちつとつくつていけるものでございまして、緩和してきたということにはならないと私は考えております。

○立木洋君 もう時間があれですから、私は最後に質問をして、大臣の答弁をいただきます。

今の局長は、どのようなことでもお述べになることができない。しかし、現実に国際基準の八二%に合せているということは事実なんです。それから、国際基準というのは低い基準なんです。私はそのことだけはもう一度述べておきたいと思ひます。

同時に、この問題については、つまり未来を担う子供たちあるいはお年寄り初め日本の国民というのには安全な国内産の食品ということを願っているんです。そして、政府自身もその立場から、消

費者の要望を受け入れながら、やっぱり食品の安全の問題についてはいろいろ科学的な安全の問題を検討しながら進めてきたと言われておりながら、現実にはアメリカの圧力等によつて食品基準を、リスクの評価にかかわる価値判断の問題ですから、だんだん切り下げていくというふうな状態になることは極めて大変な問題だと私は指摘したいと思ふんです。

ですから、この点で本当に厚生省が国民の生命と健康の安全を第一義として今後とも貫いていくという立場をとるのかどうか。貫いていくならば、その食品基準において危険な問題をもたらすような協定については明確な主張を、こういう協定については同意できないという主張をやつぱり明確にする立場をとるべきだと思ひますけれども、その二点について政治的な判断を述べていただきたい。

○国務大臣(井出正一君) 食品の安全基準につきましては、引き続き国民の健康確保を最優先に進めていくつもりであります。さらに国際基準との調和も踏まえていかなきゃなりません。その際、私どもの食品衛生調査会の科学的あるいは合理的な判断に基づいて対応をしてまいりたいと思つております。

○立木洋君 一言だけ。本当に科学的な安全性を守るという立場を貫くかどうかということは、国民が見ているわけですから、今後とも真剣な立場で私は対応していただきたいし、そういう立場であるならば、このW.T.O.における関係の内容については、これは受け入れることができないということを重ねて私は主張し、質問を終わります。

○青島幸男君 私は、著作権の問題につきまして質問をさせていただきます。

まず著作者人格権につきまして、これはこの協定の中では特例事項、例外事項だというふうなことになるというところ自体、私は納得がいかない思いがするんです。先ほど私の前に質問に立たれた方の発言に対して河野大臣が、それは各国はそれなりに議論をして承しているんだからそ

れでいいじゃないか、しかしそれがフェアに行われるかどうかをシビアに見詰めればそれでいいというふうな答えをいただきましたけれども、特例になっていること自体がフェアではないのじゃないかという気が私はいたすのですけれども、この問題についてここで御議論申し上げようとは思いません。

著作権あるいは知的所有権についてもさまざまな形がありますけれども、今まで主に工業著作権とかそういう工業権、あるいは特許、そういう問題について論じられましたけれども、今、私が取り上げたいのは、音楽著作権などに代表される芸術的な分野の著作権のことをお尋ね申し上げたいんです。

と申しますのは、最近、特にアジアでは日本の楽曲とか映像とか出版物が大変に人気がありまして、もてはやされております。非常にポピュラーになっておりまして、どこへ参りましても日本の歌が聞こえたり、日本の映像があつたり、出版物があつたりします。それは大変に文化交流の上では役に立っていると思ふんですけれども、著作権者の権益の問題になりますと、これは全く尊重されるどころか無視され、じゅうりんされているというような実感を私は持つんです。

これではやっぱり本当の意味の友好とか文化交流には結びつかないんじゃないか。やっぱりその点には配慮していかないといいけないんじゃないか。他国にそのことはあるいは求めることが必要なのかもしれない。これは外交的な手段で面と向かってねじ込むような形でいくのか、あるいはさうでなくて、もっと友好的な手段がとり得るのか、あるいは改善方を求めるように要求を入れるのか、さまざまな形があると思ふんですけれども、現状のままではいいとは思ふないんですが、大臣、その点に関して御見解を承ります。

○国務大臣(河野洋平君) 青島議員の御心配、御指摘は私もよくわかります。音楽著作権などをどうやって守るか、権益を守るかというのは相当技術的な問題もあると思ふます。協定だけが結ば

れていても、それは十分な権益を守ることにはならないと思ふます。つまり、技術も必要だし、知識も必要だし、あるいは人的な問題もあるだろうと思ふます。したがって、この協定が実際に効果的に運用されるためにはそれなりに技術的支援、あるいはもつと言へば、さまざまな経済的支援まで含めて行う必要があるだろうというふう

に思ふます。

○青島幸男君 と申しますのは、観光客として我が国を訪れた方がテープとかディスクとかあるいはさまざまなものを持ち帰られて、しかもそれを何十万というようなオーダーで複製なさつて、営利目的で販売するわけですよ。そうすると、やっぱりオリジナリティーを持った考案者とか作者で

すね、その方の権益というのはいくらにせよ、それこそ有効な手段で結びつかないと思ふますし、その数はまた大変なものなんです。

かつて私の同僚で今泉隆雄という方がおいでになつて、そういう名前だと皆さん御認識ないと思ふますが、いずみたくさんです。この方は有名な音楽家ですから皆さん御存じだと思いますけれども、この方が旧ソ連に旅行に参りまして、団体ですから、シャイな方ですから端の方にいらした

んです。それが、ピンクとキラーズというのが歌いました「恋の季節」という大変ポピュラーな歌がありましたけれども、この歌が何かロシア民謡にちよつと似た感じがするんですか、大変に旧ソ連で受けまして国民歌謡のように歌われていたそうなんです。実はそのいずみたくさんがこの曲の作曲者だということが明確になつたら、いきなり上座へ据えられて大変なもてなしを受けた、こういうことなんです。ただ、いずみたくさんが申されま

すには、これがアメリカでこんなに受けてくれたんだつたらブルツキの邸宅が建つたかもしれないと苦笑いをしておられましたけれども。

事ほどさように、莫大な金額を生んだり権益を生んだりすることなんです。しかもやる方

は、そういうことを行う方々はこういうことを営利目的に行うということが作者の権益をじゅうりんする重大な犯罪行為だという認識をお持ちにならないんです。また作者の方の周りもそうなんですけれども、昔から我が国でもそうだけれども、そういう無形の知恵とか元手のかららないものとかというものは余り尊重しない風潮があるのだから許したいことだと思ふんです。いいじゃないか、おまえの歌が世界の人々に親しまれて歌われるのなら作曲者冥利に尽きるじゃないかと、それでおしまひになつてしまつてはいけませんだと思ふますよ。やっぱりつくつた方の権益が正確に保障されて、しかも尊敬を持って受け入れられるというような制度を持たなきゃなら

ない。

それを他国に求める場合、我が国の場合は日本音楽著作権協会などと言われる、御存じのとおりJASRACというのがあります。それがそういう権益をお持ちの方から曲なりなんなりをお預かりしてそれでその実行行為を代行するという形で、外国のものを使った場合でもそれはそれなりに集めてそちらへお支払いするという格好になっています。

ですから、各国でそういう格好のものがきちつと整備されて、そのことをまた国民の一人一人が認識して、楽しんで歌つたり感激を持つたりして、感激を受けられるようなものについては十分な尊敬を持つてその作者に対して何らか感謝の気持ちを持つというような形が、金銭を支払うという格好で明確にお互いの権益が尊敬を持つて守られれば、それこそ友好関係が結ばれると思ふんですが、そういうふうな外国に求めるということの結果たして内政干渉になつたりするのかなとか、そんな気もするんですけれども、これは一朝一夕にはできないことだと思ふます。

先ほど大臣の御発言にありましたように、長い時間をかけて相互にどういうふうな理解を進めていくかということとを研究し合いながら啓発し、あるいは援助していかなくやらないと思ひま

す。その点でもう一度御決意を承りたいと思ひます。

○国務大臣(河野洋平君) コピーとかテープとかというものが出回るころ我が国でもそうしたことが随分と議論になつて、著作権法というものをもう少ししっかりしなければならぬという議論をしたことを私は覚えておりますし、最近でも貸しレコードなんというものがどういうふうな扱われればいいかという議論があつたり、我が国でもそういう議論があるわけですから、途上国ではもちろんそうした議論があると想像してもそれはもう間違いがないだろうと思ひます。

そこで、我が国としては、途上国への支援というところでJICAを通じてあるいは文化庁のさまざまな事業などで、主としてアジア地域における著作権制度の整備、普及を目的とする例のWIPOの途上国開発協力プログラムに対して支援するとか、こういう作業が行われています。

これは一遍に手品のように全体を把握するなんというところは残念ながらさう簡単にできると思ひませんけれども、しかし法制の仕方それからシステムをつくることをどうやって把握するか、あるいは海賊版なんというものは非常に本人の権益を侵すものだということの意識を普及させること、こういったことのために大いに努力をしなければならぬのだと思ひます。

技術協力に関する第六十七条という条文の中にもそのことが、技術的支援を、ここにはこう書いてありますね。「知的所有権の保護及び行使並びにその濫用の防止に関する法令の準備についての支援並びにこれらの事項に関連する国内の事務所及び機関の設立又は強化についての支援(人材の養成を含む)」、こういったことをしようということが掲げてこれからも進めていくということが当面一番オーソドックスな方法であらうというふう

に思ひます。

○青島幸男君 おっしゃるとおりなんですけれども、少々のことならまだ我慢はできますけれども、それが極めて大規模に行われているわけ

よ。出版の部分なんかでは、やっぱり翻訳の問題もあるでしょうから、一部の専門書などを除いては余り海賊版というのはいないですね。しかし、コミックスなんというのはそれこそ何百万というオーダーで出ますけれども、これを土産で持つて帰ってすぐ版を写真で起こして、漫画みたいなものの、コミックスは吹き出しの部分だけ現地の言葉にかえて、大変な量が出回っているわけですよ。それから、こちらから持つて帰ったビデオあるいは映像をそのままテレビにまで流して何の支払いもしないというような例もあるわけですね。

そういうことを重ねて考えますと、例えばヨーロッパでデジタルで録音してすぐに再生できるというような機器を輸入するときに大問題になったことがありますね。それをやられちゃかなわぬ、レコードが全然売れなくなってしまうじゃないかと。ですから、そういうものに蔵出しのときに税金をかけて、それで著作者に保護を与えようじゃないかという議論もありましたけれども、これはなかなかうまくいきません。ということとは、一人一人がきちっとした認識を持つて対応するようになるのを待たなきゃならないという大変気の長い話ですけれども、それは確かにそのように、しかもそういうものが莫大な利益あるいは金額を生む。

例えば、リパブルの四人の青年が世界的な音楽のリーダーになりました、ビートルズというメンバーですけれども、これが大変なヒットを飛ばし続けまして、アメリカから莫大な著作権料が入りましたね。そのときに、逼迫をきわめておりましたイギリスの経済に非常に大きく寄与した、おかげで勲章までもらったという話まであるくらいでして、これはいがしろにできない問題としてきちっと見詰めて、他国に理解を求めるといふこともしながら援助の手も差し伸べるという格好で、文化的にも相互信頼、理解のためにもそれがその道に沿って国際平和につながるように努力していかなきゃならない。

しかも、これは一朝一夕にはできないことだということも十分認識をしておりますけれども、その線で推し進めていただきたいし、重要な論点になるものだという認識をお持ちになってお続けいただきたいという要望をもちまして、終わります。

ありがとうございます。

○委員長(矢田部理君) 本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後六時八分散会

第三号中正誤

ページ 段 行 誤

一九 三七八 農対

農村 正

平成六年十二月十四日印刷

平成六年十二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D